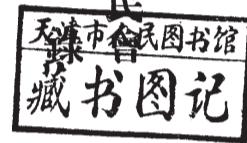


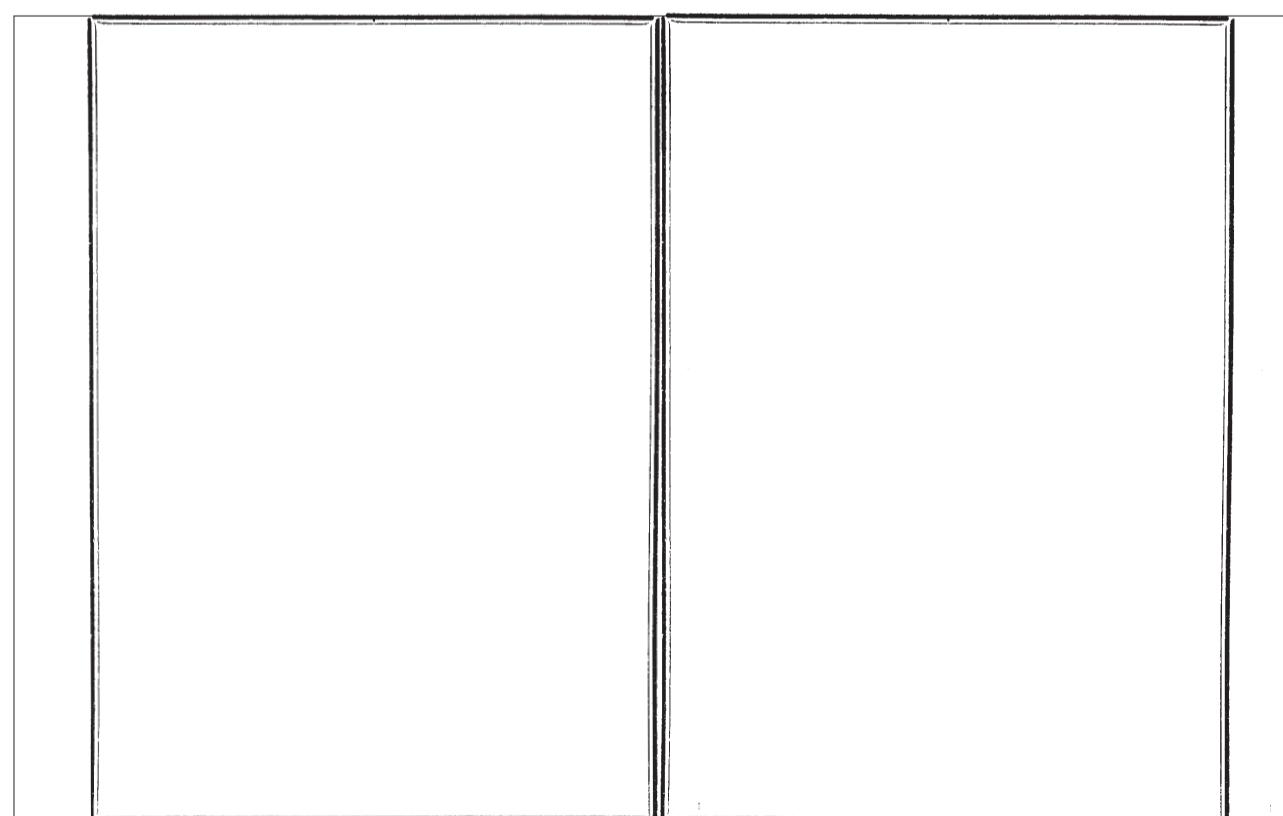
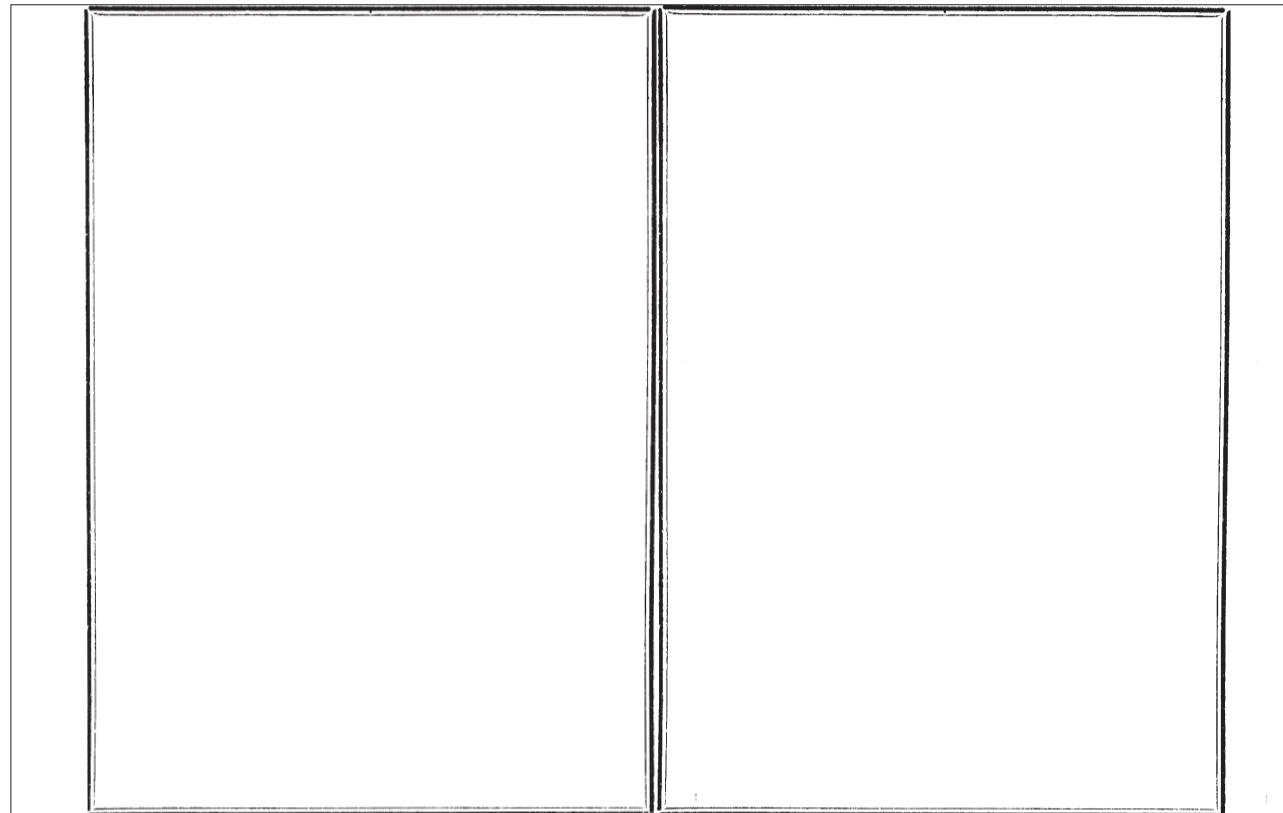
議事速記錄第二十八號

大正十五年第十九次居留民
通常會議事速記



天津居留民團

● 大正十五年第十九次居留民会临时会议事速记录



(6) (7)

◎議長(里澤兼次郎君) 諸般の報告が終りましたが、議事に關してお詫び致します、今回の民會開期々間は一週間あります、議事日程は數日前送付してありますから充分御研究されたこと、思ひます、課金條例案其他幾分膨脹した豫算案の如き重大な議案が澤山あります、質問討論は其機會に於てなることは適宜ありますが、一面議事の進行を圖る上から提出の議案に關係ある

論は其機會に於てなることは適宜ありますが、一面議事の進行を圖ることも考慮しなければなりません、是は議長と議員と協同して實問と討論の區別を能く別けて議事を進めて行きたいと思ひますから御了解を願ひます、是より會議を開きます

◎議長(里澤兼次郎君) 開會の弊頭に於て動議を提出致します、今回の時局に際して軍隊並に領事館の執られたる措置に對し、幸ひに民會開會の際でありますから、民會を代表したる委員を特派して謝意を表したいと思ひます。(賛成の聲起る)

◎議長(里澤兼次郎君) 昨年八月以來天津を中心として李、國兩軍が爭つて居りましたが、時局更に展は、遂に十二月國民軍の占領する所となりて以來一時小康を保つて居ましたが、時局更に展開して本月上旬再び山東軍が國民軍を退散し、天津を獲得したのであります。此間國民軍が天津を奪回せんとして無謀なる計劃を樹て、各國との條約を無視し支那艦隊を太沽沖に集中し、白河々口に水雷を敷設し海陸兩方面より天津を挾撃せんとしたのであります、爲に我專管居留地は正に砲火の巣とならんとしたのであります、此時に際し我が官憲は盡日租界防備の任に當られたが故に、居留民は安心して其業務に從事することを得たのであります、幸ひに本民會の開會に際し民會の決議を以て各官憲に謝意を表したいと思ひます、爰に滿場の賛成を得たことは誠に欣幸とする處であります。(拍手起る)

尚派遣艦隊は明日未明或は午後六時出帆と云ふこととあります、特派委員は三名は如何てす之れは議長の指名に一任願ひます。(賛成の聲起る)

◎議長(里澤兼次郎君) 然らば指名致します、正副議長と遠山行政委員の三名が民會議員代表の資格を以て參ることに致します

◎議長(里澤兼次郎君) 尚議事規則に依つて本日の議事録署名委員を川島範喜君、清水幸三郎君にお願ひ致します、是より日程に入ります

◎橋本國三郎君 一寸他で聞きましたが、福島街の近邊で……

◎議長(里澤兼次郎君) 只今より行政委員會長が事務報告の概要を説明致りますから、其の後で頗ります

◎大正十四年度居留民團事務報告

◎行政委員會長(臼井忠三君) 大正十四年度の民團行政に關しての法規上に定められました事務報告、即ち十二月を以て終りとする事務報告は其概要を印刷に附して配布致しましたから御覽を得たこと、存じます、其内の重要な事項、及十二月以後の成行き、括ては今後民團の行政上に持つ所の方針を例に依つて概要申上げたいと思ひます、豫め御注意を願つて置きますことは、民團法規に依りますて、私共は昨年の十二月に改選された行政委員であります、即ち昨十四年度の大半の行政に携つた人は十二月に改選されて居ります、此間前行政委員會と本行政委員會との間に差異があるかも知れませぬが、此點は御諒解を得て置きたい、又實際上の民團の事務を主宰して居る中島理事は二月に就任され、又行政委員會の會長の更迭に依つて私が

(8) (7)

會長となつたのが二月下旬であつて、尙ほ充分將來の方針に就て研究の届かない點があることも諒解を得て置きたい、尙ほ從來の例として事務報告の際に御質問も出ることがあるが、先刻議長の申しだやうに、議事の進行を圖る上から提出の議案に關係ある事項、豫算に關係ある事項は其機會に於て伺ひ、説明も其機會に於てすることにして此處には省くことに致します。第一は民團法規の改正であります、民團法規は民團の自治行政の根本を爲す省令であり民團自ら制定する條例規則と云ふやうなものも入つて居りますが、施行規則と云ふ外務省令は御承知の如く、大正九年的民會に多年の經驗に依つて非常に不便なることを感じて民會の決議に依つて十年度の行政委員會は意見を取纏めて外務省に申請して、一昨年の十二月に唯今の施行規則が改正施行されて、之に伴ふ館令が昨年一月に發布され、昨年三月議員の選舉も行はれたのであります。然るに改正施行規則に就ても之を實際に行つて見ると、種々の不便がある、之にては行政委員會も研究の餘地あるを認めて居つたのであります、まだ如何なる改正の請願を爲すべきやと云ふ迄の運びになつて居りません、監督官に於ては昨年三月の選舉後實施されました結果により此規則の種々の點の不備を御研究の結果、改正の意見を本省に出して居られるところ云ふことでありますから其方針も漸次示されること、存します、此點は當然慎重研究して大成を圖りたいのですが、今日はさう云ふ成行きになつて居ります、民團内部の法規改正に就ては法令に依つて直ちに法規改正調査特別委員會を初めに設けまして宇佐美司法顧問に委員長を願つて此改正を審議されて居ります、其一部は既に行政委員會に提案されて居ります、まだ此民會に提案の運びに到らざる案が多々あるのであります、之を行政委員會の審議にかけ

(10) (9)

旗銀行から借り入れることに就ての相談を綱めて協賛を経て居るのであります、所が五月の下旬に上海に騒ぎが起つて、支那の各方面の事情が不穏に陥ると共に、花旗銀行から此金は一寸待つて與れと云ふことになつて、民團としても此協賛を経た所の起債の認可を申請して居つたが其認可が遅れて居つて、丁度其機會に於て銀行から延期の申出を受け、其後九月になつて有田總領事、岡本副領事の斡旋に依つて此話が復た復活し、十月に政府の認可が參りました、そうして十一月に此借入の契約を致しました、而し百十二萬円の内七十二萬円は短期間の一時もので、五年の内には長期のものに借換へることにしなければならぬのであります、次に工事の経過を申上げますと、新聞などで大體御承知でありませうが、第一回の八月の指名入札には請負人の見積額が高くして落札を得ることが出来なかつた、仍て第一回の入札條件に二三の變更を加へた、第一回の入札に對してはセメント丈は民團が供給すると云ふことであつたが、更に鐵筋を民團が買つて供給してやらうと云ふ事に變更し、今一は從來の民團の土木事業の契約は保証金を取ることになつて居りましたが、相當大きな此仕事に對して、此金融逼迫の今日保証金を取立てるることは總額に影響のあることを考へて、滿鐵の推薦に係る信用の充分ある人々であるが爲に免除することに致しました、其後二回目の入札で柳谷仙次郎君に落札して、全月の下旬に契約が出来まして、十月十日に工事に着手したのであります、是は當民團開設以來種々の意味に於て紀念すべき事件であったのであります、是に依つて着手した事業の十二分の善果を擧げることを希望して居る次第であります、唯今工事が何ぶ云ふ風に進行して居るかと云ふと、大體に於て全體の一割方の進行を見て居ります、工事上の専門的の心配としては、地底地質の固い爲め工事の進行に就ては双方共心配して居つた點であります、請負人が努力して大きな機械を取寄せた爲め、抗打ちが都合よく進行して居ります、唯戦亂の爲に交通上色々あって、重々のオホが審査して来る、一方載し苦労を要するに因難な点がござり

ては、地底地質の固い爲め工事の進行に就ては双方共心配して居つた點であります、請負人が努力して大きな機械を寄せた爲め、抗打ちが都合よく進行して居ります、唯戦亂の爲に交通社絶されて、種々の材料が賃貸して来る、一方職工苦力を集めるに困難な状態になつて居ります、一方民團側としては此工事の契約が終ると同時に、土地の買収、家屋の取除けをして工事の進行を助けなければならぬのであります、それが手遅れになつて居ります、又民團供給の鐵筋の方であります、之は契約した後に獨逸の西部及ベルジューの水害によつて鐵筋の到着が一ヶ月間遅れることになつて來ました爲に工事に手遅れをして來たのであります、唯今は十六年五月二十日迄に全部を竣工させる豫定の下に、請負者は本年一杯に荒方の事を遣つて了ふと云ふことで、着々進行して居ります

次には埠頭の用地と家屋の買収のことであります、御承知の如く、山口街を約四十尺幅を廣くすると云ふことは現在の計画であつて、其四十五尺幅は民團が買取らなければならぬのであります、是は申す迄も無く、重大なる難しい仕事であるから、民團は特別委員會を組織して此買収に關して調査を進行して居りまして、年内に纏めるやうにしたいと進行して居りましたが、戰爭の爲に十二月に入つて義勇隊の組織と云ふやうなことと調査が遣つて行けない様な状態で買収の根據となるべきものが出来て居ないのであります、是は民會の終了後可成く早くさせたいと考へて居ります、同時に四十尺の幅の買収の外に、尚ほ福島街の上流の土地に港が出來て、彼の方面に種々の設備をすることが出来ない、之が埠頭の利用の上に相當の悪影響がある、仍て之も買收しなければならぬと云ふことが民團の希望であります、當初の計画は此買収費を併

(9)

旗銀行から借り入れることに就ての相談を繰りて協賛を経て居るのであります、所が五月の下旬に上海に驟きが起つて、支那の各方面の事情が不穏に陥ると共に、花旗銀行から此金は一寸待つて戻れと云ふことになつて、民團としても此協賛を経た所の起債の認可を申請して居つたが其認可が遅れて居つて、丁度其機會に於て銀行から延期の申出を受け、其後九月になつて有田總領事、岡本副領事の斡旋に依つて此話が復た復活し、十月に政府の認可が參りました、そして十一月に此借入の契約を致しました、而し百十二萬弗の内七十二萬弗は短期間の一時のもので、五年の内には長期のものに借換へることにしなければならぬのであります、

次に工事の経過を申上げますと、新聞などで大體御承知でありませうが、第一回の八月の指名入札には請負人の見積額が高くして落札を得ることが出来なかつた、仍て第一回の入札條件に二三の變更を加へた、第一回の入札に對してはセメント丈は民團が供給すると云ふことであつたが、更に鐵筋を民團が買つて供給してやうと云ふ事に變更し、今一は從來の民團の土木事業の契約は保証金を取ることになつて居りましたが、相當大きな此仕事に對して、此金融逼迫の今日保証金を取立てることは總額に影響のあることを考へて、満鐵の推薦に係る信用の充分ある人々であるが爲に免除することに致しました、其後二回目の入札で神谷仙次郎君に落札して、全月の下旬に契約が出来まして、十月十日に工事に着手したのであります、是は當民團開設以來種々の意味に於て紀念すべき事件であったのであります、是に依つて着手した事業の十二分の善果を擧げることを希望して居る次第であります、唯今工事が何ぶ云ふ風に進行して居るかと云ふと、大體に於て全體の一割方の進行を見て居ります、工事上の専門的の心配とし

(12) (11)

せて請願したのであります、今は民團が直接受け財源は得られないのであります、而して民團としては、埠頭豫定地の買収の際に之等も民團の埠頭利用業者から買つて頂くことを歓迎するのであります、二三の方面から既に種々の申込もあり、出願もありますが、是等も加へて充分研究して早く解決しなければならぬことであります、此不動産の買収と云ふことは難しいこととて、民團は公共團體でありますから其土地家屋の所有者は相當の犠牲を拂つて貰ひたいと希望するのであります、然し必ずしも所有者をして非常な犠牲を拂はしむることは穩當でないと云ふ考から相當の價格を拂つて行くと云ふことに於て埠頭の築造後將來土地の價値が上ると云ふことに因つて其土地の價格に依つて課税することは言を俟たぬことであるが、そう云ふことから今の土地を廉く賣れと云ふ方針でなく、其值上りに對しては相當の課税をすると云ふ針で進んで居ります、此埠頭事業の最後の一一番重大であつて困難な問題は埠頭が出来上つた場合に埠頭の稅が充分に上げ得られるかと云ふことです、是に就ては可なり議論があるのであります、是に對して主なる問題は三つであります、第一は橋の出來上つた後、充分船の通行に差支なく橋の開閉が行はれるか否かと云ふこと、第二には新萬國橋から上に設ける廻船場の決定と云ふ問題であります、第三には大阪商船會社前へのシードを如何にかしなければ溯航上困ると云ふ、此の三つの點が議論されて居るのであります、第一の萬國橋の改築は來年の春頃迄に仕上つて了ふのですが、何う云ふ風に開閉するかと云ふことは、當民團としては充分なる交渉を遂げて置かなければならぬと思ひますが、問題は船の上ることが實現されて後のことであります、天津の日本租界の埠頭を充分利用すると云ふことに就ては充分注意して貰はなければならぬのであります、

次に廻船場の問題であります、最初佛蘭西租界及一部の意見としては佛蘭西租界と日本租界との境界にすると云ふことであつたから、日本租界は彼處に同船場を拵へては困る、日本租界の上流にして貰はなければ困ると云ふ議論であつたが、昨年の四月になつて港務局長と民團との往復文書に依つて、港務局は支那街の境界に同船場を造ると示す意見に決定して居ります、第三に佛蘭西租界の曲り角を如何にするかと云ふことであります、是に就ては専門家に種々の議論があつて、さう心配せずとも可いと云ふこともあつたが、天津に入つて來る船が、年々大きくなつて來ると云ふことから、相當の障害であると云ふこととして、昨年十二月に民團に向つて之に對する請願が出たのであります、其内容を申すと今の曲り角の向ひの三百間の間は總ての船を繫留しないことにして貰ひたい、又船を傷めないやうに其部分に堅い護岸工事をさせないと云ふことの請願が出て居ります、行政委員會はそれよりの研究を遂げて、其結果總領事館に此事を御懇意力下さるやうに御願して居ります、其後此問題は總領事官から港務局に御交渉になつて、目下進行の途にあります、相當進行して居ります、之は重大な關係のあることは申す迄も無いことであります、充分考慮して居りますから充分達成せしめます一部の人は其成功を危惧して居ると云ふことを聞つて居りますが、元來が日本租界だけが日本租界の便宜だけに船を着ける爲に出發したので無く、天津全體の港が狹くなり、何ふしても港を擴げて貰はなければならぬ、天津の貿易狀態の上から云ふ日本だけの意見でなく、列國が認めて、第一段として萬國橋の架換をすることになつて居りまして、 반드시船を着けることが出来ない

と云ふことになれば、日本租界のみの問題でなく、各國共に共に力を盡して此擴張の目的を達しなければならぬのでありますから、種々の曲折もありませうが、終局に於て此目的を達することは信じ疑はないのであります、乍併事例國との關係であるから、充分に困難のあることは覺悟しなければならぬ先刻の土地の買収と共に難い問題であります。が、出来るだけの努力をして、出来るだけ早く達成したいと考へるのであります、諸君も充分御協力あらんことを希望致します、埠頭の問題に就ては種々の困難も出来ませうが、専門の技術であれば仕事の上には心配は無いと存じます。

次に低資質土地の經營と云ふことであります、從來の方針は今年の九月までは現在の儘にして、根本の經營法は日本の資本家を求めて其經營に任せたいと云ふ下に進んで居るのであります。が、今以て適當の經營の希望者も出て参りませぬ、然く九月になつても無いと思ひますから、別に適當の案立てなければなりません、彼の土地の處分が済んで了ふと土地を一切剥さぬのであるから、將來何う云ふ土地が必要であるかと云ふことで、假令将来病院の設置を必要とするなれば、其敷地を用意して置かなければなりません等は夫々の機關がござりますから其機關の御研究に依つて取締めたいと思ひます、唯此土地の買入は政府に低利資金の借入をして來たのであります、が、日本租界の土地が外國人の手に入つては困ると云ふことから割策したのであるから、其根本趣意を動かして處置することは重大なる問題であります、之を變更せずに遣らなければならぬであります、最後に申上げることは民團に一の訴訟事件が起つて居ります、民團に係る訴訟和解と云ふことは民團の御同意を得なければならぬと云ふ法規である

が、此方から起す問題であれば免に角、先方から起る問題の處置は臨機の處置をしなければならぬものと考へて、委員會に委任されて居ることになつて居ります、之を大體報告申上ます訴訟は五月二十五日張文祿と云ふ支那人から起つて居ります、内容は先年民團が低利資金の内貯入れた現在の運動場の一部の土地に對して所有權の確認と取戻を訴へて居ります、民團が買つて居る土地は俺の土地だから返して呉れ、と云ふのであります張文祿は民團を訴へる前に其北西のポン所の土地の所有者であつた孫仲山を相手に訴訟を起して居ります、それが張文祿の申立が敗訴になつて居ります、其敗訴者が更に今度民團の土地でないと云ふことで民團を相手に訴訟を起して居ります、之に對して行政委員會としては審議の結果、石川辯護士を代理として、去る二十三日に十二回目の公判が開かれ、尙ほ續行中になります、之に就ては諸君に議論もあると思ふが、行政委員會は最善の努力をして居ります、今回の席上内容の細かいことを申すことは時間の進行上如何かと思ひます、此外教育費の補助請願、電氣事業の將來、衛生施設の問題、それから昨年成立した臨時義勇隊の將來等は、何れ豫算に關係あることとありますから、豫算の時に詳しく申上げたいと思ひます、是で報告を終りたいと思ひます

◎議長里澤兼次郎君 御手許にある事務報告に就て御質問ありますか

◎富成二君 唯今のお話に土地増加税を課すと云ふことありますか、獨りバンドのみならず、全體に掛ける積りであるか、バンドの買戻の土地のみですか

◎行政委員會長白井忠三君 私共はバンド築造後の土地に増加税を課することは考へて居ませぬが、今の植段を安くしやうと云ふ考へてなく、將來埠頭が出來上つた時に非常に利益を得

(14) (13)

(16) (15)

る時には、適當の負擔をさせると云ふ意味であります、直ちに増加税を課する意見がある譯ではありません
◎檜垣恭興君 唯今埠頭築造に關係の不動産の内容に就てお伺ねしたいと思ひますが、吾々としては豫算の範圍内に於て埠頭全體が出来ることを希望するのであります、不動産は刻々に價額の相違を來たして居ることにも受取れるのであります、昨年の議決した時と、今日買収すると、吾々としては豫算範圍内ならば宜しいが、豫算を超過することは無いものであります
が、此邊を承りたい

◎行政委員會長白井忠三君 昨年の決議とお仰やるのは多分特別委員會の大凡の査定の標準を出したことであると思ひますが、委員會の審査も經て居りませぬ、行政委員會にも參つて居りませぬが、現在出して居る百十二萬圓の總豫算の範圍で出来る見込で進つて居ります
◎橋本國三郎君 バンドの築造に就て山口街に店舗を持つて居るものは今不便を感じて居る、荷物を揚げるに絕對に揚げて呉れないで困ると云ふことであります、大體バンドの築造の邪魔にならないやうにすることは本意であるが、山口街の不自由を認めて居るものに便利を圖つて貰ふ考は無いか、民團の土地も大部分あるやうであります、それ等の點に就て土地賃下料を低減する考はありますか

◎行政委員會長白井忠三君 薫だお氣の毒な狀態であります、それから土地の賃下料に就て考慮するかと云ふことありますが、今日迄氣付いて居りませぬが、御尤なことであると思ひますから、低減すべき事があれば低減したいと思ひます
◎川島範重著 先程の説明中に現在の埠頭請負人の事を伺ひましたが、満鐵の紹介であるから保証金を免除したと云ふことであります、其處に工事中に副費が伴ふのであるから、豫算が通つて居つても如何かと思ふ、護岸工事は難しいと云ふことを聞いて居りますが、是に就て満鐵が保証して呉れは可いが、唯紹介して呉れたと云ふことであれば保証金に就天張り相當取る必要があらうと思ふ、それから十二月四日の契約満期になつて居る、水道會社の契約は事後承諾を受けなければならぬと思ふが、議案に入つて居ぬ様であります
是は行政委員の權能で遺つて行かふと云ふのであります、土地の買収に就ては相當の御心配になつて安價に買収され、財産の破壊した者もあるやうに聞いて居ります、大會社の管理された土地が大部分を占めるやうに思ふが、斯ふ云ふことに就ては充分に注意されて民團が壓迫的に流れぬやうに方法を執つて費ひたい

◎行政委員會長白井忠三君 保証金の問題は言葉が足らなかつたが、満鐵の推薦に係るだけではない、元來お話の土木事業の危險と云ふことは、それは天災即ち不可抗力に依つて損失は負はす條件であります、乍併現在は満鐵の如き、不可抗力に依つて損失を請負人に請負はせることは全く請負人を苦しめる譯で、過失にあらざる不可抗力の損害は相當に見てやるやう

(18)

になつて居ります、民團としては監督官廳の注意もあり萬一の場合は損失をカバーする方法は無いかと云ふことであつたが、適當な方法が無い、不幸にしてさう云ふことが起つた場合には民團は其に負はなければならぬのであるから、材料の賃費と云ふやうなことから起ることは満鐵の推薦に照らして決してそう云ふことは無いと信じて、保証金は免除することになつて居ります、次に水道會社の契約繼續のことであるが、取調べて後からお答へ致します、土地の買入の注意は壓迫を加へないで遣りたい積であります。

◎倫本國三郎君 福島街に燐寸製造工場が出来ると云ふことであります、始終火災が起る、租界の發展は結構であります、彼の種のものを將來幾らでも許可されるのでありますか

◎行政委員會長(白井忠三君) 行政委員ではお答に苦しみであります、行政委員會には其出願は出て来ない、警察の方で認可するか否か、能く存じて居りませぬ、御質問にお答へすることは一寸困ります

◎永安平吉君 民團の團債が二百五十萬圓近くある、花旗銀行の七十二萬圓は長期に借換へが出来ると云ふが、後の百八十萬圓の金は十九年から二十三年に亘つて償還しなければならぬ、而して本年度の豫算を見ますと非常に膨脹して居る、團債の償還は輕からざる負擔である、第二に買收土地は繩の經營者が無ければ遅延はありますか、或は之を部分的にても割つて遅延をお積りですか、次は電話であります、今度自動電話になるに就て、總局は南局より三四ヶ月遅れると云ふことであるが、日本租界は悪い電話高い料金を出すことになりますいか、事務報告の三十頁の中にある英國租界から受けた貨物自動車に對して具體案を御研究になつたか、それを御伺ひしたいのであります

◎行政委員會長(白井忠三君) 今の御質問の團債關係のことは豫算の時に一通り御説明申上たいたと思ひますから其時にて質ひたい、低利資金で買った土地の問題は、私一個としては其通り考へて居りますが、九月迄は一網に整理することを考へて居ります、乍併それは九月迄に出て来るか何うか、又電話料の問題は、隨分長い間日本租界許りて無く、御質問の如く日本租界は南局より遅れるとは不利益でありますけれども、何とか其間に特別の裝置をして南局に日本租界の分を入れると云ふことを交渉したのですが、それは入れられない、貨物自動車の問題は判りませぬが、まだ其儘になつて居る、貨物自動車より全部の自動車税金問題が未解決であります、支那當局が英國から何とかして質ひたいのであるが、結局聽かれない、今の通り餘り公平でない現在の儘で遅つて居りますが其分配率も公平にすべく時局安定後交渉する積りであります

(17)

如何なる結果が生ずるか、第二には會長の説明に依ると、バードの築港は天津埠頭の築造であると云ふ御説明で満足して居りますが、此近海航路船でも日本租界の上流に航航するには佛租界のベンドを切らなければならぬと云ふことであるが、此危険を考慮する、又速力の點から考へて上流に船を持つて来ることは何うか、太沽の築港と云ふ計劃も傳へらる、實際上に就て船會社は船を上流に上せる事を承知して居るか尙ほ一層此邊の説明を詳しく述べたいのであります。

◎行政委員會長(白井忠三君) 此太沽の港を利用することは段々と發達致しますれば天津に航航する船は減りはしないかと云ふことを聞いて居ります、乍併現在關係列國の官憲は太沽の發達の如何に拘はらず、天津の港が狭過ぎる、順次擴めなければならぬ狀態になつて居ると云ふことに一致して居ります、それは統計の上から明かに示されて居りまして、天津太沽に出入する船は最近は欠けて居りますが、九年から十二年迄百八十萬噸まで五割の増加をして居ります日本船だけで申して九年には四萬七千噸が十三年には十三萬六千噸に殖へて居ります、是は太沽の港が利用される場合には減るか知れぬが、獨逸租界にも汽船が着いて居ります、之が現在に於ては港の船着場が足らない、尤も時局の關係上軍艦も來て居りますが、茲に數字を持つて居りませぬが、毎日紫竹林に着き得ない船が一隻、二隻ある、是等のバースの明くのをまつて居る船は向側の舊露西亞租界に繋つて居る、此趨勢から見て港を擴げなければならぬことになつたのであります、此問題は列國共に力を盡して居るのであります、埠頭の收入豫算は約五年間は大正十三年の十三萬六千噸と比較して其内五六割を着ける、見込みにしてある、而して船舶會社の方では船の運航に差支ない様處置して呉れれば船を上に着けることにしてと云ふことに

(20)

なつて居ります、豫算通り行かぬかも知れぬが、來年或は再來年の初めには順次船が着くやうになると思ふ、佛租界的埠頭が繁船料を下げるに云ふやうなことも考へないではないが、競争が起ることとは思はない、ベンドの問題も日本の汽船會社の請願は曲りの向側に船を着けないで呉れと云ひ、今一つは彼の曲りを真直にする爲川を切ると云ふことであるが、聯合租界局の會議があつて民團の高木図書が聽いて來た話であるが、急には話が進まぬが、大に進める積りであると云ふことであります、聯合國が協議して遣ることになるから、行政委員會としては現在の計劃通りで進めて宜からうと思つて居ります

◎橋本國三郎君 工場地盤の指定に就ては如何租界の意見を微せられること、思ふが、可成なれば一所に纏めて遣りたいと思ひます、委員會は何う云ふ御考でありますか

◎行政委員會長(白井忠三君) 行政委員會の意見としてお答へすることは國の、諮問されて來たならば相談致します、工場を指定すると云ふ考は三四年前にはありました、是は監督官廳の指定を仰がなければならぬのであります、低賃賃收地の處分と併せて方針を決定したいと思ひますが、唯今の處行政委員會として決定した案はございません

◎川嶋範義君 金錢の出納に就ては現在に於ても嚴重に検査されて居ること、思ひますが、尚物品の出納に伴つて代金を支拂ふとか代金を取ることも起るのであるが、此物品出納の検査は如何になつて居りますか、次に是は希望であります、通常會の議事録に豫算委員會の速記録か無い、委員會に於て出された意見とか、行政委員の説明等は議員に取つて参考となるから、お差支なれば議事録中に加へるやうにして戴きたいと思ひます

(19)

<p>(22)</p> <p>◎行政委員 牧 尚一君 唯今の物品の出納であります、是は前會計主任から引継いで居つて現在の事は勿論、本年度も充分運る積りであります。</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 他に御質問も無いやうであります、承認しては如何ですか</p> <p>◎勝田重直君 訴訟事件の内容と其見込とを承りたい</p> <p>◎行政委員會長(白井忠三君) 訴訟事件の内容は可成く申度くないが、民團が勝つ爲に進めて居ります、勝つても訴訟費用は多少損することは免れない、萬々一敗けることがあれば買収しなければならぬが、萬々敗けることが無い積で進んで居ります。</p> <p>◎勝田重直君 斯ふ云ふ証據を出して居るとか、斯ふ云ふ抗辯をして居るとか云ふのは無い先刻申上たやうな成行になつて居つて、先方から斯ふ云ふ証據を出して居るとか、斯ふ云ふ抗辯をして居るとか云ふことは民團だけの事では民會議員諸君の席上であるから相當詳しく述べても可いのであるが、民團としても支那政府の代表者の説明に依つて買取つて居ります之を詳しく話すことは支那の當局者も更つて居りますからそれで論議を避けたいと思ふのであります</p> <p>◎勝田重直君 唯今の説明に依つて能く解りましたが、口答辯論は公開でなければならぬ、唯今の會長のお仰やることは踏躇すべきもので無いと考へます、望むらくは事件の内容に就てモ少し具體的に伺ひたいと思つて居ります、當方からも或機會に於て御説明下さると云ふのであります</p> <p>あれば私の質問は打ちります</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 事務報告は此儘承認することに致します。(賛成の聲起る)</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 十分間休憩致します。(午後六時三十分休憩)</p> <p>午後六時四十分再開</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 是より引き続き會議を開きます、次は第二の報告土地家屋台帳及地籍圖に關する手數料徵收條例制定ノ件</p> <p>◎土地家屋台帳及地籍圖に關する手數料徵收條例制定ノ件</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 案の報告に先だち一言申上ます、私は就任以來日淺く、此案のみならず今後の答辯にも大に的外れの答弁を以て諸君の満足を得ないかも知れませぬ、豫めお断して置きます、此報告は説明する迄も無く極く簡単なことで御承知のこと、存じますが、多年問題でありました土地家屋台帳が完成して十四年五月に届出の規則が館令として出て居ります、それに関聯して手數料を徵收することになつて居ります、是は民會の決議を經べき事項であります施行規則の第五十八條にある如く緊急の事件として民會の決議を経る暇なく此條例を發布致しました、五十八條に依ると之を居留民會に報告すべしと云ふことになつて居りますから此報告を出した次第であります(異議無しの聲起る)</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 異議無しと認めて、承認されたること、致します、本日は是て散會致します</p> <p>午後六時五十分散會</p>	<p>(21)</p> <p>◎勝田重直君 訴訟事件の内容と其見込とを承りたい</p> <p>◎行政委員會長(白井忠三君) 訴訟事件の内容は可成く申度くないが、民團が勝つ爲に進めて居ります、勝つても訴訟費用は多少損することは免れない、萬々一敗けることがあれば買収しなければならぬが、萬々敗けることが無い積で進んで居ります。</p> <p>◎勝田重直君 斯ふ云ふ証據を出して居るとか、斯ふ云ふ抗辯をして居るとか云ふのは無い先刻申上たやうな成行になつて居つて、先方から斯ふ云ふ証據を出して居るとか、斯ふ云ふ抗辯をして居るとか云ふことは民團だけの事では民會議員諸君の席上であるから相当詳しく述べても可いのであるが、民團としても支那政府の代表者の説明に依つて買取つて居ります之を詳しく話すことは支那の當局者も更つて居りますからそれで論議を避けたいと思ふのであります</p> <p>◎勝田重直君 唯今の説明に依つて能く解りましたが、口答辯論は公開でなければならぬ、唯今の會長のお仰やることは踏躇すべきもので無いと考へます、望むらくは事件の内容に就てモ少し具體的に伺ひたいと思つて居ります、當方からも或機會に於て御説明下さると云ふのであります</p> <p>あれば私の質問は打ちります</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 事務報告は此儘承認することに致します。(賛成の聲起る)</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 十分間休憩致します。(午後六時三十分休憩)</p> <p>午後六時四十分再開</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 是より引き続き會議を開きます、次は第二の報告土地家屋台帳及地籍圖に關する手數料徵收條例制定ノ件</p> <p>◎土地家屋台帳及地籍圖に關する手數料徵收條例制定ノ件</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 案の報告に先だち一言申上ます、私は就任以來日淺く、此案のみならず今後の答辯にも大に的外れの答弁を以て諸君の満足を得ないかも知れませぬ、豫めお断して置きます、此報告は説明する迄も無く極く簡単なことで御承知のこと、存じますが、多年問題でありました土地家屋台帳が完成して十四年五月に届出の規則が館令として出て居ります、それに関聯して手數料を徵收することになつて居ります、是は民會の決議を經べき事項であります施行規則の第五十八條にある如く緊急の事件として民會の決議を経る暇なく此條例を發布致しました、五十八條に依ると之を居留民會に報告すべしと云ふことになつて居りますから此報告を出した次第であります(異議無しの聲起る)</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 異議無しと認めて、承認されたること、致します、本日は是て散會致します</p> <p>午後六時五十分散會</p>
--	--

<p>(24)</p> <p>第一、民會傍聴人取締規則改正ノ件</p> <p>第二、橋立街開修工費徵收規則廢止ノ件</p> <p>第三、大正十三年度居留民團歲入出決算</p> <p>第四、大正十三年度特別會計電氣歲入出決算</p> <p>第五、大正十三年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算</p> <p>第六、橋立街開修工費特別會計電氣歲入出決算</p> <p>第七、橋立街開修工費特別會計條例廢止ノ件</p> <p>第八、臨時財源調查會章程廢止ノ件</p> <p>第九、課金法調查會條例廢止ノ件</p> <p>第一〇、教育調查特別委員會設置ノ件廢止ノ件</p> <p>第一一、事業資金調達ノ件國庫補助請願委員會設置ノ件廢止ノ件</p> <p>第一二、事業調查委員會設置ノ件廢止ノ件</p> <p>第一三、公告式ニ闇スル件改正ノ件</p> <p>第一四、課金法調查會條例改正ノ件</p> <p>第一五、土地課金條例改正ノ件</p> <p>第一六、家屋課金條例改正ノ件</p> <p>第一七、取得課金條例改正ノ件</p> <p>第一八、營業課金條例改正ノ件</p> <p>第一九、雜種課金條例改正ノ件</p> <p>第二〇、天津日本青年會補助金ノ件</p> <p>第二一、天津日本少年義勇團補助金ノ件</p> <p>第二二、私立天津高等女學校補助金ノ件</p> <p>第二三、大正十四年度特別會計電氣歲入出追加豫算案</p> <p>第二四、大正十五年度特別會計官有地拂下準備金歲入出豫算案</p> <p>第二五、大正十五年度居留民團歲入出總豫算案</p> <p>第二六、大正十五年度特別會計電氣歲入出豫算案</p> <p>第二七、民會會計檢査委員選舉</p> <p>◎出席議員 小谷萬治郎 古田治四郎 橋本國三郎 大澤大之助 牧 尚一 小林陽之助 白井 忠三 有留 重利 上野 淳 天田 朝義 矢澤千太郎 利根川 久 川本 吾一 遠山 猛雄 宮崎 勇雄 遠藤 盛彌 西村 博 相原 俊夫 黒澤兼次郎 砂田 實 佐々木敏丸 野崎 誠近 檜垣 荘興 太田利三郎 吉田房次郎 永安 平吉 太田利三郎 池田三男也 川島 範夏</p> <p>四十三名</p>	<p>第二日</p> <p>◎議事日程</p> <p>大正十五年三月二十六日於公會堂</p> <p>第一、居留民會々議規則改正ノ件</p> <p>第二、民會傍聴人取締規則改正ノ件</p> <p>第三、橋立街開修工費徵收規則廢止ノ件</p> <p>第四、大正十三年度居留民團歲入出決算</p> <p>第五、大正十三年度特別會計電氣歲入出決算</p> <p>第六、橋立街開修工費特別會計電氣歲入出決算</p> <p>第七、橋立街開修工費特別會計條例廢止ノ件</p> <p>第八、臨時財源調查會章程廢止ノ件</p> <p>第九、課金法調查會條例廢止ノ件</p> <p>第一〇、教育調查特別委員會設置ノ件廢止ノ件</p> <p>第一一、事業資金調達ノ件國庫補助請願委員會設置ノ件廢止ノ件</p> <p>第一二、事業調查委員會設置ノ件廢止ノ件</p> <p>第一三、公告式ニ闇スル件改正ノ件</p> <p>第一四、課金法調查會條例改正ノ件</p> <p>第一五、土地課金條例改正ノ件</p> <p>第一六、家屋課金條例改正ノ件</p> <p>第一七、取得課金條例改正ノ件</p> <p>第一八、營業課金條例改正ノ件</p> <p>第一九、雜種課金條例改正ノ件</p> <p>第二〇、天津日本青年會補助金ノ件</p> <p>第二一、天津日本少年義勇團補助金ノ件</p> <p>第二二、私立天津高等女學校補助金ノ件</p> <p>第二三、大正十四年度特別會計電氣歲入出追加豫算案</p> <p>第二四、大正十五年度特別會計官有地拂下準備金歲入出豫算案</p> <p>第二五、大正十五年度居留民團歲入出總豫算案</p> <p>第二六、大正十五年度特別會計電氣歲入出豫算案</p> <p>第二七、民會會計檢査委員選舉</p> <p>◎出席議員 小谷萬治郎 古田治四郎 橋本國三郎 大澤大之助 牧 尚一 小林陽之助 白井 忠三 有留 重利 上野 淳 天田 朝義 矢澤千太郎 利根川 久 川本 吾一 遠山 猛雄 宮崎 勇雄 遠藤 盛彌 西村 博 相原 俊夫 黒澤兼次郎 砂田 實 佐々木敏丸 野崎 誠近 檜垣 荘興 太田利三郎 吉田房次郎 永安 平吉 太田利三郎 池田三男也 川島 範夏</p>
--	--

(25)

(25)

<p>◎中島理事</p> <p>白井 忠三</p> <p>吉田房次郎</p> <p>大澤大之助</p> <p>川本 吾一</p> <p>小林陽之助</p> <p>十 名</p>	<p>森川 照太</p> <p>山川 眞</p> <p>千葉 初藏</p> <p>阿部 政吉</p> <p>金山喜八郎</p>	<p>郡 茂行</p> <p>清水幸三郎</p> <p>中村常三郎</p> <p>富成 一二</p> <p>田村 俊次</p>
◎出 席 行 政 委 員	◎議長(黒澤兼次郎君)	◎議長(黒澤兼次郎君)
留 民 會 會 議 規 則 政 正 の 件	唯今迄の出席議員三十五名であります、定數に達して居ります、會議に入る前に御報告して置きます、昨日本民會に於て満場一致で決議された派遣艦隊、軍隊、總領事館に謝意を表しましたる所非常に満足の意を表されて諸君に宣敷しくと云ふことありました	唯今迄の出席議員三十五名であります、定數に達して居ります、會議に入る前に御報告して置きます、昨日本民會に於て満場一致で決議された派遣艦隊、軍隊、總領事館に謝意を表しましたる所非常に満足の意を表されて諸君に宣敷しくと云ふことありました
(拍手起立)	(拍手起立)	(拍手起立)
◎議長(黒澤兼次郎君)	日程に入ります、本日の日程は刷物にして回りしてあります、第一居留民會會議規則政正の件、是から附議したいと思ひます	日程に入ります、本日の日程は刷物にして回りしてあります、第一居留民會會議規則政正の件、是から附議したいと思ひます
◎中島理事	日程第一 居留民會々議規則改正の件。	日程第一 居留民會々議規則改正の件。
◎西村 博君	本案は既に改正の摘要を御手許迄差出して置きましたから、各項項に就て説明致しませぬが、御承知の通り、省令改正の結果と致しまして是非改正をしなければならぬ分と、此改正の序に從来不備を感じて居つた點を改正したのであります、其他は字句の修正に止つて御答辯致します	本案は既に改正の摘要を御手許迄差出して置きましたから、各項項に就て説明致しませぬが、御承知の通り、省令改正の結果と致しまして是非改正をしなければならぬ分と、此改正の序に從来不備を感じて居つた點を改正したのであります、其他は字句の修正に止つて御答辯致します
◎議長(黒澤兼次郎君)	昨日行政委員會長から本議案の内容に就て説明されましたそれは本案の起草委員會中には二三の法律専門家が參集して改正されたので、而も議案は數日前から御配付してあるのであるから本會議に於て決議を願はるれば即日から施行したいと云ふ考であると云ふこととあります、速に決議したいと思ひます	昨日行政委員會長から本議案の内容に就て説明されましたそれは本案の起草委員會中には二三の法律専門家が參集して改正されたので、而も議案は數日前から御配付してあるのであるから本會議に於て決議を願はるれば即日から施行したいと云ふ考であると云ふこととあります、速に決議したいと思ひます
◎西村 博君	私は原案に賛成致します、此案は二讀會三讀會を省略して決定せられんことをを希望致します(賛成と呼ぶ者あり)	私は原案に賛成致します、此案は二讀會三讀會を省略して決定せられんことをを希望致します(賛成と呼ぶ者あり)
◎議長(黒澤兼次郎君)	唯今西村議員の動議が出て賛成がありますから、本案は讀會省略可決したいと思ひます、賛成の方起立を願ひます(起立者多數)	唯今西村議員の動議が出て賛成がありますから、本案は讀會省略可決したいと思ひます、賛成の方起立を願ひます(起立者多數)
◎中島理事	多數であります本案は確定と對します、次は日程第二に移ります、朗讀を省きます	多數であります本案は確定と對します、次は日程第二に移ります、朗讀を省きます
◎中島理事	日程第二 民會傍聴人取締規則改正の件	日程第二 民會傍聴人取締規則改正の件
◎中島理事	是も矢張り前同様充分に審査を遂げて居ります、唯違ひました所は第二條に一條	是も矢張り前同様充分に審査を遂げて居ります、唯違ひました所は第二條に一條

28)

(27)

◎議長(黒澤兼次郎君) 唯今森川議員の讀會省略可決確定と云ふ動議であります、御異議はありませんか(賛成の聲起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) 唯今森川議員の讀會省略可決確定と云ふ動議であります、御異議はありませんか(賛成の聲起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) 本案は讀會省略可決確定と致します、次は日程第三に移ります

日程第三 大正十三年度居留民團歳入出決算

◎行政委員(牧尚一君)登壇 大正十三年度居留民團歳入出決算に就て私より御説明申上げます、御手許に配布致しました決算書通り、同年度の歳入は經常部臨時部を加へて五十八萬一千三百九弗七十五仙であります、歳出も同じく經常臨時部を加へて五十二萬二千三百七十八弗十四仙であります、差引銀五萬八千九百三十一弗六十一仙の剩餘を生じて之を十四年度に繰越したのであります、豫算に對する増減は一々記入してござりますから一々説明することは蛇足であると思ひますが例に依り千弗以上のものを御説明致したいと思ひます、歳入第一款居留民團課金、第二家屋課金一千二百三弗七十八仙の増加は家屋建築が多かつた爲めであります、第四營業課金三千九百六十九弗三十三弗の減は途中廢業又は未納者が多かつた結果であります、第二款雜種課金、三業組合の減は豫算額より賣上花代の少なかつた結果であります、第三款藝妓、是は支那藝妓であります、負擔人員の增加の結果であります、第三款特別課金に於て三千三百三十一弗九十五仙の減少は三業組合同様賣上花代の數が少なかつた結果であります、第四款使用料、第四款土地貸下料に於て六千七百十弗の減少は、例の土地買收當時の貸下が少ない爲めであります、第五款手數料、第一款營業人力車に於て一千二百十弗の減少は通行車少なかつた爲めであります、第四款自動車及自動自轉車に於て一千二百九十四弗三十仙第五の大車五千七百六十ニ弗五十仙増收になつて居るのは通行車數が多かつたのであります、第八款駆収入に於て八千九百九十八弗四十六仙の増收は過年度收入で各種稅金未納者が年度内に納めないで年度を越へて納入した結果であります、以上合せて歳入九百弗十二仙の増加となつて居ります、又臨時部に於て練越金參萬壹千八百拾八弗五拾仙増加して居ります、是は前年度の剩餘金の多かつた結果であります、第四款土地理立費、第一項に九千二百五十一弗三十仙の減は例の建物會社の土地係争の爲めに、民團より拂ふ金を保留してあります、此年度には取らなかつたのであります、而して差引二萬千三百七十三弗三十四仙の増となつて居ります、經常部臨時部を併せて二萬二千三百七十三弗四十六仙の歳入増となるのであります、次に歳出に移りまして、經常部第一款事務所費、第一俸給及手當に於て八千九弗五十仙の減は、技師を途中に採用したると、書記技手七名退職があつた結果であります、第六印刷費一千六十弗六十仙減つて居ります、豫算編成當時議員全體に毎月月報を配布すると云ふことで月百弗を計算してあつたが、實際に於て月三十弗しか要らなかつたのであります、第八項旅費一千二百七十弗五十八仙の増は退職者が多かつた結果であります、第四款土木費、第四項修繕費一千四百六十五弗五十九仙の減は請負にしたので豫定額より安く出来たのであります、第八項唧筒費一千七百八十九弗九十六仙の増は電力費を澤山使つた結果であります、第六款教育費、第一項俸給二千六百六十八弗十九仙の減は教員の本俸は金で支拂ふのであります、其當時銀の相場が好かつたものでありますから減少したのであります、

(29)

(30)

- 第九款警備費、第三項巡捕被服費二千百七十一弗の減少は毛皮外套を新調する積りであります
たが、新調せずして修理で間に合はしました結果であります、第十五款豫備費、一千五百三十一弗
の減は支出を要しなかつた結果であります、是にて歳出二萬一千五百八十三弗三十六仙の剩餘
を生じて居ります、次に臨時部に移つて、第二款土木費、第二項下水暗渠築造費に於て四千百
四十八弗十九仙の減額は請負入札の結果、豫算より安く出来た、第五款土地房屋倒査帳台帳
製費一千二十七弗五十仙の増は筆數増加の結果であります、第七款團債費、第六項利子二千六
百十九弗六仙の減少は、第五項の第四團債の認可を外務省に願つた所が認可が豫定より遅く
來た爲め、豫定の利子が要らなかつたのであります、第十款調査費二千九百十九弗及び最後の
水害豫防費へ五千三百六十弗四百三十四仙の減は、何れも豫算額を要しなかつたのであります、
茲に於て臨時部に於て一萬五千七十四弗七十九他の剩餘となつて、經常部を合計して三萬六千
六百五十八弗十五仙の剩餘を生じた譯であります、而して歳入の増收が三萬二千二百七十三弗
四十六仙と云ふ剩餘金と合して五萬八千九百三十一弗六十一仙は十四年度に繰越されたのであ
ります、以上の通りで御座います、御審査の上御承認あらんことを希望致します
- ◎鷗島範宣君 私は外務省令を全部取て見て見たが、或は間違つて居るか知れませぬか、此
歳出の超過した場合には豫備費を以て支出する、豫備費を支出することは總領事の許可を経る
ことになつて居ります、超過しても豫備費に頼らず、支出して宜敷いのですか、規則に見當り
ませぬか
- ◎行政委員牧尚一君 欠内の増減は構はないやうになつて居ります、項の變更で一方に多く
し、一方に少くすることは構はないのであります
- ◎川嶋範宣君 日本の會計法に於て項の範囲内に於て差支へな
いと云ふ明文を御示し願ひたい、第二に此決算表に依ると……是は後で伺ひます
- ◎行政委員牧尚一君 それは項目の流用は從前から遺つて来て居ります、明文はありませぬ
が、川嶋議員も御承知のこと、存じます
- ◎佐々木敏丸君 营業課金の未納者とあります
◎行政委員牧尚一君 お答致します、未納者に就ては種々直接に交渉したものもあり、或は
警察を煩はして説諭したものもあり、又月賦にして取る方法を講じて居るものもあり、相當努
力を拂つて居ります
- ◎太田利三郎君 私は課金の取れない課金に就て質問致したいのであります、民會議員の権利
の保障に就て、あります、十三年の決算の歳出入に於て一年位滞納した時は其儘にしてあつた
か其處理方法の概要を伺ひたい、此滞納は民會議員の選舉権に關係するそれに何等の制限もな
い、將來もあることであるから其處理方法を伺ひたいのであります
- ◎中嶋理事 當地は内地と同様に課金法を實施して居りませぬ、又事實通り得ない、自然滯納
があつても、特に滯納處分をして差押をするやうなことはない、又そこに至る迄は選舉権を維
持して居ります、第二の質問は能く解りませぬ
- ◎太田利三郎君 選舉に當つて滯納はして居つても選舉の資格があるが、民團として権利を與

(31)

(32)

- へるかと云ふのであります
◎中嶋理事 権利は維持されて居りますから、其權利を執行すると言とは選舉人の考であります
話は登壇を願ひます
- ◎群 茂行君 臨時部の道路開修費であります、此微收入は何年で終るか、それから大和街
の撤水費、從來六十弗であります、支那の方から貢ふのでありますか
- ◎議長(黒澤兼次郎君) 私から御答致します、道路の方は支那の役所と交渉の結果、何れにて
も費用の安い方で過ることになつて居ります、目下の處は多分日本の方で修繕して居ります、
其費用は支那側から出すことになつて居ります
- ◎議長(黒澤兼次郎君) 外に御質問ありますか (質問無しと呼ぶものあり)
- ◎議長(黒澤兼次郎君) 是は矢張り議會省略可決して宜敷いか (賛成の聲起る)
- ◎議長(黒澤兼次郎君) 本案は讀會省略可決と致します、次は日程第四に移ります
- ◎議長(黒澤兼次郎君) 日程第四 大正十三年度特別會計電氣歲入出決算
- ◎行政委員牧尚一君 登壇 大正十三年度電氣歲入出決算第4に就て説明申上げます、其前に昨日
配布致しました此電氣歲入出決算中歳出總計に増の二萬六千八百六十二弗九十九仙とあるは減
の誤記でありますから、御訂正を願ひます、是は計算書の通り、歲入は三十九萬三百三十三弗
五十三仙、歲出は三十萬七千五百三十九弗一仙、差引八萬三千七百九十四弗五十二仙の利益で
ござります、之を十四年度に繰越されて居ります、經常歲出に於て例の如く一千弗以上のもの
に就て申上げます、第一款第一電燈料二萬三千六百八十五仙の増は、戰爭其他に依つて租
界内に居住者が殖えた結果多かつたのであります、第二電力料は四千百四十八弗減じて居ります
す、是は矢張り不況の爲め動力を使用される方が減つたのであります、第三計器費付料一千四
十八弗三十五仙の增收は第一項と同様の理由であります、第二款財產出生收入は第一項預金利
子の多かつた爲めであります、第三款織金第一項織金の二萬六千八百六十二弗三十七仙の増は
十二年度に於て電氣課員の宿舎の建築豫算を見積つてあつたが、それを見合せた結果であります
す、第四款雜收入の増は前年度の過年度收入が多かつた結果であります、歲入全體に於て五萬
五千九百三十一弗五十三仙の増となつて居ります
- 歲出第一款事務所費、第一奉給及諸給に於て三千四十七弗三十六仙の減は按手二名途中退職の
結果であります、第三款增設費三千八百八十三弗七十二仙の減は豫定の増設工事が少なかつた
結果、剩餘金が出た譯であります、第四款電力費三千三百八十八弗八十六仙の減は豫算に對する
使用電力が少なかつた結果であります、第八款豫備金第一豫備金一萬五千三百十二弗五十三
仙は使用しなかつた結果であります、是で歲出に於て二萬六千八百六十二弗九十九仙の剩餘金
が出來ました、歲入の五萬五千九百三十一弗五十三仙の增收を合計して八萬三千七百九十四弗
五十二仙は十四年度に繰越されて居ります、是も總決算と全體御審査の上御承認を得たいと思
ひます
- ◎議長(黒澤兼次郎君) 諸君に御伺ひ致します、次の第五の議案と一括して議題に供したいと

<p>(34)</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) それでは日程第四第五を一括して附議致します</p> <p>◎行政委員(牧尚一君) 是は皆さん御承知のことであります、私から御説明申上げることもな いと思ひます、本年度に於て此事業は終ります、左様御承知を願ひます</p> <p>◎池田三男也君 私共會計検査員の役目を勤めて居ります、各會計に就て検査を致しました、 各検査の都度民團會計に何等間違ひの無いことを認めたのであります、茲に何等の間違ひの無 いと云ふことを御報告申上まげます</p> <p>◎西村 博君 是も讀會省略承認と云ふことに……</p> <p>◎永安平吉君 大正十三年度より全十四年度に至る未納額何程なるや</p> <p>◎官木書記 約三千七百五十五万弗計り(賛成の聲起)</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) 他に御質問も無いやうでありますから本案も讀會省略承認と云ふこと にしては如何(賛成の聲起)</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) 然らば本二案は讀會省略承認と致します</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) 次は日程第六から第十二迄總て廢止の件であります、之を一括して議 題に供します</p> <p>日程第六 橋立街開修工費徵收規則廢止の件</p> <p>日程第七 橋立街開修工費特別會計條例廢止の件</p> <p>日程第八 臨時財源調查會章程廢止の件</p> <p>日程第九 橋立街開修工費徵收規則廢止の件</p> <p>日程第十 教育調査特別委員會設置の件廢止の件</p> <p>日程第十一 事業資金調達の爲め國庫補助請願委員會設置の件廢止の件</p> <p>日程第十二 事業調査委員會設置の件廢止の件</p>	<p>日程第五 大正十三年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) 是も理事よりの説明で御分りになつたこと、思ひますから讀會省略確 定しては如何ですか(異議なしの聲起)</p> <p>◎清水幸三郎君 一寸御尋ね致します、橋立街に關する第六と第七でありますが、此特別會計 の壽街扶桑街が残つて居ります橋立街の早く出たのは何う云ふ譯ですか</p> <p>◎行政委員會長(白井忠三君) それは昨年廢止致しました</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) 本七案は讀會省略確定と致します、次は日程第十三第十四の二案を一 括し議題に供します</p> <p>日程第十三 公告式に關する件改正の件</p> <p>日程第十四 課金調查委員會條例改正の件</p>
---	---

<p>(35)</p> <p>◎中島理事 公告式の改正の件は別に改正する程の問題ではないが、法規の整理上現規則には 「公告式に關する件」とあります、法規の題目は依裁上選擇しなければならぬ、公告式に關する 件と云ふことは面白くないので、之を公告式と改めたいのであります、別に此外に變つたとこ もございません、次は課金調查委員會條例改正の件であります、舊規程では第二條三項に「下 水道使用料賦課決定に關し使用水量の査定を爲すこと」とあります、是は同じく使用料手數料 に關する規程でありますから、之を「課金使用料手數料に關する規定及徵收狀態の違否に付き 調査を爲すこと」と變へたのであります、第三條に舊法は十名であります、十五名と致しま した、同じく同條で單に「民會議員」とあつたものを「民會議員有權者中」と改正致しました 其他は特に説明する程のこともございません、御質問に應じて御答へ致します</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) 御質問ありませぬか</p> <p>◎永安平吉君 此民團には各調査委員會がありまして種々の事を調査して居られます、調査 委員會で査定したものを行政委員會に報告する時に、決定したもの、みて、少數意見は報告し ないと云ふことであります、可成は少數意見も御報告願つて行政委員會の御参考に供するこ とも結構と思ひますが、</p> <p>◎行政委員(利根川久君) 私は行政委員として財務の關係上調査委員會には努めて列席して居 ります、少數の意見も努めて行政委員會に傳へて居ります、今後もさう云ふことにしたいと思 ひます</p> <p>◎太田利三郎君 課金調查委員會は此規則に依ると十五名となるか、他の調査委員會に於ても 行政委員と一緒にになつて會長になつて居ることもあるか、行政委員は唯列席して居るだけであ るか</p> <p>◎行政委員會長(白井忠三君) お答致します、課金調查委員會に限つては行政委員は委員の中 に加つてゐないから先刻利根川委員の申すやうに審査の模様を充分に承知するやうに必ず番外 席に列席することになつて居ります、調査委員會の決議権には加はらないことを原則として居</p>	<p>(36)</p> <p>りますから、法文整理の爲めに一時廢止するのであります、次は事業資金調達の爲め國庫補助 請願委員會設置の件廢止の件は既に請願の目的を達したから其存置を必要としないのであります す、次は事業調査委員會であります、將來更に斯る必要があれば更めて制定したいと思ひま す</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) 是も理事よりの説明で御分りになつたこと、思ひますから讀會省略確 定しては如何ですか(異議なしの聲起)</p> <p>◎清水幸三郎君 一寸御尋ね致します、橋立街に關する第六と第七でありますが、此特別會計 の壽街扶桑街が残つて居ります橋立街の早く出たのは何う云ふ譯ですか</p> <p>◎行政委員會長(白井忠三君) それは昨年廢止致しました</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) 本七案は讀會省略確定と致します、次は日程第十三第十四の二案を一 括し議題に供します</p> <p>日程第十三 公告式に關する件改正の件</p> <p>日程第十四 課金調查委員會條例改正の件</p>
---	---

ります、課金調査委員會に一層の敬意を表して居ります

◎太田利三郎君 他の委員會には……

◎行政委員會長(白井忠三君) 唯今残つて居ります各種の特別調査委員會には行政委員何名、民會議員何名、或は選舉権者何名など云ふ様に組織して居りますが、此の方は議決権を有つて居ります、課金調査會は行政委員を交へないことに成つて居ります

◎西村 博君 此課金資擔者の中には支那人が澤山入つて居りますが、支那人の課金に就ては、何うなつて居りますか、支那人に對しては諮問機關でも設けてござりますか

◎議長(里澤兼次郎君) 本員は調査委員の一人として本席より説明致します、日本人だけで遺つて居ります、乍併大概支那人の事情に通じて居る人もありますから公平に行つて居ると思ひます

◎清水幸三郎君 唯今西村議員からお尋ねがありました、斯う云ふことを御相談したい、支那人の課金調査の諮問機關を設けることを一項加へたならば何うですか

◎行政委員會長(白井忠三君) 御尤の提案であります、行政委員會は素より監督官廳も先年來其研究があります、從つて課金條例改正の際御研究を願ふのでありますか、唯今の處は大體の方針は調查委員會に支那人を加へると云ふのではなく、別に支那人の調査委員會を設けた方が宜くはないかと云ふことになつて居りまして來年の民會前に此邊の提案が出來やうかと思つて居ります

◎太田利三郎君 私は課金調査委員の一人であります、支那人に關する特別調査委員は民團

(38)

(37)

の行政の政策上の上からも日支親善の上からも遣らない方が宜しくはないかと考へます
◎議長(里澤兼次郎君) 調査委員としての見地からのお話であります、それは議題外であります、此質問は時機を見てお話を願ひます、他に御質問が無いやうでありますから讀會省略可決確定して差支へありますか(異議なしの聲起る)
◎議長(里澤兼次郎君) それでは決定致します、今より十分間休憩致します

午後五時三十分休憩

午後五時四十五分再開
◎議長(里澤兼次郎君) 昨日事務報告の際に川島議員から質問がありました一項に、行政委員よりお答が無かつたが唯今中島理事より御答致されます

◎中島理事 水道契約に關する昨日の川島議員の質問に御答致します、大正四年に此契約をした際にも民會に附議して居りませぬ、斯る重要なことを何故附議しないかと云ふと、民團法の第一條の第十二項に「衛生に關スルコト殊ニ傳染病豫防及良水ノ供給、下水ノ排泄并市場、病院墓地及火葬場等ニ關スルコト」と云ふことは行政委員會に委任されて居ります、此良水の供給と云ふことは當然水道の供給であると認めて居ります、但し良水の供給を行政委員會に委任せられて居る以上は、是に對する契約も、之に抱含して居ることと解釋して居ります、此契約は無論にも關係ありますから川島議員の御質問は考慮すべきものであると考へて居ります、故に此問題に就ては充分今後於ても考慮し、或は今後斯う云ふ場合には民會に附議することが適當であると考へて居ります、併し唯今迄遣つたことは行政委員會に委任されたこととして處

(40)

(39)

理して居ります

◎川島範寛君 唯今御説明に依りますれば施行規則第三十二條にある委任事項に包含されたものであると云ふ御説明であります、私は此點に於て解釋を異にして居ります、又委任事項第十二項の良水の供給と云ふことは水道も入つて居りますが、契約の事に就ては民會に附議される必要があると思ふ第九に「教育に關すること殊ニ幼稚園學校及圖書館の設立維持に關する」と云ふ簡條がありますが、然らば學校を建築するとか、或は新に幼稚園を開設にすると云ふことも此條項に依つて民會に附議する必要が無いと云ふことになりますか

而已ならず斯う云ふ契約は一ヶ年の短期の行政委員會で勝手に決するのは何う云ふ結果になるかと申せば、民團が直接水道の直營をする場合、十年間民團で動かすことが出来ない、英租界は佛租界と云ふ方面に廉價な水道會社が出來て來ても此契約は拘束されても十年間は動かすことが出來ない、豫算を審議する時も水道の料金に就て意見があつてもどうすることも出來ない甚だ議員として困るのであります、斯ふ結果を生ずるものを委員會に委任されて居ると云ふことで處斷されることは遺憾に思ふ、行政委員諸君は御尤でありますから云ふ御考が生しましたならば十年間の善後策を講ずると云ふことを御考慮願ひたい、又今度の契約は大正四年の契約の條項と全じてあるか、多少異つて居るのであるか御尋ね致します

◎議長(里澤兼次郎君) 議事の進行上總覽算の時に答辯しては如何ですか

◎川島範寛君 簡單に説明を願つて詳しきことは其ときに

◎行政委員會長(白井忠三君) 先刻理事から申上げたやうに此問題は行政委員會に於ては考慮致します、契約の條文は持合せて居りませんが、變つて居ることは前契約には滿期の後は水道料金を低減することがあります、今回この契約には此低減がありませぬ、十年の期間は何うすることも出來ないと云ふこととあります、英國租界に於ては掘抜井戸に依ると云ふこととあります、當民團も此方法に依ることを田村委員から提案されて懇案として研究することにて居ります、從つて變更訂正の交渉を開くことが出来るものなれば聞き度いと思つて居ります

◎議長(里澤兼次郎君) それでは日程第十五第六を一括して議題と致します

日程第十五
士地課金條例改正の件

家屋課金條例改正の件

◎行政委員會長(白井忠三君) 登壇 多年民團が要求して居りました所の民團稅制案が茲に上程されたのであります、而して是は將來居留民の利害關係の多い重要な議案でありますから此改正に到りました経過理由を少し長くなるかも知れませぬが詳しく述べたいと思ひます、無論は課金調査會の審議を経たものであります、行政委員十名、課金調査委員十五名、合計二十五名の御研究を經て居りますが、此以外の方々には此審査の内容に就て御承知の無い方が多いのあります、御承知の方には重複の嫌ひもあるが、改正案其物に就ての説明は後からするとして、大體稅制改正の趣旨を申上げた上に、今上程された土地家屋のみならず、是に關連するものに就て説明を加へて置きたい、此改正に就ては昨日申上げた如くに、民團の課稅法の成立が行き當りバッタリ的に出來て居りますから、之を改正するには是非専門家の専門的考慮に待

ちたいと云ふことで、小川博士に調査と立案を依頼してあつたが、今日上程したものは其案を根據として課金調査委員會と行政委員會が審議の結果得たものであります、先以て現在の民團の課税の根本法規が何う云ふことになつて居るかと云ふことを申すと、民團課金には土地、家屋、取得、營業、雜種、特別の六課金を有つて居ります、其他に諸車の鑑札料、行商人の鑑札料、各種の使用料、土地貸下料と云ふやうなものから民團の租税は成立して居るのであります之を租税法の上から分類すると土地、家屋、營業、雜種の四課金と手数料土地貸下料は意味は違ふが此五つは收益税と申すべきであります、之が民團の課税の中軸であります、之に消費税の特別課金、それから種の所得税を配して民團の課税系統が成立して居る、日本内地の國稅の直接稅と云ふものは所得稅を骨子として之に收益税を補つて居る我民團のものとは趣を異にして居る、此現行稅制を改正するに當つて考慮しなければならぬことは民團の稅制は國家と趣を異にして居ると云ふことが第一であります、民團は公法人でありますけれども國家の如く課税の上に充分なる課稅権を有つて居らぬ、其次に居留民團は支那の領土に於て特別の行政區域を持つて居る、隣りに支那街あり、一方各國の租界があると云ふ關係がある、殊に租界の如き直ぐ隣りである、是等の點を充分考慮を入れて稅制を考へなければならぬのであります、先づ小川博士は天津の稅制系統を調べた其概略を申すと、租界は土地、家屋、營業の三を基礎として埠頭稅と手數料を兩翼とし、課稅の系統を作つて居ります、之を分類すると收益稅を中心として埠頭稅を補つて居ると云ふ形になります、英吉利租界は營業稅はありません、土地、家屋の收益稅を中心として車鑑札料を課して居ります、是は一つの營業稅の種類であると云ふ見解を持つて居りますが、我租界の如く取得、營業、雜種、特別と云ふやうな稅制を有つて居らぬであります、舊露西亞租界は英吉利と同じで土地、家屋の收益稅に鑑札料を有つて居る伊太利租界は租界と同様土地、家屋、營業の收益稅を中心として鑑札料を以て補つて居ると云ふ狀態にあります、結局各租界とも我租界に似て居つて日本内地と異にする收益稅を中心にして居ることになる、今我租界の稅制を改正するに當つて考へられる事は多數あるのであります、日本人の民團である限り、日本の内地の稅制を基として所得稅を中心とすると云ふことにして之に收益稅を加へるか、或は外國租界に倣ひ、又現行稅制を骨子として稅制の完成を圖るか、此二つの方法を根本から離れて新たなる稅制組織を組立てるかと云ふ三つになる、先づ内地の稅制に做つて所得稅を中心とする場合を考慮すると、今の取得課金は所得稅ではない所得稅と申せは土地から收益するものと家屋から收益するものも或は又銀行の預金利子等を總ての所得を集めて課稅するのが原則であるが、我租界の取得課金はさうなつて居らぬ、勤労に依つて得る收入に課稅すると云ふことに外ならぬ、所得稅とは意味が違つて居る、然るに土地、家屋、營業と云ふやうな課稅を全廢して、取得課金だけにすることは之を實行するに困難なことは想像に難くない、此租界内に在住する支那人は職を離れて遊んで食つて居る人が少くない、之等の人に対する課稅が起るのであります、先刻申すやうに、民團には權威ある調査の機關が出来難い、納稅者の所得を調査して公平に課稅せしむることは民團そのもの、性質から云つて困難である、又土地、家屋の所有者が他所に住んで居る者が支那人に多いのであります、斯かる人々に対する課稅を課せば所得稅を課する事も出來

ないのです。今取得課金の現状が何んな風になつて居るかと申すと過去十間の比較を申すと、大正五年に日本人の納稅者が百八十人あつて、此總額三千四百弗になつて居る、此時に外國人は百五十七人、五千二百弗、に課稅額は支那人の方が多い、合計八千六百弗が徵收されて居ります、十四年に於ては納稅狀態が變つて、日本の納稅者が三百十三人此課稅額は八千九百弗、支那人及外國人の納稅者六十五人、此金額五千二百弗合計萬四千弗であります十年間に八千六百弗から壹萬四千弗に殖へたに過ぎない、之を別けて考へると日本人は納稅總額は約倍になつて居るが、外國人の方は十年輕つても五千二百弗は同じく五千二百弗であります、而かも納稅負担歩合は減つて居る狀態であります、之は要するに此稅法は外國人に對し適當でない、實施上困難があると云ふことを明かに語つて居る次第であります、是に於て取得課金に對する結論は外國租界には無い、即ち取得課金と云ふものは是非共之を廢したいと云ふ結論に達する、乍併當地の如き不動產を所有するもの、少い所に於て、又會社銀行商店に於ての俸給生活者の多い所に此稅を廢して民團の行政に參與する選舉權を失はしむることは相當に考慮しなければならぬ、即ち取得課金は漸次制限して行くことにして、今、稅法は漠然たるものであるけれども、之は勤勞取得課金に依る課金の本體を可成明かにして行くことを考慮したいと思ふのであります、要するに日本の内地のやうに所得稅中心とすることは困難であると云ふことが判る、結局收益稅を中心とすることを基礎として改正を加へて行くことになる、即ち土地、家屋の課金は漸増していくことになればならぬ、勤勞に對する課稅よりは財產の課稅を重くすることは理論上からも現在の狀態から歡迎されることであるから此方針に向つて進まなければならぬ、土地と家屋の課稅を擧げて行くに當つても、所有者の負擔に屬せしめて之を使ふ者に轉嫁されて行くことは考へなければならぬ、此點を考慮して改正を加へなければならぬ、現在の土地及家屋課金が我租界的稅率が他の租界に比して低いと云ふことは御承知のことではあります、此詳細は後申すことに致します、然らば收益稅の中には土地、家屋の外に營業課金がある、此營業課金は名前から申すと收益稅でありますけれども、是亦我民團が現に行つて居る稅法の上から見るところを直ちに收益稅と云ふことは變なものであります、と云ふことは日本の營業稅のやうに、營業の種類を別けて營業者の數を調べて營業稅を課するやうな完全な組織になつて居りませぬ之を見立稅と謂つて居りますが、若しも之を改めて營業から得る純益を基礎とするなれば理論上完全なる營業稅になる譯であります、營業課金の改正に對しては營業純益に依るとな云ふことであるが、先刻申す通り是亦民團と云ふやうなものの、自治體から申すと、今申すやうに純益を標準として課稅することも實行上困難があります、各義務者の收益を充分調へると云ふやうなことは理想としては結構であるが、實現の上に困難と云ふことは御想像に難くない、今回の提案に對して吾々の考へたことは、民團の財政の許限り不公平に陥り易いことは、漸次撤廢するに於いて云ふことであります、此營業課金の現時の比較を申すと大正五年は日本人二百五十八人、此額九千九百弗、支那人四百十一人九千四百弗、此合計一萬九千三百弗であります、大正十四年になつて日本人五百二十人、三萬八千弗と增加して居ります、支那人は五百八十七人で課稅の總額は二萬八千弗になつて居ります、即ち日本人は人數は約倍であるが課稅額

(45)

(46)

(47)

(48)

は三倍になつて居る、支那人の方は十年間に人數も課税額も約五割殖えたに過ぎない、取得課金も營業課金も日本人と支那人との間に不公平があると云ふことが判る、是が見立制度であるから民團として遣り難いと云ふことを明かに示して居るのであります、以上て課金の大體の方針が判ると思ふが、次は雜種課金であります、是は御承知の如く、遊興娛樂の爲めの營業に課する課金であります、理窟から申すと營業課金の一でなければならぬ、此意味に於て前年旅館料理屋は之を營業課に組込んだのであります、此度の稅制整理に際し、雜種課金を營業稅に組込んでは何うかと考へて見ますと申す迄もなく社會政策から考へて、他の營業稅と同一に取扱ふことは面白く無いと思ふ、民團が公法人の自治團體であると云ふことから考へても、此種の營業に對して課稅して財政の一端を助けて居ることは面白くないと謂得ると思ふ、一方論者の中には、社會政策的の見地から、此種の營業を禁歎すると云ふ意味から重課すべきものであると云ふこともあるが、是は行政上の處置に待つべきもので、事實高くしても之を歎歎することは出來ないと思ふ、斯う云ふ風の理窟から雜種課金も漸減として進みたいのです。ですが、雜種課金は他の稅金に比して多額を占めて居つて急に之を捨て、しまふことは出来ないのであります、此點は遺憾に考へるのであります、以上申上げた次第て提案した改正案は土地、家屋の稅を漸次に増して行く、其他は漸減すると云ふ方針であります、何卒慎重審議御協賛あらんことを希望致します（拍手起立）

◎中島理事 土地課金條例の改正の主なる點を申上げます、現行法に依ると第二條は千分の五を賦課すとありますが、改正案は千分の六とした、是は課金調査會が昨年八月から本年一月に

至る迄十一回の會を累ねて協議した結果行政委員會も五六にした、其理由は先刻會長から説明の如く、稅制的一般的原則から割出しました精神と、次には各國租界の比較、例へば極く隣地である佛租界の關係を御参考迄に申しますが、英租界は千分の十、佛租界は千分の七・五、伊太利七・五、此割合を申すと日本租界は英租界より五割低い、他の比較から申しても小川博士の説に依ると七・五位が適當であると云ふ意見であります、先刻來會長の話の如く、漸進主義を以て六に進めたのであります、但書に道路改修に至る迄千分の二を課することになつて居りますが改修をせぬ土地は民團の土地となつて居りますから此必要を認めない故に但書を削りました、第三條に「前條ノ地價ハ課金調査委員會ノ査定ヲ經テ行政委員會ニ於テ之ヲ決定ス」とありますのが之を「行政委員會之ヲ決定ス」と致しまして現行法と改正案は大して違つて居ませぬが、課金調査委員會では「前條ノ地價ハ五年毎ニ課金調査委員會ノ査定ヲ經テ行政委員會ニ於テ之ヲ決定ス」とあります、五年毎と云ふ期間を削つたのであります

◎西村博君 重要な問題であります、聽難いから御發擇を願ひます

◎中島理事 第三條の「査定ヲ經テ行政委員會之ヲ決定ス」と云いますものを、改正案も字句の修正のみであります、唯課金調査委員會は五年毎にとあります、無論第三條の「五年毎」と云ふことは課金調査委員會も種々議論があつたやうに伺つて居ります、行政委員會でも種々議論がありましたが、査定を更変することは面白くない、漸次騰けられることになると言つて居ります、年々に上げるやうなことは此家賃に轉嫁されると云ふやうな點にあつたとも聽いて居ります、現在の租界的狀態は地價が高上して居ります、出来る計數の下に五ヶ年の期間

を定めて變更しないことも如何かと考へます、之を課金調査委員會の審査に信頼することにして特に五ヶ年と云ふ期間を置く必要なしとして此期間を削りました、千分の六に上げたことと五年を削つたことが現行法に對する主なる修正であります、其他は殆んど字句の修正であります、多少條文の殲へたのは第五條第六條第七條の準用規定を除いて明かに分けた譯であります主なる説明は是で盡きたやうであります、舊法に「一家屋倉庫其ノ他ノ建物ニ對シ百分ノ二」とあります、改正案は百分ノ三と一を上げた譯であります、先刻會長の説明の如く、全般の整理方針に依つて一を上げたのであります、之を外國租界に比較すると、英租界は百分の十一、獨逸は六伊太利は五であります、日本租界の現在に比較すると英租界に對して日本は五分の一、佛租界に對しては三分ノ一露西亞伊太利に對しては半分に足らぬことになつて居ります、それから第三條に「前條の貨物價格ハ課金調査委員會の査定を經て行政委員會之を決定ス」と改正案にござりますが、是亦現行法では第五條に準用してござります通り課金調査委員會では毎年査定することになつて居ります、是亦必ずしも毎年決定する必要が無い、時機に依つてやると云ふことで、毎年と云ふ字を削りました、此毎年を削つたのが改正の要目であります、現行法では建物のある文字を課金條例の題目に照合して意味が多少狹義になつたと思ひますが、家屋と變へました、御質問に應じて御答致します

◎清水幸三郎君 私は土地課金條例に就て質問致します、百分の五か六になつたと云ふことであるが、唯今白井會長の説明に依ると、總て本國の法律に準據して改正したと云ふことであります

◎行政委員會長 白井忠三君 第二條に毎年と云ふのは課金を毎年取ると云ふ意味であります毎年變へても宜いと云ふことになつて居りますが、第二條は毎年賦課すると云ふので一年間に千分の六を拂へは可いと云ふことであります

◎清水幸三郎君 地價と云ふものは吾々の活動する地盤であるから……

◎議長 黒澤寅次郎君 貴方の議論は二讀會に願ひます

◎中島理事 最初の意見は日本の課金に準するとして意見の相違があるやうな御話でありますたが、會長の意見は稅制整理の精神に基いて課金を上げる参考として各國の例を申上げたので別に會長と意見の相違のある譯であります

◎川島範夏君 千分の六は能く判りましたが、此條例に依る現在の地價を定める標準方法に就て御意見を承りたい、

◎中島理事 川島議員の質問にお答致します、第二案の地價は時價の半額を地價と見做して居ります、此時價と云ふものは殆ど此各租界に於て充分審査をして決定したやうな振合になつて居らぬ、貸下料にしても十仙二十仙と云ふやうな見立割のやうに遣つて居る、それでは甚だ不であると云ふことで民團所有地の貸下料を決定する爲め、課金調査委員會では種々の調査を遂

(50)

げて貸下料の基準となるべき時價の課金調査委員會の査定した時價に依つて其半額を地價として千分の六を課する方針であります、此調査會の査定した時價が何程であるかと云ふことは廣汎でありますから一々説明は出来ませぬ

◎川島範重君 課金調査會の方が非常に骨折りのこととありますから別に異論はありませんが、定められた時價と云ふのは適當な評價であれば宜しい

◎行政委員會長(白井忠三君) 先刻申上げたやうに急激なる増税は避けないと云ふ方針でありますから時價を査定したのは文字の如く時價であります、半併從來地價と云ふものは時價の半額になつて居りますけれども將來は是では低い、之が今極りましたならば時價を地價に引直して千分の六を課すると云ふことは課税額の上から云ふと非常な増額になる、此故に理事の説明の如く半額と云ふことになつて居りますか、此點は確定的であります、幾分かの安排をして極めなければなりません、時價を直ぐ地價とすることは出来ないと考へて居ます、又地價と云ふことは慎重審議決定致しますか、一番重大なる關係のあることとありますから、英國租界の如く毎年の民團の年報に公表して居ますが、當民團も課金調査會の決定を経たならば民團の事務報告で一目瞭然する方法を執りたいと思つて居ります、若し非常な不公平であれば直ちに發見出来るやうにしたいと思つて居ります、清水君の御質問もあつたが、地價を始終動かすこととは面白くないと考へて居ります、他の租界の例から申すと、十年も二十年も動かさないことも面白くないと考へて此案が出来て居ります

◎川島範重君 唯今のお話では從来の時價の約半額に相當するものを標準とすると云ふお話であります

◎行政委員會長(白井忠三君) 時價の半額になつて居るのであるから千分の一の増加になるのですか

◎行政委員會長(白井忠三君) 時價の半額になつて居るのであるから、今後時價の査定を遺直して半額とすれば多少上るので、それに六を課するのであるから千分の一の増加でなく、今少し多い増税になる結果になります

◎永安平吉君 民團行政委員の選舉は何う云ふ方法を取つて選舉有権者を出すか、又案貨の轉嫁と云ふことに就ては好まないと云ふこととあります、監督官廳に願つて不當な轉嫁をさせないと云ふ方法をお取りになりますか

◎行政委員會長(白井忠三君) 家賃に轉嫁することを妨ぐと云ふことは永安君の仰しやるやうに法令を以て禁ずることも一の方法であるが、刷き増税を行はなければ轉嫁は少いと思ふ、差當り別に監督官廳にお願して法令を出すやうなことは考へて居りません、有権者に就ては取得談金を全廢すると、是等の選舉權を失はしむことになるから急に出来ないと云ふことを申上げた積りであります

◎太田利三郎君 唯今の説に依ると土地課金の課稅は直ちに轉嫁されると云ふことであるが、先刻白井會長の説明には收益であると云ふこととありますから多少轉嫁して行くのは至當であると考へます、轉嫁する限度にあると思ひます、民團としては轉嫁させないと云ふ意味でなく當然轉嫁するものであると云ふことを承知して課稅すべきものであると思ひます

◎行政委員會長(白井忠三君) 轉嫁の言葉の範囲は廣いが、土地の状況が變つて來て、百弗の

(49)

げて貸下料の基準となるべき時價の課金調査委員會の査定した時價に依つて其半額を地價として千分の六を課する方針であります、此調査會の査定した時價が何程であるかと云ふことは廣汎でありますから一々説明は出来ませぬ

◎川島範重君 課金調査會の方が非常に骨折りのこととありますから別に異論はありませんが、定められた時價と云ふのは適當な評價であれば宜しい

◎行政委員會長(白井忠三君) 先刻申上げたやうに急激なる増税は避けないと云ふ方針でありますから時價を査定したのは文字の如く時價であります、半併從來地價と云ふものは時價の半額になつて居りますけれども將來は是では低い、之が今極りましたならば時價を地價に引直して千分の六を課すると云ふことは課税額の上から云ふと非常な増額になる、此故に理事の説明の如く半額と云ふことになつて居りますか、此點は確定的であります、幾分かの安排をして極めなければなりません、時價を直ぐ地價とすることは出来ないと考へて居ます、又地價と云ふことは慎重審議決定致しますか、一番重大なる關係のあることとありますから、英國租界の如く毎年の民團の年報に公表して居ますが、當民團も課金調査會の決定を経たならば民團の事務報告で一目瞭然する方法を執りたいと思つて居ります、若し非常な不公平であれば直ちに發見出来るやうにしたいと思つて居ります、清水君の御質問もあつたが、地價を始終動かすこととは面白くないと考へて居ります、他の租界の例から申すと、十年も二十年も動かさないことも面白くないと考へて此案が出来て居ります

◎川島範重君 唯今のお話では從来の時價の約半額に相當するものを標準とすると云ふお話であります

◎行政委員會長(白井忠三君) 時價の半額になつて居るのであるから千分の一の増加になるのですか

◎行政委員會長(白井忠三君) 時價の半額になつて居るのであるから、今後時價の査定を遺直して半額とすれば多少上るので、それに六を課するのであるから千分の一の増加でなく、今少し多い増税になる結果になります

◎永安平吉君 民團行政委員の選舉は何う云ふ方法を取つて選舉有権者を出すか、又案貨の轉嫁と云ふことに就ては好まないと云ふこととあります、監督官廳に願つて不當な轉嫁をさせないと云ふ方法をお取りになりますか

◎行政委員會長(白井忠三君) 家賃に轉嫁することを妨ぐと云ふことは永安君の仰しやるやうに法令を以て禁ずることも一の方法であるが、刷き増税を行はなければ轉嫁は少いと思ふ、差當り別に監督官廳にお願して法令を出すやうなことは考へて居りません、有権者に就ては取得談金を全廢すると、是等の選舉權を失はしむことになるから急に出来ないと云ふことを申上げた積りであります

◎太田利三郎君 唯今の説に依ると土地課金の課稅は直ちに轉嫁されると云ふことであるが、先刻白井會長の説明には收益であると云ふこととありますから多少轉嫁して行くのは至當であると考へます、轉嫁する限度にあると思ひます、民團としては轉嫁させないと云ふ意味でなく當然轉嫁するものであると云ふことを承知して課稅すべきものであると思ひます

◎行政委員會長(白井忠三君) 轉嫁の言葉の範囲は廣いが、土地の状況が變つて來て、百弗の

(52)

土地が二百弗になると課稅の地價が亦變つて行くのであるから、順次上げることは當然であります、改正の際に改正の増稅額が使用者に直ちに轉嫁されることは避けないと云ふ意味にて漸進増と云ふことで行きたいと云ふ意味であります

◎清水幸三郎君 土地課金は先づ二割の増稅額であります、土地は保険も要らない、家屋は漸進的と云ふのに轉嫁しないものに増稅された意味は何云ふ理由ですか

◎行政委員會長(白井忠三君) 此課稅の表から見ると土地は二割であるが、先刻川島議員の質問の如く、地價が此際修正される、是は二割に止らぬ、家屋の方はそれより多いぢやないかと云ふことであるが、家屋課金が非常に低いのであります、結局早目的を達する上に現在が不公平であるから多少手心を加へなければならぬのであります

◎永安平吉君 家賃に轉嫁されると云ふ御意図であるが、私は必ずも轉嫁されないものと思ふ、今迄家賃が安い、高くても借主があるから高くすると各租界に家を搜す、さそると日本人は支那人と（此處聽取れ）此點に就て當局者は鈍いやうに考へられますか

◎行政委員會長(白井忠三君) 少しく私共の見解と永安君の見解と違ふやうな方法を講ずるは當然であるが、監督官廳の警察権に依つて横暴な家主地主に對して説諭でもして貰ふと云ふやうな方法を講ずるより仕方ないと思ふ

◎清水幸三郎君 日本租界では建物會社が、多く貸家を持つて居りますが、此增稅に依つて何の位拂ふことになるか

◎宮本書記 土地一千五百弗、家屋二千五百弗、合計四千弗であります

◎議長里澤兼次郎君 質問もない様ですから討論に移ります

◎清水幸三郎君 私は動議を提出致します、大分腹か空いて居ります、飯を食つてから遣ることに願ひます

◎富成二君 極く簡単に申上げます、從來未完成道路の土地に就ては千分の二を課してあります、唯今島理事は道路は完成しても課稅しない所は民團の土地であると云ふこととあります、民團の土地で無い所が往々あります、それから從來の節令が屢々變更されて居りますが、道路を整理する爲めに廢棄する場合は難算委員會の報告に基いて、民團ではさう云ふことが、道筋を整備する爲めに廢棄する所は民團の土地であると云ふこととあります、民團の所有地の如き道路の廢止されて大きな敷地で自然大きな家しか建たない百五十圓二百圓の家賃でなければならないのは日本人の民度に適しない事となると思ふ

◎行政委員會長(白井忠三君) お答致します、道路廢止の意見は屢々論議されて居ることであります、民度の相違する當租界が支那人の現狀を論する必要はないが、日本租界は餘り道路の計劃が多いのであります、佛租界も小さい家もあるが此胡同に依つて通行することになつて居る、民團の所有となる道路は日本租界が多い、其結果道路維持費と云ふ上に民團が一層苦しむのであります、此見地から細かな道路を廢したのであります、場所に依つては小さい家を建てなければならぬ場所もあるが、それ等は土地所有者經營者の費用に依つて胡同を造ることになれば佛租界の如き甚しき不便は無いたらうと考へて居ります

◎議長(里澤兼次郎君) 大分時間も過ぎました、第一讀會末了の懇親會致します

(54)		(53)	
◎議事日程		等三日	
第一、土地課金條例改正ノ件(第一讀會續き)		上	
第二、家屋課金條例改正ノ件(全)			
第三、取得課金條例改正ノ件			
第四、營業課金條例改正ノ件			
第五、雜種課金條例改正ノ件			
第六、天津日本青年會補助金ノ件			
第七、天津日本少年義勇團補助金ノ件			
第八、私立天津高等女學校補助金ノ件			
第九、大正十四年度特別會計電氣歲入出追加豫算案			
第一〇、大正十五年度特別會計官有地拂下準備金歲入出豫算案			
第一一、大正十五年度居留民團歲入出總豫算案			
第一二、大正十五年度特別會計電氣歲入出豫算案			
第一三、民團會計檢査委員選舉			
◎出席議員		四十六名	
太田利三郎		白井忠三	
上野壽		吉田房次郎	
黒澤兼次郎		天田朝義	
宮崎勇雄		森川照太	
川島範貞		遠山猛雄	
清水幸三郎		山川眞	
橋本國三郎		佐々木敏丸	
吉田治四郎		郡茂行	
平井久一		有留重利	
小倉知正		富成一二	
會長		野崎誠近	
白井忠三		池田三男也	
利根川久		榎垣恭興	
牧尙一		川本吾一	
午後四時廿分振鈴開議		小林陽之助	
◎副議長(砂田實君)		田村俊次	
一寸御挨拶申上げます、本夕黒澤議長は出席になつて居りますが、前日		遠山猛雄	
の御疲れがござりますので、私が代つて暫く此席を汚します、出席議員四十二名、規定の數に			
達して居りますから是から開會致します、本日の日程は御手許に差出してあります、昨日未了			
の土地課金家屋課金條例改正の件、第一讀會の續きてあります			
◎黒澤兼次郎君 昨日の議事は質問も盡きて居り、又二讀會に於ても質問も出來るの			
あります			

(56)		(55)	
すから速ニ二讀會に入りたいと思ひます。(賛成の聲起る)			
◎永安平吉君 昨日の私の質問に對する御答に苦しむ點があります、家賃に轉嫁するも			
のは僅かであると云ふ見解であると云ふことであつたが、私の考では何うしても轉嫁される			
と思ふ。之に對して借家法を設けて貰ふこと、モ一つは例の營業、取得課金を漸減して行つて			
結局全廢しやうと云ふ理想があるにも拘らず、増額する行政委員會として何う考へて居られるか、昨日の御説明では諒解に苦しむのであります			
◎行政委員會長(白井忠三君) 御答へ致します、家屋及土地課金の増稅の結果借家人に影響の			
ないやうにしたいと云ふ考から可成急激の變更を行はなかつたのであります、永安君の御質問			
の點は御尤であります、借家法と云ふやうなものを民團の請願に依つて發令をお願ひするこ			
とは別の問題であります、行政委員會では必要を認めたと云ふのではない、當地の如き土地			
柄に於ては内地の法令を引いて貰ふことは輕々に出来ない、此事に對して既に充分の注意もあ			
り、借家法其ものが實施されて居なくとも、說謬願と云ふやうなことで其権利を取給ることが			
出來ると考へる、全然轉嫁されぬと云ふことは考へない、多少はあるか知れぬが、借家人も已			
むを得ざる程度のものは轉嫁されるものと思ふ、それ以上の事に就ては監督官廳の御裁量に任			
して置いて此種の法律を發布願ふと云ふことは今必要を認めて居りませぬ、漸減撤廢と云ふこ			
とが改正の方針のやうに傳へられて居りますけれども、昨日申上げたことにさう云ふことがあ			
れば前言を取消します、現在に於ては近き將來に撤廢されると考へて居りませぬ、是が對策			
を今日から講じて居りませぬが、結局納稅資格の選舉權を納稅に依らざる選舉權と改正されま			
すれば撤廢されても宜いと云ふことを解釋することは難しいことでなからうと思ふ、何れにし			
ても撤廢と云ふことは近き將來に致す方針を有つて居らぬのでありますから昨日の説明に依つ			
て譲解があれば譲解を解いて貰ひたい			
◎太田利三郎君 昨日伺ひました土地家屋に關する御意見に依ると、土地課金條例の中に、家			
屋稅を課する以上は家賃に轉嫁されることは當然であると思ふ、家主地主を經て借家人に課する、少くとも二分の一も轉嫁するかも知れぬ、稅源を求める立場から云つて借家法など、と云ふものを設けても暴利な地主があつた場合には何うか知らぬか、小川博士が言つた土地家屋を			
基本稅とするも轉嫁と云ふことは稅制改革の根本に揺着しないかと考へる、土地家屋を持つて居るもの(低聲にて聞取れず)			
◎行政委員會長(白井忠三君) 討論に入られては如何ですか			
◎清水幸三郎君 此地價の査定と云ふことは勝手と云ふことであるが、明年度に於て之をお上			
げになる積りでありますか			
◎行政委員會長(白井忠三君) 昨日中島理事からも説明がありましたが、現に民團所有地の貨			
下は今年期限が更まるのであります、此民團所有地は終つて居ります、其他の土地所有者の時價の査定はまだ終つて居りませぬ、それは現在課金して居る額よりは相當の間隔ありと想像されるのであります、十五年度の課金を極める時に直すと云ふことになる、此際一度改めることになる、昨日中島理事が、地價を時價の半額と申しましたが、それも一案として考へられると云ふ割にするか六割にするかまだ決まらぬが、何にしても根本に急激なる増稅を希望しないと云ふ精神の下に迷つて居ります、此點は理事の説明と違つて居りますか、將來此時價を何			

(58)

◎太田利三郎君 唯今の質問を二讀會に移して御答辯願ひます
◎行政委員會長(白井忠三君) 轉嫁と云ふことに就ては清水議員に御答したやうなものと程度の差と思ひますが、土地の事情が變つて、其土地の時價も變り課金が上つた場合には家賃も上ることは當然であります。唯程度の差が五分の三になるか三分の一になるか御意見と大差ないと思ひます。百分の三を百分の五にした根據は不動産税を重くする、他の税金を減らすと云ふ方針で、各國の租界の税を見ても日本租界は少い之を先づ上げる、家屋課金が低いから五割・方は三割と云ふ増額であります。財産収益税を根本とすると云ふ過渡の時代已むを得ない方法であると思ひます。此見地から提案した譯であります。

◎太田利三郎君 論旨は能く解りましたが五ヶ年の期間を與へた方が行政の上から便利であると思ふ、善意に解釋することは結構なこととて何處迄も好いと思ひますが、川島範吉君 地租金條例の改正に依つて増額された課金が、借家人に轉嫁されるや否やと云ふことは研究する必要が、あるがそれは不得止ものであると思ひます。何う云ふ風に轉嫁されるか知らぬが、弊害が生ずることがあれば其時で遅くはない、期間を定めると云ふことは賛成であります。毎年々々行政委員會が其時の價格を定めると云ふことは永久の計画を樹てる上に不安もあります。従つて經濟界に於ける影響も多少あると思ひ、日本租界を繁榮に赴かしむることを考慮して居る以上は適當の期間を置くことは必要であると思ひます。第三條の前條の地價の下に「居留民會ヲ定メタル査定ノ標準價格ニ依リ」と修正致します

(57)

◎清水幸三郎君 唯今の説明に依ると二様になつて居る、若し漸進主義の意味に於て十六年度の豫算になれば東京建物會社の負擔に對して何うなるか、何の位の差が出來るのでありますか
◎行政委員會長(白井忠三君) 今申したやうに變動がなければ本年度四千圓殖へた儘で十六年度も行けるだらうと思ひます
◎太田利三郎君 土地家屋のやうな不動産を有するものは變更しない方針でやると云ふ下に内地の課稅の方針から五年と定めたと云ふことであるが、安心を與へて五年と極めてやつた方が宜い、土地は千分の六家屋は千分の二としてあるが、土地に對しては時價の千分の五としても三千五百圓位にしかならぬ税の根本精神から云ふと租界全體に就ては其率を何うしても……
◎副議長(砂田實君) 御尋ね致します、貴方は質問より意見のやうに思ひ、本案は質問も大分盡きて居りますから、第二讀會に移しては何うですか。(賛成の聲起る)

(60)

◎清水幸三郎君 私は原案賛成の意見に反対の意見を述べます、是は隨時に動かされるものでない、私は増税に就て云ふのではない、漸進主義と云ふ觀念なれば何年も地價はグラン・スルのものでない、白井君の云ふ小川博士は博士が人間が化物か知らぬが、日本人に育つたならば日本人の習慣と云ふものがある、博士は一の學說で行るのか知らぬが、此不動産を隨時と云ふことに提案されることは賛成出来ませぬ
◎森川照太君 唯今小川博士は人間が化物か判らぬと云ふことであつたか、不謹慎の言語は取消して貰ひたい、日本の文部大臣が與へた學位であります、取消して貰ひたい
◎清水幸三郎君 取消します

◎森川照太君 日本の地價を永い間取換へないと云ふことは租稅の根源となるものが勤勞に依る取得と云ふものに重きを置いて居るのである、日本に於て地租の收入は大きなものになるが根本精神に於て日本と租界とは異なるが故に、日本租界に於て土地家屋を所有する者に課稅することは日本と云ふ國家と天津租界と事情を異にするが爲めに茲に本案の如く決定されたことは天津の民團の租稅の根本を定めたもので非常に好いこと、思ひ、日本は二十年であるから天津は五年にすることは要らないと云ふけれども、家主地主は必ず人に貸して居る者許りでない自分の家に住んで居るものある轉嫁のみを追害することもなく經濟界に重大なる變動を與へるやうな變化も急激に來る場合には民團議員もあり監督官廳もあるから是に反対する必要は無いと思ひます、それのみならず稅制の根本方針を定めた以上はそれに從つて可成所有者にも借りて居る人にも影響の少ないやうに制限して置つて行くことが結構なことであると考へますれば

(59)

◎副議長(砂田實君) お詫び致します、唯今川島君の修正意見は「前條ノ地價」の下に「居留民會ノ定メタル査定・標準價格ニ依リ」と云ふことあります
◎川島範吉君 十個所位の標準を定めて置けば査定の標準が判る、公平になる、是は必ず難しいことでなく極く簡単になると思ひ
◎森川照太君 十個所位なれば出来るかも知れぬが種々の事情が違つて居るのにそれは却々標準にならない
◎副議長(砂田實君) 新たに御審り致します此修正案の動議に賛成の方は…………
◎森川照太君 それを決する前に……
◎副議長(砂田實君) 先程の動議に賛成の方起立を願ひます。(起立者無し)
動議は不成立に終りました
◎永安平吉君 前日太田議員から現在の家賃から一厘も上げて貰はないと云ふ法令を設けて貰ひたいと云ふことでありましたが、相當の値上は決して構はない、不當の値上をする場合は官憲に依つて取締を願ひたいと申すのであります
◎檜垣恭興君 私は本案に對して原案賛成であります、課金の漸進主義に於て充分御調査の仕事である、唯今太田議員の五個年と云ふこともありましたが、又行政委員諸君の爲さつたことにも就ても決して異議を申すものでないと思ひ而して是は本年の課金調査委員會に於て審議しても宜いと思ひます、原案賛成(賛成と呼ぶ者あり)

(62)

(61)

年限の制限を置く必要は無いと思ふ、此儘にしても十年變へないか二十年變へないか判らぬのであるから五年などの制限の必要はない、二十年一偏と云はれるけれども地價の査定の困難もあるか知れぬが、日本租界のやうな狭い土地は直ぐ出来るのであるから急激な地價の下落はあるか知れぬが、極めない方が宜からうと思ふ、若し地主として御心配があれば下がることを考慮しなければならぬ（同感・討論終結と呼ぶ者あり）

◎副議長（砂田實君） それでは論議も盡きたやうに認められます、太田議員から修正案が出て居つて清水議員も賛成のやうに思はれます、三讀會省略決を採りたいと思ひます

（賛成の聲起る）

◎黒澤兼次郎君 三讀會省略と云ふことを採決した上で

◎副議長（砂田實君） それは取消しになりました

◎富成一二君 私は昨日白井會長に質問して半途に散會になつたが、現在の日本租界の状態は支那人の所有になつて居る、佛英租界と比較も出来ませぬが、今輕率なことをすると恨を百年に貽すことがある、自分が所有に課税されると、今度は邦人の頭に掛る反対の結果を生ずる、五年後になると支那人の上流の人の避難場所と云ふことになれば問題が起ると思ふ、近き将来に於て取得課金、營業課金を廢し選舉権は皆に還る、支那人は選舉権は何うでも可いと云ふ、私は昨日も申しましたが斯ふ云ふ風に朝令暮改と申すか、條例を換へることになると日本人としても支那人としても不安の念を懷かしむる、現在も地價が上ると考へて家賃を上げて居ることは事實であります、五年後には相當に考慮しないと外國租界と位置が異ふので之を輕々にすべきものでない、豫算を審査する上に慎重に遺つて貰ひたい、私は白井會長が佛租界の例に倣つて道路が要らぬと云ふやうなことは御名説であると思ふ、此點のお考を願ひたいと思ひます

◎永安平吉君 富成さん伺ひますが、富成さんは原案に賛成ですか反対ですか

◎富成一二君 別に反対ではありません

◎檜垣恭興君 討論終結に願ひます

◎副議長（砂田實君） 御詔勅致します第一土地課金第二家屋課金の各條例改正案は讀會省略確定して宜しいか

◎副議長（砂田實君） 三讀會省略賛成の方起立

（起立者多數）

◎副議長（砂田實君） 多數と認めます、三讀會省略確定と致します（拍手起る）

◎副議長（砂田實君） 引續き第三第四の兩案を一括して議題に供します（賛成の聲起る）

日程第三 取得課金條例改正の件

日程第四 営業課金條例改正の件

中島理事（登壇） 第三 取得課金第四、營業課金條例改正の中に就て簡単に説明致します、現行法に比較して改正案の改正の骨子は第二條の課金率を變更したことが主なるものであります、現行法に於ては矢張り一千弗以上一万弗迄十三に區別してあります、是は説明する迄もないが課金調査委員会では之を十種に區別して一千弗以上は千分の四、千五百弗以上は千分の六、二千弗以上は千分の八、二千五百弗以上千分の十、三千弗以上千分の十二、四千弗以上千分の十

(64)

(63)

五、五千弗以上千分の十八、七千弗以上千分の二十二、一万弗以上千分の二十八、而して但書の「一万弗以上一千弗を増す毎に千分の五を加ふ」と云ふは、現行法は千分の三であります、特に但書課金調査委員会の決定を多少變更して改正案は千分の五で提出したものであります、特に但書の一萬弗以上に對しては千分の五にしたのは累進率に依つた次第であります、斯く本課金を制限した理由は昨日會長の説明の如く、此取得課金が日本の所得税と申すものと異ひ、殆ど勤労取得に課する態を爲して居るが、故に漸次低減と云ふ大方針に依つて決定したるものであります尙ほ現行法の第四條第一項を改正案では第五條に致しました、現行法は住居を他に轉した時の規定は四條にある、届出のある迄は課税をする届出が無い場合でも届出がある迄は取ることになつて居るが、改正案は届出が無くとも轉出の場合は取らないと改正致しました、他は字句の修正であります、次は營業課金條例であるが、課金の等級を變更したのであります、現行法では第一級より二十六級迄に別つてあります、一級六弗、二十六級一萬弗と區別してあるが、課金調査會では之を三十九級に變更されて第一級を六弗、三十九級を一萬弗としてあります、改正案は御覽の通り一級を加へて四十級に修正した、而かも一級の最低を四弗として幾分の中間級を加へて三十九級の一萬弗が六千弗になつて居ります、是亦昨日來屢々説明した今回の税制の方針に基き、營業税も漸減の方針を取つたのであります、其他第五條の條文は唯今取得課金に於て申述べた理由と同一であります

◎黒澤兼次郎君 議事の進行に就て一言申上げます、先刻から讀會の區別が明かになつて居りませぬから、一讀會に於ては質問を充分にされて然る後討論も出來ます、夫れを二讀會に入る

と討論が出来ないやうに思つて居る方があるやうであります……

◎川島範重君 議事進行に就て一言申上げます、此問題は讀會省略決定あらんことを希望致します

◎永安平吉君 營業課金が千分の四であり取得課金が千分の六になつて居る、何う云ふ譯でありますか

◎行政委員會長（白井忠三君） 結局兩方共同じ最低は年四弗になるので稅法の上から四弗になると云ふ意味でない、最低四弗からにして多少宛下げて行く意味であります、取得課金の方が營業課金より制限されたことは營業課金は純益課稅主義になれば惡税ではない、取得課金の方は勤労取扱者に對するもので之は可成下げる、稅の性質が異つて居つて取得課金は撤廢する營業課金の方も之を純益課稅主義に改めることが漸減撤廢でありますけれども資本金、從事員の數に依つて取得課金より重く課稅されて差支へないと考へて居ります（讀會省略と呼ぶ者あり）

◎副議長（砂田實君） 讀會省略の動議があります（賛成と呼ぶ者あり）

◎副議長（砂田實君） 此兩案は讀會省略して採決したいと思ひますが御異議ありませぬか（異議なしの聲起る）

◎副議長（砂田實君） それでは御異議ないと認め可決確定したいと思ひます（拍手起る）

一寸十分間休憩致します

午後六時二十分再開
(里澤兼次郎君議長席着)

◎議長(里澤兼次郎君) 是より引き続き會議を開きます、日程第五種課金條例改正の件之を議題と致します。

日程第五 雜種課金條例改正の件

(66) (65)

中島理事事(登壇) 雜種課金條例の改正案に對して説明致します、現行條例に對して改正を試みました點は酌量と貸座敷との間にあつた仲居の一項を削りましたとの、第二條の等級一等の月額二百円を三百円に改めたこと、二條の末項三等一等を削り三業組合花代總收入高百分の五の末項の行政委員會の決議に依ると云ふ但書を削りました、其他は字句の修正に止つて居ります、仲居の一項を削つたのは頗る課税額が少額で此要を認めない、尙遊戯場二百円を三百円に上げたのも三等の一等を削つたのも、一等二百円では現在の營業景況から看て少きに過ぎると云ふ簡単な理由であります、此改正の中でも最も問題となつて居るのは三業組合の但書の一项を削つたことが主なるものであります、本案改正の理由としては、第一に課金調査會の決議を行政委員會は尊重したけれども第二には雑種課金の性質が稅制を整理する上に先刻來話の博士の意見も員聽き、可成稅制の合理的の法則に近かしめないと云ふ趣意から參つて居ります、此意味から考へて雑種課金の如きは一の收益でありますけれども先づ之を營業稅としても差支ないものでありますけれども他の營業稅とは少し状況が其趣を異にして居ります、謂はば一の遊興娛樂であります、斯の如き課税は他の營業稅に比較して多少奢侈的の趣を有つて居る爲めに勃興する國民の意氣から申すと相當重く課税することが一般の課税の方針になつて居ります、此の意

味から申しまして改正の要點たる點に觸れて居ると思ふ、今一つは第三として先刻來話等御説がありましたが、營業稅と全然離れて持殊の意味に於て課税して居る、營業稅とは重複して居りませぬ、特に此中の問題となつて居る但書の削除の如きは十二年三月の民會の決議に依つて但書を設けた、述記録を讀んでも當時は甚だ不景氣の場合にて居ましたので、料理屋の諸願を行政委員會は採決して此但書を設けたのであります、乍併此花代と申すものは公平なものであります、景氣が好ければ多數の花代が揚げれば花代が減る他の營業に課する稅と違つて最も公平な仲縮し得る課税であります、但書を設けた時は減少したが知りませぬが、此花代の課税の公平に仲縮し得ることは景氣不景氣を論ずる必要は無いと思ひます、先刻も御質問に答へた如く本來此但書を設けた際には花代總收入百分の五で、三迄制限し得たことは料理屋のみの恩典に沿し、藝者置屋が百分の五を納めて居ると云ふことは苦情もあつたものと思ふ、此法文の上から論ずると理由あることであります、乍併當時減少した理由が之を設けた趣意も料理屋の負擔を軽くする爲めで先刻申す如く、此花代の負擔者は誰かと申すと藝者置屋であります、料理屋は口銭を取つて居るに過ぎないのであります、若し許し得るならば三業組合を二業組合にしたい納稅の義務者でない三業組合を義務者の如く抜つて居ります、是には多少の議論がありましたが、多年の習慣で規定されてありますから現在の如く置くが宜からうと云ふことで此規定を設けたので純理論から申すと先刻の營業稅に含めて取るのが眞個であると信じて居ります、從つて豫算の無き限りは動かさないと云ふ考を有つて居ります、乍併大體以上を以て説明を盡したと思ひます

◎議長(里澤兼次郎君) 諸君に御報告することがあります、本案を議するに當り唯今胸部議員の紹介として天津料理店組合員外十四名から請願書が出て居ります、要件は今回の雑種課金の但書を削らすして從來の儘にして與れと云ふことであります、既に諸君に配布して置きましたので朗讀を省略します

◎檜垣恭興君 突差の間でまだ見て居りませぬ、可成朗讀願ひます

請願ノ趣旨
請願書

(書記朗讀)

正ハ之ヲ爲サシテ從來賦課率ニ止マラレ度シ
據テ本案改正案ニ就キ再ヒ右趣旨ノ修正ヲ加ヘラレ度ク請願ニ及ヒタル次第ナリ
理 由
大正十年四月以降藝妓花代一本銀三十仙ヲ銀四十仙ト爲シ雑種課金モ亦賣上花代總收入高ノ百分ノ五ヲ徵收セラレタルモ大正十二年三月民會ノ決議ニ基キ行政委員會ノ決議ヲ經テ賣上花代總收入高ノ百分ノ三・五ニ輕減セラレタリ、而カモ當時ハ世上好況ニシテ同年(大正十年)ノ花

代總賣上高壹百七萬四千七百二十三本ニ及ヒ、大正十三年ノ六拾萬九千九百五本、大正十四年ノ六拾八萬三千三百四十八本ニ比スレハ蓋シ賣上花代總收入高ノ百分ノ五ハ賣上花代總收入高ノ百分ノ三・五ニ輕減セラレタリ、而カモ當時ハ世上好況ニシテ如上百分ノ三・五ニ輕減セラレタル所以ノモノハ三業組合中料理屋各員ハ營業課金條例ニ依リテ別ニ納稅義務ヲ負フモノナレハ非營利組合ノ各員トシテノ料理屋業者ニ重ネテ課税スルハ失當ナルコト明白ナリトシ、料理屋業者ノ賣上花代總收入高ノ百分ノ一、五ヲ削除シタル結果、前掲大正十二年三月ノ民會ニ於テ雜種課金條例第二條三業組合ノ部、但書ノ制定ニ則リ行政委員會ハ百分ノ三・五ヲ以テ三業組合ノ賣上花代總收入高ノ百分ノ五ニ改正セラレタルモノナリ即チ之ニ依リ料理屋業者ハ三業組合ノ内部關係ニ於テ雑種課金ノ賣上花代總收入高ノ百分ノ五ニ改正セラレタルモノナリ
然ルニ今日世上一般不況ノ折柄絕對的百分ノ五ニ改正セラレンカ料理屋業各員ハ一度不合理ナリトシテ削除セラレタル重複的課金ハ再ヒ茲ニ復活セラル、ニ至リ斯くてハ賣上花代總收入高ノ百分ノ五ニ改正セラレタルモノナリニアラナリ
チ欠クコト寔ニ明瞭ナルノミナラス、元來三業組合成立上、沿革ハ單ニ互ニ連關ヲ有スル業務ヲ營ム三者相互ニ規律セル契約ナカルヘカラストシ領事館警察カ大正八年十一月二十五日之カ組織ヲ命シタルニ存スル特種組合ニシテ何等營利ヲ目的トスル團體ニアラス、此點ニ於テ一般同業組合其性質ヲ異ニスルモノニアラナリ
依ツテ少クモニ三業組合ノ名ニ於テ此ノ種ノ課金ヲ賦課セラル、ハ吾人ノ最モ解釋ニ苦シム所ナルモ便宜上使用セラル、字句トシテ敢テ顧ミサルモ假リニ前述ノ如ク、又從來ノ如ク、三業組合中料理屋業者カ重複的課金ノ徵收ヲ受ケサルモノハ、三業組合ニ賦課セラル、雑種課金ハ

(74)

(73)

すべきものでないと聞いて居ります、所が中島君の説明に依ると斯くの如き營業なるが故に比較的重く課税しても可いと云ふ説明であります、此點に於て差異があるやうに考へられます

が、御兩人の御説明を伺ひたいと思ひます

◎行政委員會長(白井忠三君) 唯今森川君の質問、太田君は二讀會に質問があると云ふことであるから併せて御答致します、昨日の説明と中島理事の説明と違ふと云ふことは尤であります私は民團の財政上撤廃する譯に行かない、取得課金の如き民團の財政の根本であるべきものが二萬圓に達しないのに雜種課金は三萬圓であるから、之を撤廃することは、民團の財政が許さない先刻來の御質問のやうに私は將來の理想を説いたので現在に於ては此理想を實現することは出來ない、又奢侈稅に重課すべしと云ふ精神と禁煙主義とは結果に於ては同じものか知れませぬが、意味は二通りあります、禁煙なれば非常に重課しなければならぬのであるが、之を二通りに別けて考へて居ります、中島理事の説明の如く將來撤廃したいと云ふことは善いと思ひます

◎中島理事 私の言はんとする所は會長が申されました、省略致します

◎森川照太君 民團の財政上課稅制度の根本方針を何うして行くかと云ふことに就ては會長と理事の見解の相違あると云ふ、實際に於て之を撤廃することは不可能であると云ふことは承知して居りますが、中島理事の説明には奢侈稅であるから重課しても可いと云ふ風に取られ會長は廢して行きたいと思ふと云ふこと、根本に於て相違があるから、理事の考と會長のお考との間に相違のあることは將來を氣遣はれるから質問したのであります

◎中島理事 成程會長の意見と考へやうに依つては違つて居るやうに思はれるが、會長の意志に全然旨從して同じ意見を述べなければならぬことは無いと思ひます

◎太田利三郎君 寅從と云ふやうなことではなく、會長の意見を尊重することは至當であると思ふ

◎森川照太君 私は中島君の意見は極めて間違つて居ると思ふ

◎議長(里澤兼次郎君) 討論に入ります

◎森川照太君 行政委員會を代表する會長と違ふ意見を説明として述べて差支へないと云ふことは民會の事務取扱上不統一であると思ふから、中島君一個の意見では反対して居つても民會に於ては甚だ穩かでない

◎中島理事 一言唯今申上げたことは行政委員會の意思に反して個説を主張するとお聞取願つては困る、私の仕事は會長を輔佐して行くので會長の命を承けて之に寅從するとは違ふ、會長を輔佐する上に於て理事として職務を行ふ上に於て差支ないと思ひます、乍併此議案を通過させる上に於て全然會長の意志の如く私の意見を發表することは寅從し過ぎたものと思ふ

◎森川照太君 中島君の説を伺ひましたが會長を輔佐する以上は、議案の説明も行政委員を代表して居る會長と同一でなければならぬ、此説明を伺つて賛否を決するのであります、其説明が根本に於て差があると云ふことは明かに體體であります、違ふ意見でも反対で無い限りは輔佐する意味に於て差支ないと云ふことは間違つて居る、此點に於て會長は何う云ふ意見を以て

(76)

(75)

居りますか

◎遠山委員 唯今の問題に就て三分間位休憩を願ひたいと思ひます

◎行政委員會長(白井忠三君) 測らずも枝葉の議論に花が咲きましたが、今のは中島君の言葉の足らぬ所もあり、昨日の我制の方針に就ても誤解がある爲め起つて來たので中島君自身も説明を誤解されて居るかも知れぬ、兩人の説明に差があると云ふ風になつたやうであります、更めてモ一應説明すれば解ると思ひます、今後此課金が存する以上は奢侈稅として重課することは當然であります、雜種課金の根本方針は財政が容さなければ撤廃したいと云ふことは善いと思ひが、之を置く以上奢侈稅の性質に於て他より重く課することは當然であります、中島君の二回目の説明は能く解つて居る、理事と會長との間に差があると云ふことは反対と云ふことではない、然し私が云ふ言葉と理事の言葉との間に差がある、目的は同じであります、説明の言葉に違つた途をたどることはあり得ることで補佐する上には私は右の途を取り、中島君は左の途を探ると言ふこともある御了解下されば宜しい

◎義長(黒澤兼次郎君) 他に御意見ありますか

◎川嶋範直君 税制が朝令暮改になることは深く寒心して居ります、極く些々たることであります、朝令暮改を賛成しないと云ふ事から一言申上げます、第一條に酌婦と云ふことがあります、年度は能く覺えませぬが、民會議員の遠山君が、聲派共に下ると云ふやうな誠意ある議論があつて、其議論に動かされて仲居稅は廢止されたのであります、十二年度と思ふが其稅が復活された、遠山君は亦委員になられてそれを又廢して居ると云ふことは餘り朝令暮改

では無いか、酌婦の稅は僅な金額月額二十四圓であります、仲居と酌婦と營業の差が何れだけあるか、仲居は月給を貰つて居りますが、民團として課稅の標準とすべきものでないと云ふことから安い給料で卑しい商賣であるから取るべきものでないと思ひます、酌婦は仲居以上の苦痛を忍んで營業して居るのでありますから酌婦稅も除くと云ふことを主張したいのであります、讀會省略採決を願ひたいと思ひます

◎議長(黒澤兼次郎君) 質問論旨も盡きたやうであります、二讀會に入ります

(賛成の聲起る)

◎清水幸三郎君 三業組合の諸願に根本的賛成であります、支那藝者は五弗納稅して君りますが、日本の藝者は何れだけ納稅するか、日本の藝者と支那の藝者の所得に就ては何んなものですか

◎宮木書記 支那の藝者は各國同様であります

◎清水幸三郎君 稅金は總て公平でなければならぬ、外國の租界には日本の租界のやうな藝者が無い、支那藝者が何の位の收得があるかを調査して課稅すべきものと思ふ

◎行政委員會長(白井忠三君) お答致します、清水君の御意見は議論で質問の際にお答ずることは困る

◎清水幸三郎君 私のは議論でない

◎行政委員會長(白井忠三君) 行政委員會は此問題では支那人と日本人と關係のあるものと考へて居りませぬ、支那人は各國の例に依つて課して居り、日本人は日本内地の例に依つて遺つ

(82)

(81)

の多数の御意図に従ふことは省かでないと云ふことを申上て置きたいのあります
斯う云ふことを申す理由は、昨日も川島議員の質問であったかと思ふが、仲居税は二百八十八
弗で、酌婦税は三百弗程度のものであるに何故廢しないかと云ふことありました、酌婦と云
ふのは日本人の酌婦で、同じやうな營業者の朝鮮人支那人は支那人と項目を別けある、朝鮮
人支那人から取らないと云ふことは不徹底ないかと云ふことである、一面辯明も出来ない
が合理的に之を取扱ふことを主義として居らぬ爲めに取つて居ないのであります、日本人の
酌婦も仲居を廢すれば廢しても何とかと云ふ意日があれば其影響は右の次第で年額何千弗と云
ふものがあるから困るのであるが、日本人だけ止めたならば何とかと云ふことになると之に對
して非常な反対は申したくない、日本人に於ても藝者か酌婦かを明かに區別することは困る、
日本人の藝者と支那人の藝者との間に收入を充分研究したかと云ふ質問もありましたが、是等
も實際標準を立て、課すると云ふ合理的の點から出發して居らぬ、從來の成りりと、さうして
眞個の營業税すら見立割を用ひて居る如くに、此程度なれば宜からうと云ふことて遺つて居る
のであります、此邊に對して種々の議論を上下することは避けたいのあります、三業組合の
稅金であります、提案致しました理由に就ては理事から申上げたやうに三分五厘に請願した
ことは阿部議員の説明通りであります、事實納稅して居るものか斯ふ云ふ御議論と、前回
の請願が永久に負擔性の無いと云ふことてなく當分御免を蒙りたいと云ふことてありますから
此意味に於て課金調査委員會から之を復活したいと云ふ意見が出たので、行政委員會は之を丸
呑みの提案をしたのであります、景氣が恢復したかと云ふことは各人の見る所に依るの
であるから議論しても盡きない、此提案の結果を申すと實際の上に於て料理屋業者が從來納め
て居る外に多額の稅金を納めなければならぬと云ふことは事實であり、此率も高いものである
と云ふこと營業税と二重になると云ふことは實際に於て當て居らぬ、是迄課して居る營業稅
は苦痛でないと信ずる、現に森川議員の質問に對して答へて居る片方の方と大差ないと云ふこ
とは事實が示して居ることであります、此三分五厘を五分にしたことは設置して課金調査委員
會が認める如く一時減したが、或時期に於て回復しなければならぬと云ふ議論を前提とすれば
營業稅に於て相當の考慮を加へなければならぬと云ふことは御同意であると思ふ、然らば飲食
店との間に權衡の取れないと云ふことは充分考へられると思ひます、又立入つて申せば大料理
店の相當の花代の取扱いにある所と充分權衡を得て居ない、小賣店の營業の方が軽いと云ふこと
は事實に於て明かに示されて居ると思ふのであります、併し斯ふ云ふ議論があつて假りに五分
に殖やすことが氣の毒であると云ふことであれば行政委員會は極力反対する譯でもない、藝者
に課稅すると否とを極めることになれば三業組合の名に於て掛けることが理屈に合ふのであり
ます、寧ろ三分五厘にして納稅者の名前を三業組合でなくして、其代り營業稅の増額をして
料理屋に掛けるとするか、又一方に復活することは重きに過ぎるから順次復活するか、是も先
刻來申上ました通り公會の席上に於て開はすことは好ましくない其上多數の肝腎な問題の未了
にならぬやうにして頂きたいと云ふことを希望するのであります、此機會に附言して置きたい
ことは朝令暮改と云ふことは前日來富成、川島兩議員から出で居りますが、仲居税を復活して
又廢すると云ふことてあります、是は川島議員の御記憶の誤りであると思ふ、富成君の説は錯

の多數の御意図に従ふことは省かでないと云ふことを申上て置きたいのあります
斯う云ふことを申す理由は、昨日も川島議員の質問であったかと思ふが、仲居税は二百八十八
弗で、酌婦税は三百弗程度のものであるに何故廢しないかと云ふことありました、酌婦と云
ふのは日本人の酌婦で、同じやうな營業者の朝鮮人支那人は支那人と項目を別けある、朝鮮
人支那人から取らないと云ふことは不徹底ないかと云ふことである、一面辯明も出来ない
が合理的に之を取扱ふことを主義として居らぬ爲めに取つて居ないのであります、日本人の
酌婦も仲居を廢すれば廢しても何とかと云ふ意日があれば其影響は右の次第で年額何千弗と云
ふものがあるから困るのであるが、日本人だけ止めたならば何とかと云ふことになると之に對
して非常な反対は申したくない、日本人に於ても藝者か酌婦かを明かに區別することは困る、
日本人の藝者と支那人の藝者との間に收入を充分研究したかと云ふ質問もありましたが、是等
も實際標準を立て、課すると云ふ合理的の點から出發して居らぬ、從來の成りりと、さうして
眞個の營業税すら見立割を用ひて居る如くに、此程度なれば宜からうと云ふことて遺つて居る
のであります、此邊に對して種々の議論を上下することは避けたいのあります、三業組合の
稅金であります、提案致しました理由に就ては理事から申上げたやうに三分五厘に請願した
ことは阿部議員の説明通りであります、事實納稅して居るものか斯ふ云ふ御議論と、前回
の請願が永久に負擔性の無いと云ふことてなく當分御免を蒙りたいと云ふことてありますから
此意味に於て課金調査委員會から之を復活したいと云ふ意見が出たので、行政委員會は之を丸
呑みの提案をしたのであります、景氣が恢復したかと云ふことは各人の見る所に依るの
であるから議論しても盡きない、此提案の結果を申すと實際の上に於て料理屋業者が從來納め
て居る外に多額の稅金を納めなければならぬと云ふことは事實であり、此率も高いものである
と云ふこと營業税と二重になると云ふことは實際に於て當て居らぬ、是迄課して居る營業稅
は苦痛でないと信ずる、現に森川議員の質問に對して答へて居る片方の方と大差ないと云ふこ
とは事實が示して居ることであります、此三分五厘を五分にしたことは設置して課金調査委員
會が認める如く一時減したが、或時期に於て回復しなければならぬと云ふ議論を前提とすれば
營業稅に於て相當の考慮を加へなければならぬと云ふことは御同意であると思ふ、然らば飲食
店との間に權衡の取れないと云ふことは充分考へられると思ひます、又立入つて申せば大料理
店の相當の花代の取扱いにある所と充分權衡を得て居ない、小賣店の營業の方が軽いと云ふこと
は事實に於て明かに示されて居ると思ふのであります、併し斯ふ云ふ議論があつて假りに五分
に殖やすことが氣の毒であると云ふことであれば行政委員會は極力反対する譯でもない、藝者
に課稅すると否とを極めることになれば三業組合の名に於て掛けることが理屈に合ふのであり
ます、寧ろ三分五厘にして納稅者の名前を三業組合でなくして、其代り營業稅の増額をして
料理屋に掛けるとするか、又一方に復活することは重きに過ぎるから順次復活するか、是も先
刻來申上ました通り公會の席上に於て開はすことは好ましくない其上多數の肝腎な問題の未了
にならぬやうにして頂きたいと云ふことを希望するのであります、此機會に附言して置きたい
ことは朝令暮改と云ふことは前日來富成、川島兩議員から出で居りますが、仲居税を復活して
又廢すると云ふことてあります、是は川島議員の御記憶の誤りであると思ふ、富成君の説は錯

(84)

(83)

◎森川照太君 三業組合と云ふことは
◎宮木書記 之は置屋藝妓料理屋で藝妓の花代により雜種課金で取つて居ります
◎佐々木敏丸君 私のお尋ねしたいのは置屋に限つて何故雜種課金を入れたか其邊を承りたい
彼等も營業資金を持つて營業をして居る以上營業課金に入れて宜からう
◎中嶋理事 置屋と申すのは民團の課稅法理から申すと置屋は無い、私も之を考へて段々調
べて見ますと、置屋の抱妓と稱する者は其個人々々に課稅して居る、さう云ふ意味であるから
置屋は課稅法規から申すと關係は無い、一面警察の方から觀ると雇傭關係が成立して居ります
云ふことで警察と交渉の結果、此三つの組合が出來て、此三業組合は課稅徵收上便宜の爲めに
設けたに過ぎない、是は義務者でなく、其の置屋藝者料理屋が義務を有つて居るのであります
す、百分の五に直した爲に宿泊の場合は三業組合に約四千弗、仲居税を廢して三百十二弗減ります、
す、

◎佐々木敏丸君 三業組合と云ふ名稱が不合理であると云ふことが解つて居れば、今後改正の
意思ありや否や承りたい
◎中嶋理事 來年度から法規の體裁をモ少し好くしたいと思ひます
◎太田利三郎君 三業組合は法人でなく、唯單に組合であるが、それを課稅の本體とすること
は便宜であると云ふのですか
◎中嶋理事 總ての點に於て便宜であります。（質問終り）と呼ぶ者あり
◎議長（黒澤兼次郎君） 他に御質問ありますか、無ければ討論に移ります

(85)

(86)

◎佐々木敏九君　此藝者の花代の分配の方法を御承知のない方もありませうが、若し無ければ私が説明したいと思ひます。

◎議長(里澤兼次郎君)　此御話は速記を止めて置きませうか

◎佐々木敏九君　止めて下さい。(是より佐々木阿部君他の説明討論あり)

◎議長(里澤兼次郎君)　大體論旨が盡きたやうでありますから二讀會に入りたいと思ひます、異議ありませんか

◎議長(里澤兼次郎君)　それでは論旨が盡きたやうでありますから二讀會に入ります

◎勝田重直君　雜種課金と致しまして三業組合の課金は花代に課する課金に外ならぬと思ふ

てあります、料理屋は花代から幾分の口銭を取つて居るに過ぎない、料理屋は營業税として營業課金の徵收を受けて居るのであります、中嶋理事は私の質問に對して「昨日の答辯の中に雜種課金の中に此種の稅金を賦課することは何うか」と考へられると云ふ意味のお話があつたやうであります、が、營業税のみを賦課することが妥當であつて、三業組合の如き團體に課することは極めて條理が徹底して居らぬと云ふことに拜聴して居ります、私も亦此點に同感であります又料理屋業者も此三業組合の一人であつて見れば其節説明のあつた如く、營業稅の方へ多大の考慮を加へたものとしても營業稅なるものの本來の性質上、花代の中から利得する一部の収益のみを全體から差引いて考慮することは不合理の大なるものであると考へる、殊に課稅上正鵠を得難いものであると考へます、森川君の先刻來質問のありました飲食店との比較の如き、料理屋は料理を調製してそれに依つて利得を得ることが料理屋の本旨である吾々が普通常識を以て判断しても普通的料理屋と他の座敷取扱とは別に考へなければならぬ、故に料理屋に対する營業課金が三業組合として花代の収益を考慮され、雜種課金を賦課することは曖昧であるから料理屋に課するものは之を營業課金に於てのみ考慮されるものとして之を營業課金に考慮されることを希望するもので、請願意見に賛意を表するものであります、調査委員と行政委員が作製したものであるから原案が通過すべき経路の下に立つて居るものであります、通過させる場合には不良分子が在るやうに言ふ者があると思ふが、之は極めて民會議員を馬鹿にしたことであつて、民會議員は斯く低脳のものではない、斯く無能でない、本件のみならず總ての點に於て最も自由な公平な態度を以て審議表決しなければならぬ、萬一行政委員諸氏の提案が全部妥當なりと云ふなれば、吾々は事務の報告のみに依つて事足りるのあります、私は修正に賛成の一人として課金調査委員の一人として審議したものでありますから、調査會の席上に於て一言此三業組合なるものが課金の單なる義務者なることの不合理なることを述べ、或種の討論を試みた、委員として私は愛に修正説に賛成する所以のものは其根據に於ても亦必しも調査委員が行政委員が決定したものに對して反旗を翻すやうな筋合のことが適當であるか否かと云ふことは決して意義を爲すものでないと考へる、若し此調査會の意見と行政委員會の意見と一致したものと云ふ標準から見ることは困るから一言茲に修正説を提出すると共に釋明したいのであります

◎議長(里澤兼次郎君)　結局修正説と云ふは……

◎勝田重直君　請願通り

(87)

(88)

◎森川照太君　私は三業組合と云ふ名稱を廢しやうと云ふ修正案に賛成致します、さうして置屋稅藝者稅と云ふことに反対して單に藝者稅に改めたい、勝田君の修正に賛成致します、段々當業者の言を伺つても三業組合は法人でも無い、單に徵收上の便宜の爲めに斯う云う名稱を設けてあるに過ぎないと云ふことであるが、此名稱を更めるには御異議の無いやうに御見受致します、過日議場以外に於てもさう云う感があるのである、三業組合に對して稅金の受取を出すのでない、三業組合は民團に代つて稅金を取立て、居る形のやうに承知して居ります、さうすると事實に於て藝者稅であります、藝者稅である以上は佐々木君の如き議論が出て来る、ア、云ふ種類の營業は課稅は困難でないと考へられますから、之は營業稅の中に入れるることは如何乎と思ふ、私は料理屋稅を營業稅に入れることを反対した、今日も尙ほ反対意見を有つて居る置屋と藝者の關係は極めて面倒なもので晴天白日の下に論しては餘り議論がありますから藝者に課すべき稅金であると考へますから、置屋を廢して藝者稅、料理屋稅とする方が明かであるから、三業組合を廢して藝者稅として此問題を極めて了す方が宜かろうと思ふ、既に民會は料理屋を營業稅を入れて了すたは、其方で増して、此の方は藝者稅として五分取る、敷島の稅が減つたと云ふ話もあつたが、私は先づ第一三業組合の名稱を廢し藝者稅とすることだけを決定したいと思ひます、然らば此料理屋の課稅は何の位にしたならば適當かと考へて見ると、私は此度の改正案は課金調査委員會の提案を行政委員會は丸呑みにしたと云ふ説明であります、行政委員會の審査が慎重を欠いて居るのではないかと考へられる、敷島の例が出ましたのが營業稅として三百二十弗納めて居る、假りに敷島の花代を一萬三千弗と考へる、之が四十仙と

して四千八百弗、之に改正案を課すると年額八百六十四弗を負担し、之に營業稅を加へると一年の負担一千八百四十四弗、約一千二百弗となる、今日の三百二十弗の四倍の負擔をしなければならぬ、如何なる事情があるにも拘らず、一躍四倍の課金を納めることは動かない決斷と思ふ、此改正案が慎重を欠いて居ると云ふことが言へる、大正十二年と十四年と比較すると約半分になつて議論は出來ないと思ふ、此案が三分五厘に減ぜられた、川島君の説明によると二重稅と認めたから宜いと書いてある、二重稅でないと云ふ議論は間違つて居る、飲食店の方を考へて見ても、岩倉の飲食店は六十弗、乍併收入の點から考へて見ると貸倒を補はなければならぬ、尚ほ斯ふ云ふことを伺ひます、例へば中島理事の説明では千弗収入のある時と、百弗の収入の時のことを考へて居ない、斯の如くにして幾ら民團に影響があるかと云ふと四千七十一弗であると云ふことであります、豫備費として二萬一千弗があるから、尙一万餘つて居るから豫算に大きな變動は無いから藝者稅として藝者の花代を三十仙を四十仙にした所で、料理屋に別に重大な不公平と云ふことは言へないと思ひますから藝者稅五分、料理屋稅を實際の事情に適合するやうに慎重に審議されて宜からうと思ひます

◎太田利三郎君　唯今森川君の説は三業組合の名稱の問題と思ふ、率に於ては三分五厘の説が至當と思ふ、雜種課金に課するものでありますから特殊の因習タバコがある爲めに法律的にも行かず、云ふ特殊的の營業に課するものでありますから、斯う云ふ議論は無くて済んだものと思ふ、斯うからて、課金調査會の間に誠意があつたなら、斯ふ云ふ議論は實に法律的にも行かず、然るに課金調査會に於て

(89)

斯う云ふことで解決出来るやうにしても遅くないと思ふから豫算に大した心配が無いから、本年は修正はしないで、中島理事事其他の議員の説の如く、不完全な點は改正するとして勝田議員の修正案に賛成したいと思ふ、多分理由を申さぬと結論は判らぬが趣旨は大體判つて居る、修正案に對して白井會長の説明にも多少了解がある譯でありますから、最早會期は少く議事が多いのであるから、本年は斯う云ふことにして御賛成あらんことを希望致します。

◎遠藤盛彌君 議員諸君の質問を拜聴したが私の考を擱んで申すと之を提議になつた白井會長中島理事の説明に依ると成輕くしたいと云ふことであるが、民團の財政に關係あるから止むを得ない、中島理事の説明を申すと、大體賛澤税である、社會政策から重く掛け可いと云ふ内地に於てもさう云ふ例もあり輿論もあるから追るんだと云ふ話である、又白井會長の説明には課金調査會の入れた問題は行政委員會は其儘通した、行政委員會は修正其他をしなかつたと云ふことであるが、此修正された課金調査委員會の方々が、其現場に立つて居るのは勝田議員で調査委員の一人である、太田議員も調査委員と記憶して居ります、細かに議論すると種々の議論もあるが、要するに三、五、と五の問題であります、斯う云ふやうな堂々と論じ合ふやうな機会を出されたことは非常に可笑しく思ふ、調査委員各位が此民意を充分何處迄も論じ合はず此民意を汲んでやると云ふ上から之に賛成するものであります、各位も御賛成あらんことを希望致します

1

◎ 滝水幸三郎君 私は今種々と遠藤君からも話があり、三業組合の名目は意義を爲して居ないから藝者税置屋税との二種にする修正動議を出します

◎ 議長(里澤兼次郎君) 唯今の清水君の動議に賛成の方起立願ひます……名義は確定的に出し下へを以さい

◎ 清水幸三郎君 藝者税と致します

◎ 議長(里澤兼次郎君) 三業組合の名稱を改めて藝者税とすると云ふことであります、賛成の方起立……

◎ 太田利三郎君 先程の勝田議員の修正案を併せて本年は此儘にして能く課金調査會の節に説明して此條例を通過されたいと思ひます

◎ 議長(里澤兼次郎君) 詰り請願書の意見通りでですか

◎ 佐々木敏丸君 此三分五厘迄減し得ると云ふことを此儘推して宜しい、若し民團がお困りなれば又遊興税を上げたなれば何うかと思ふ

◎ 議長(里澤兼次郎君) 諸君にお詫び致します、佐々木君の修正動議は三業組合の名稱を止めて藝者の花代^{ハナダ}は置屋で取る、三分五厘は活かして置く、徵收は行政委員會の手心に任す、財政部の時は更に遊興税を増すと云ふことであるが賛成者ありませぬか

◎ 議長(里澤兼次郎君) 森川君より修正がありましたね

◎ 森川照太君 止めました

大正十五年第十九次居留民会临时会议事速记录

◎砂田 實君 大分討論も盡きたやうであります、此案を行政委員會から撤回を願ひたいたい。其理由は行政委員會は鵜呑みにしたと云ふことではあります、此課金調査委員會の如きは秘密會で他に洩らすべきものでないと思ふ、行政委員會の足並が取れないやうなことがあれば吾々は將來調査委員を辭したいと思ひます、料理屋の負擔が此改正條例に依つて影響を蒙ると云ふことは遺憾でありますから本案は撤回して尙一年間研究の上更めてお出になれば何うですか、之を撤回しても民團の豫算にさう影響は無からうと思ひます。

◎議長(星野清次郎君) 唯今は撤回説であります、之を議題として置きます。

◎森川 照太君 砂田君の説は御尤のやうでありますが、行政委員會も考慮して居るのであるから、其處は譲つて私の修正説を撤回して勝田君の説に賛成して採決されんことを希望致します。

◎勝田 重直君 唯今この森川君の説は結構な事であると思ひます、秘密の洩れることは有勝のことであつて、決してそれが爲めに課金調査會の名譽が何うと云ふ譯でない、名譽でないことは信じて疑ひませぬけれども、一概に修正説に餘り懸隔の無いものを撤回して下ふと云ふことは遺憾のこと、存じますから、私の修正説を御賛同あらんことを偏に希望する次第であります。

◎檜垣恭興君 唯今伺ひます所に依ると行政委員會は鵜呑みにしたと云ふことと不誠意極ると言ふことであるが、私は一面和衷協同と云ふ意味に於て左様に信じたくない、課金調査委員會が慎重に論議したものであるから之を尊重して採用したと云ふことに取りたいであります、要するに此花代の百分の五に就て、昨年來段々意見を伺ひますと三分五厘にすると云ふことは不景氣が直れば復た上げても差支ないと意味にも取れます、中島理事の説明に依ると一種の社

1

(92)

◎議長(黒澤兼次郎君) 三分五厘に五厘を加へて四分にすると云ふ動議が出来ました賛成の方起立ます

◎西村 博君 本案は人氣のある案で昨日來名論卓説を承りました、民團として歳入出の調節をするには必要であるが、豫算は委員附託になると思ひますから本案も委員附託を希望致します

◎議長(黒澤兼次郎君) (討論終結と呼ぶ者あり)

◎議長(黒澤兼次郎君) 大分議論も盡きたやうでありますから此修正案と原案とに就て採決致したいと思ひます (賛成の聲起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) それでは勝田議員の修正説を先きに決を取ります、但書三分五厘迄低減することを得と云ふことに賛成の方起立を願ひます (起立者多數)

◎議長(黒澤兼次郎君) それから民團より上提された原案賛成の方 (起立者少數)

◎議長(黒澤兼次郎君) 原案は否決されました、然し酌姑稅は民團より上程された原案通り可決確定のものであります

◎議長(黒澤兼次郎君) (異議無しの聲起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) 議事の進行上本案の三讀會を省略して可決確定致したいと思ひます

◎議長(黒澤兼次郎君) 本案は修正可決確定と致します、修正説を今一度申します「但シ行政

<p>(94)</p> <p>委員會ノ決議ニ依リ百分ノ三分五厘迄低減スルコトヲ得」と云ふ此二項を加へて呉れと云ふこととあります、今より十五分間休憩致します 午後七時二分再開</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 之れより引續き會議を開きます、議事に入る前に一言申上ます、先刻議了したる藝妓花代に關する請願書は議場に採擇するや否をのみ尋る積りであります、恰かも雜種課金條例を議し居た處でありましたから、遂に失念してあの請願書をそのまま議題に上した次第であり一言爰に釋明致して置きます</p> <p>◎西村 博君 唯今の議決を有効と御考になつて居りますか</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 別論有効と認めて居ります</p> <p>◎永安平吉君 されば之を修正案と認めて提議したものと看て決を採れば完全なものになりますか</p> <p>◎森川照太君 さうすると本日の議題になるか否かは行政委員會で極めるのでありますか</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 先程さうして置いたのです</p> <p>◎西村 博君 私は議案として回はされたことは承知致しませぬ、唯今決議になつたことは當然無効と思ひます</p> <p>◎勝田重直君 私は先刻請願に基づき修正案を出したのであるから間違は無いと思ひます</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 最も此意味に於て勝田君の修正案に賛否を問ふた積であります</p> <p>◎勝田重直君 それは私の修正案に對して……</p>	<p>(93)</p> <p>委員會ノ決議ニ依リ百分ノ三分五厘迄低減スルコトヲ得」と云ふ此二項を加へて呉れと云ふこととあります、今より十五分間休憩致します 午後六時二十五分休憩</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 之れより引續き會議を開きます、議事に入る前に一言申上ます、先刻議了したる藝妓花代に關する請願書は議場に採擇するや否をのみ尋る積りであります、恰かも雜種課金條例を議し居た處でありましたから、遂に失念してあの請願書をそのまま議題に上した次第であり一言爰に釋明致して置きます</p> <p>◎西村 博君 唯今の議決を有効と御考になつて居りますか</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 別論有効と認めて居ります</p> <p>◎永安平吉君 されば之を修正案と認めて提議したものと看て決を採れば完全なものになりますか</p> <p>◎森川照太君 さうすると本日の議題になるか否かは行政委員會で極めるのでありますか</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 先程さうして置いたのです</p> <p>◎西村 博君 私は議案として回はされたことは承知致しませぬ、唯今決議になつたことは當然無効と思ひます</p> <p>◎勝田重直君 私は先刻請願に基づき修正案を出したのであるから間違は無いと思ひます</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 最も此意味に於て勝田君の修正案に賛否を問ふた積であります</p> <p>◎勝田重直君 それは私の修正案に對して……</p>
--	--

<p>(96)</p> <p>と云ふことは何ひましたが、さう云ふ條文或は申合が警告があつたのですか</p> <p>◎阿部政吉君 私の言葉が誤つたことは申譯ありませぬ、私は當席上の年長者かも知れませぬ斯う云ふ場所には慣れませぬ、或時、或人とか言ふべきことを、私は何街とか何人とか言ひましたことは私の過失であります、斯う云ふ老體でありますから平にお取消を願ひます</p> <p>◎有留重利君 阿部議員の説明に依ると間違つたことを言つたとお仰やるけれども今日砂田議員から秘密會の内密を洩した者があると云ふことで、一日斯う云ふ事實が現はれた以上は私は何處迄も調査して其結果さう云ふことがあれば、何處迄も懲罰したいのであります</p> <p>◎橋垣恭興君 有留君は一應調查會を開いて調査すべきものであると云ふことであるが、有留君の動議が成立すれば調査委員會は何うなります</p> <p>◎行政委員(遠山猛雄君) 有留議員の説は頗る同感に考へる、唯是を如何にすべきやと云ふ問題に就ては規則に依ると、假りに懲罰に附すべきものとするも之を處分すべき條文がございません、會議規則は議場内の事を規定されてあつて、議場外の事に就てのことは規定されてあります、從つて議場外に起つた問題を此議場に於て如何ともすべき方法が無いと思ひます、事其ものは重大であります、人の身上に亘つて立入つた議論をすることは甚だ面白くないと考へます、而して有留議員の憤慨せられるのも行政手續上政治手續上然るべきことと考へます、又是に多數の方が賛成する點から見ても有留君の議論のある所は御尤で、之を懲罰することは出来ないとしても嚴として課金調查會があることであるから、此調査會の權威にも關係するから斯の如き問題が此議場に於て問題となつた以上は課金調查會も此問題を何とかすべきものと思ひます</p> <p>◎有留重利君 私は緊急動議を提出したいと思ひます、昨日阿部議員から請願書の内容の説明に當り課金調查委員會の或る委員より秘密を洩らした事實があると云ふことである其節に議長より阿部君に聞はれた所が、阿部君は答へなかつた、乍併其事實は否定することが出来無い事實でありますした今日砂田議員は調査委員を離すると言はれた、私は事を好むものではないが可成確かにしたいと思ひますけれども、苟くも事民會規則に違反する行爲あれば之は適當の方法に依つて懲罰に附するなりして將來の此民會の議場に惡例を遺さないやうにして貢ひたいと思ひます。</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 唯今有留議員の緊急動議が出来ましたが此動議に賛成の方は起立を願ひます</p> <p>◎砂田 實君 (起立者多數) 多數の賛成者があります</p> <p>◎檜垣恭興君 本件は課金調查委員に非常な警告を與へたこと、思ひます、課金調查委員會は私は徹底して居らない點もあつたと思ひますから、今度は是限りとして砂田君の警告を以て終りたいと思ひます</p> <p>◎砂田 實君 私の先程申上げたのは警告の意味であるから、議事規則上取締るべきものであると云ふ解釋の下に議論が發したのであります、警告の意味が通じます私は満足と致します</p> <p>◎有留重利君 砂田君が警告を發したと云ふことの為に消滅すべき問題ではありません、懲罰に附すべきものは懲罰に附することが當然であると思ふ</p> <p>◎森川照太君 此處に問題になつて居ることは課金調查會の問題であります、私の考は常識から判断しても秘密に附すべきことは明かであります、私が仄聞する處に依れば秘密にする</p>	<p>(95)</p> <p>と云ふことは何ひましたが、さう云ふ條文或は申合が警告があつたのですか</p> <p>◎阿部政吉君 私の言葉が誤つたことは申譯ありませぬ、私は當席上の年長者かも知れませぬ斯う云ふ場所には慣れませぬ、或時、或人とか言ふべきことを、私は何街とか何人とか言ひましたことは私の過失であります、斯う云ふ老體でありますから平にお取消を願ひます</p> <p>◎有留重利君 阿部議員の説明に依ると間違つたことを言つたとお仰やるけれども今日砂田議員から秘密會の内密を洩した者があると云ふことで、一日斯う云ふ事實が現はれた以上は私は何處迄も調査して其結果さう云ふことがあれば、何處迄も懲罰したいのであります</p> <p>◎橋垣恭興君 有留君は一應調查會を開いて調査すべきものであると云ふことであるが、有留君の動議が成立すれば調査委員會は何うなります</p> <p>◎行政委員(遠山猛雄君) 有留議員の説は頗る同感に考へる、唯是を如何にすべきやと云ふ問題に就ては規則に依ると、假りに懲罰に附すべきものとするも之を處分すべき條文がございません、會議規則は議場内の事を規定されてあつて、議場外の事に就てのことは規定されてあります、從つて議場外に起つた問題を此議場に於て如何ともすべき方法が無いと思ひます、事其ものは重大であります、人の身上に亘つて立入つた議論をすることは甚だ面白くないと考へます、而して有留議員の憤慨せられるのも行政手續上政治手續上然るべきことと考へます、又是に多數の方が賛成する點から見ても有留君の議論のある所は御尤で、之を懲罰することは出来ないとしても嚴として課金調查會があることであるから、此調査會の權威にも關係するから斯の如き問題が此議場に於て問題となつた以上は課金調查會も此問題を何とかすべきものと思ひます</p> <p>◎有留重利君 私は緊急動議を提出したいと思ひます、昨日阿部議員から請願書の内容の説明に當り課金調查委員會の或る委員より秘密を洩らした事實があると云ふことである其節に議長より阿部君に聞はれた所が、阿部君は答へなかつた、乍併其事實は否定することが出来無い事實でありますした今日砂田議員は調査委員を離すると言はれた、私は事を好むものではないが可成確かにしたいと思ひますけれども、苟くも事民會規則に違反する行爲あれば之は適當の方法に依つて懲罰に附するなりして將來の此民會の議場に惡例を遺さないやうにして貢ひたいと思ひます。</p> <p>◎議長(里澤兼次郎君) 唯今有留議員の緊急動議が出来ましたが此動議に賛成の方は起立を願ひます</p> <p>◎砂田 實君 (起立者多數) 多數の賛成者があります</p> <p>◎檜垣恭興君 本件は課金調查委員に非常な警告を與へたこと、思ひます、課金調查委員會は私は徹底して居らない點もあつたと思ひますから、今度は是限りとして砂田君の警告を以て終りたいと思ひます</p> <p>◎砂田 實君 私の先程申上げたのは警告の意味であるから、議事規則上取締るべきものであると云ふ解釋の下に議論が發したのであります、警告の意味が通じます私は満足と致します</p> <p>◎有留重利君 砂田君が警告を發したと云ふことの為に消滅すべき問題ではありません、懲罰に附すべきものは懲罰に附することが當然であると思ふ</p> <p>◎森川照太君 此處に問題になつて居ることは課金調查會の問題であります、私の考は常識から判断しても秘密に附すべきことは明かであります、私が仄聞する處に依れば秘密にする</p>
--	--

(98)

(97)

◎勝田重直君 唯今有留君から動議の提出がありました、動議の内容は詰り秘密會であるべき筈のものが外部に漏れた、詰り何う云ふ秘密が外部に洩れたかと云ふことは了解が出来ない、詰り如何なる場所に於て如何なる事実が漏洩したかと云ふことが判つて居りませぬ、唯空漠たる内容が他に発表されたと云ふことであれば甚だ根據の無いものと思ふ、此發表されたと云ふ内容を一言釋明願ひたい

◎島川範次君 此問題に就て御議論の内容を伺つて居りますれば第三十九條の懲罰に照らして然るべきや否やと云ふことで、秘密會と云ふは居民會のみならず、あらゆる會の秘密と解釋されて居ります、遠山君は民會以外に適用すべきものでないと云ふことあります、私は有留議員に注意したいのであります、此問題を如何にすべきやと云ふことを研究すべく委員を設けたならば何うかと考へます

◎森川照太君 課金調査會の議事は秘密でないと解釋されて居りますか

◎議長(黒澤義次郎君) 無論秘密會と認めて居ります、議長も森川君と同意見であります

◎行政委員川本吉一君 有留議員の懲罰と云ふことは衷心から賛成する、乍併先刻來話のある森川議員の課金調査會の秘密は是は常識の判断に訴へなければならぬ、懲罰の制裁が無いのであります、徳義に訴へなければならぬ、民會に於ける議事規則には種々ありますけれども制裁の規定が無い、モ一つ懲罰に附すると云ふ有留議員の動議は阿部君の説を根據として出されたのであるが、取消された以上は當然消滅したものと思ふ、風説と云ふことであれば御撤回あらんことを希望致します、議長よりの先程の一言が頂門の一針で道義上の制裁を受けて居ると思ふ、懲罰に關するよ云ふやうな幾案な事にせずして座諷的と云ふことにして折合ふことは折合ひまして早く議事に入られんことを希望致します

◎佐々木敏丸君 請願書は何日の日附になつて居りますか、それから懲罰することは可かぬと云ふことであれば人を調査して頂きたい

◎森川照太君 私は阿部氏の話を根據として賛成したもので無い、課金調査委員會の内容は秘密に附すべきものであるにも拘らず、同じくさう云ふことを聞いて居る、斯う云ふことが民會で話された爲め重大視された譯であります、私は個人として此規定が民會の會議にのみ限り、他の諸機關に及ばないと云ふことは、民團の權威を維持するに悪影響を及ぼすと思ふから、此秘密を意味しなかつたならば何時斯う云ふ問題が起るか判らぬ、此法文が不備なる爲め民會以外に適法が無いと言へば私は更めて動議を提出致します、課金調査委員會は自ら爲すべき調査をして本議會内に調査の結果のみならず之に對して採つた措置を報告して貰ひたい、民會は其上に於て此問題を解決することに御賛成願ひます

◎有留重利君 先きから二三遍申上げたやうに總ての事實が現はれた以上撤回することは出來ない、今森川議員の言はれたことは同じであらうと思ふ、其事實を洩した者を調査して懲罰すべきもので無いか

◎行政委員(遠山猛利君) 會議規則の改正に就て黒澤議長は廣義に解釋すると仰られましたが是は記録に始るものであるから、それは議長としての解釋であるか、個人としての解釋でありまさか、議事規則の運用なるものは議長の胸にあると思ふから、議長として之を廣義に解釋す

(100)

(४९)

ると云ふことであれば重大なる關係を及ぼして來ると考へますので此解釋に對する御意見を伺ひたい

◎議長里澤兼次郎君 遠山委員にお答致します、私の意見は一議員としての解釋であります

◎檜垣泰興君 私は有留議員の動議の撤回を願ひたい、種々の議論もあり、其者に對して其人が民會に於て言はれたとしたならば是だけの議論をして道徳的警告を與へて居るものと思ふ、之を以て一應満足せられたる御意見を希望致します

◎古田治四郎君 今迄聽いて居りましたが、懲罰の範圍に於て二様に解釋して居ります、是は唯今極めて費はないと將來困ることが起る、唯今の議長の説明に依ると議長としての解釋のやうに思ふ、行政委員會長の明確なる御意見も承りたい

◎議長里澤兼次郎君 唯今遠山委員の質問として意見を述べたのであります、議長としての答辯は今茲に申上候ねます

◎行政委員會長(白井忠三君) 先刻來懲罰規定の範圍に就て私に對する質問が森川君古田君から出ました、是は行政委員會の決議を申すのではない、會長として私は申しますが、決議の結果で無いと云ふことを附加へて置きます、先刻來遠山君川本君の議論の如く此規則は民會の會議規則でありまして、此民會に附屬した狹い會議と云ふことに解釋致します、課金調査委員は全部民會議員に依つて組織されて居るのでないのであります、改正規則に依ると行政委員が選舉されるのであります、而して民會議員が秘書を漏洩したならば廣義に解釋すれば道理が立つが、此規則が不備であるかも知れぬが、民會以外の會議に及べないと思ひます、規定の不備は他にも澤山あります、懲罰に關することが總ての委員會に喰付いて居ると云ふやうなことは餘り規則ゾクメに陥ると思ふから此邊適當であると思ふ、川本遠山委員の言はれた如く、秘密會議の内容が漏洩することは望ましくないのであります、此解釋に就て長時間を取ることは會議の進行上支障を來したことは明かであります、事實此問題は重大なることは森川君の説の通りであります、實質的になつたならば警告の目的は達せられて居る、懲罰に付するにした處で譴責にするか種々議論がありませうが、目的が十分達せられて居るとすればそれ以上の處置は他の機會に於て規則の改正をするか、行政委員會に於て可然考慮すると云ふことで特に撤回を御願したいのであります

◎有留重利君 檜垣、川本兩君白井會長の勸告に依り秘密漏洩者の道徳精神に訴へまして懲罰の目的を充分に達したと思ひますから、川嶋議員の説の如くすれば問題は無いのでありますから議事の進行を圖り動議を撤回致します

◎森川照太君 私は先刻課金調査委員會にお尋ねしたことは希望だけに止めて置きます、併し一面申したいことは總て行政委員會が委員を任命せられる時に今少し慎重の考慮をして貰ひたいと思ひます、私は課金調査委員會が悪いと申すのではないが、一人が漏洩した爲めに多くの委員が迷惑して居る、委員會の名譽の爲めに委員の中にさう云ふ人の無いやうに行政委員は充分注意しなければならぬ、皆さんも正しき理由ある方法に依つて選舉されんことを希望致します

◎阿部政吉君 私の申誤つた爲めに議長并行政委員諸君に非常な御迷惑をかけました、重て

(102)

(101)

お詫致します

◎吉田治四郎君 將來此規定を改正して貰ひたいと思ひます、租界には各機關がある、此規則に依ると議員のみが罰せられて、他の委員は其制裁を受けないことになる、民會議員のみが漏洩した場合には懲罰せらるゝことは不公平であります、是は適當に改正されることを希望致します

◎議長(黒澤兼次郎君)

只今より三十分間休憩致します

◎午後九時再開

◎議長(黒澤兼次郎君) それでは引續き會議を開きます、本日富成議員の紹介で一の請願書が出て居ります

◎副議長(里澤兼次郎君)

一寸朗讀させます

午後八時休憩

◎請願書

(書記朗讀)

一、大正十二年十二月二十七日附ヲ以テ弊社所有地參萬武千七百參拾九坪貳合參匁七才五ヲ居留民團ニ於テ買收セラレタル處其中六千壹百四拾參坪參合匁ハ積善堂張文祁對孫仲山トノ問ニ於ケル係争中ナリトノ理由ノ下ニ該代金拾參萬五千壹百五拾貳弗ハ拾貳仙也ハ居留民團ヨリ當地正金銀行支店ニ供託セラレ從テ弊社ハ右代金拾參萬五千壹百五拾貳弗ハ拾貳仙也ハ右爭議未解決ノ爲メ未ダ受領セサルモノナリ原來賣買契約成立ノ當時ニ於テハ該係争事件ハ事理明白ナレバ直ニ解決シ前記供託代金モ同時ニ弊社へ支拂ハルヘキモノト像想シ居タルカ故ニ弊社ハ解散ノ決議ヲ爲シ清算事務ニ入りタルニ拘ハラス同事件ハ支那人同志ニテ支那裁判所ニ於テ審理中ノ事トテ其後貳年數ヶ月ヲ經過セシ今日ニ至ルモ係争事件ハ依然トシテ解決セサルノミナ

ラス向後幾年ニシテ果シテ裁判ノ確定ヲ見得ヘキヤ全ク豫測スル能ハサル現狀ナリ惟フニ賣買ノ目的タルヤ賣主ハ常ニ買主ヨリ代金ヲ受領スルアルハ言ヲ俟タサル所ナリ然ルニ其目的ニ利達スル能ハス加フルニ現下ニ於ケル當地財界ノ疲弊ハ殆ド其極度ニ陥リツ、アルヲ以テ弊社株主等ヨリ一日モ早ク清算ヲ終了シ株式分配金ノ拂渡シ方ヲ頼リニ要求セラル、モ前記ノ如キ事情ノ存セル爲メ清算人ニ於テモ奈何トモ策ノ施スヘキ無ク實ニ困却セル所ナリ謙チ民團ノ立場ニ就キ考察センカ斯カル係争中ノ土地ニテモ尙且ツ買收シ置カナル可カラサル理由ナキヨ以テ該供託代金ニテ賣主ヘ當用地又ハ其他適當ナル土地ヲ買收スルハ何等支障無ケレハ此際民團合意シハ日モ早ク右代金ヲ弊社ニ交附セラル、カ或ハ前記係争中ノ土地六千壹百四拾參坪參トシテハ一日モ早ク右代金ヲ弊社トノ賣買契約ヲ取消セラレ度若シ該土地ガ民團ニ於テ必要ナリトセハ之ニ相當スル他ノ土地ヲ返還セラレ度然ラハ弊社ハ直ニ清算人ニ於テ全責任ヲ負担シ急速清算ヲ決了シ以テ多數株主ノ要求ニ應セントスルモノナリ依テ代金ノ支拂若クハ右賣買契約ノ一部解除ヲ冀ハントシテ請願ニ及上候也

大正十五年三月二十九日

天津土地建物株式會社清算事務所
清 算 人 山口 街 富 成 一 同 同 同 松島 街
直 水 幸 三 郎 吉 二

(104)

(103)

天津居留民會議員

天津居留民會議長 黒澤兼次郎殿 紹介者 富成一 二

◎議長(黒澤兼次郎君) 本請願書は請願條例に示す手續は完備して居ります、本請願を採擇するや否やに就て贊否を問ひます、本請願書を採擇して差支なしと云ふ方起立(起立者多數)

採擇することに致します(議長副議長と代はる)

◎副議長(砂田實君) それでは暫時代理を致します、日程に入ります、日程第二から始めるありますか、第二第三第四の三案は補助金問題でありますから、是は例年のことで議論も終りになつて居ります、一括して議題に附したいと思ひます(賛成の聲起る)

◎副議長(砂田實君) 三案を一括し、尙朗讀を省略して行政委員の説明を願ひます

◎副議長(砂田實君) 三案を括し、尙朗讀を省略して行政委員の説明を願ひます

◎行政委員(田村俊次君) 私は簡単に説明致します、此補助金に就ては行政委員會も調査委員會の方々も熱心に細密に調査研究した結果此数字の補助は必要であると認めて提案致しました但し青年會は昨年より少々補助金が殖へて居ります、是は極く簡単であります、此青年會の仕事の性質其性質が昨年度より進歩して居ります、其事業其成績の上から昨年若くはそれ以上

の補助を希望すると共に、都合に依り借換したものがあります、是れだけ収入が減つて居ります、是は已むを得ざる事情の爲め昨年より十五年度の補助金が殖へて居りますから、是も必要と認め此金額を計上した譯であります、何卒吾々の審査研究を御信任下さつて原案に御賛成あらんことを希望致します

◎副議長(砂田實君) 御質問ありませぬか

◎橋本國三郎君 青年會の毎日登校する數は

◎行政委員(田村俊次君) 七〇%になつて居ります、現在の生徒は昨年と大差ありません

◎副議長(砂田實君) 他に御質問ありませぬか

◎郡 茂行君 只今伺ひました生徒數は年々增加して居りますやうなことと補助金も額が殖へて居るやうであります、私の考へますには青年會の此補助をすることは止めませう、餘計な

やうであります、が青年會としては公費を受けまして自治的精神を養ふ一種の團體とし、民團は此教育の爲めに實業教育學校例に則つたものを挿へて現在の小學校に附隨せしめ、校長其他専門の教師を依頼して必要な教育を修得せしむれば宜からうと思ふ、斯様にすることが民團の必要な事業と思ふが、行政委員會教育調査會に於て此議に就て御研究になつたことがありますか

◎行政委員(田村俊次君) 甲種商業學校のものを作らうと云ふことは行政委員の方も教育調査會の方も進めて居りますが、まだ具體的に出す迄に進て居りません、來年度に於ては是だけ補助しなければ經營が出來ない、將來のことは可成具體案になるやうに努めて居ります

<p>(106)</p> <p>◎橋本國三郎君 青年會に六千二百三十弗とあります、此青年會が支出する額は何うなりますか</p> <p>◎中島理事 惣に青年會の夜學校の豫算が出て居ります、此收入は唯今の處四千百六十弗しか無い、贊助會員の據出二千二百弗、特別會員九百六十弗、月謝千弗此合計四千百六十弗であります、贊助會員と特別會員の會費が九百弗程財界不況の爲め減つて居ります、昨年と同じ程度の經營をしても豫算が減つて居りますから此金が昨年より殖へたことになつて居ります</p> <p>◎太田利三郎君 唯今のお答への中に將來甲種商業學校にすると云ふ御語がありましたが行政委員會は青年會の夜學校を必要であると云ふ御認めの下に是だけの金を出すのではないかと思ひますが、將來甲種商業の夜學校を建てると云ふことであるが、現在の補習教育に對して補助が無くなつて了ふやうになつても甲種商業學校を建て、行くのであります</p> <p>◎行政委員田村俊次君) 何う云ふのですか</p> <p>◎太田利三郎君 現在の青年會の夜學校で普通の教育を施して居ると原案の六千弗を補助する商業學校にして了ふと現在夜學校に補助の必要がなくなると思ふ</p> <p>◎行政委員田村俊次君) 今民團が補助すると云うことは、現在の補習教育を補助してやうと云ふので將來商業學校の制度のものにしたいと云ふことは研究中であり極つて居らんが、好いと云ふことにまでなつて居ります、今のやうなお尋ねに對して案もあり、研究もして居るお答でしたのであります</p> <p>◎富成一二君 私は昨年の議事録を見ますと昨年の補助の際條件付の補助のやうに考へます</p> <p>が、それに対する行政委員は今度の補助を何うお考になつたか、現在の學校を充實する爲め簡単に商業學校を捨へると云ふことが條件になつて居る、將來甲種程度の學校を捨へると云ふやうなことは理想のみに走つて居るやうに思ふ、昨年の條件に對する御研究の結果は何うなつて居りますか</p> <p>◎行政委員(田村俊次君) 昨年の條件付と云ふことは知りませぬが、唯民團の財政に限り、毎年限りなきことを申されは困ると云うことはあつたと思ひますが、何う云う條件の下に補助するとか期限を切つてと云ふやうなことは存じませぬ</p> <p>◎富成一二君 他の方は何うお考ですか</p> <p>◎行政委員會長(白井忠三君) 今富成君の御質問の通りであります、田村委員から説明したやうに、此甲種商業學校は如何の程度のものは研究して居りませぬ、結局昨年の議事録にあるやうな意味で、モツと充實させて實業補習學校を理想とすると云ふ譯で、將來富成君の言はれるやうな理想的のものにすると云ふやうなことは無いのであります</p> <p>◎副議長(砂田實君) 御質問がなければ討論に移ります</p> <p>◎富成一二君 私は白井君の説に賛成するものであります、今回の卒業生も五人か六人と云ふやうなことを指へすることは前途果して如何かと思はれます</p> <p>◎行政委員(田村俊次君) 唯今お答えたのは此青年會の質問に對して斯う云ふ意見もある、それは結構なことであるから、さう云ふことは何うしやうかと云ふ案も行政委員にも無い、是非</p>	<p>(105)</p> <p>◎橋本國三郎君 意見も無いやうに思ひます、三案は讀會省略採決致したいと思ひます</p> <p>◎副議長(砂田實君) 意見も無いやうに思ひます、三案は讀會省略採決致したいと思ひます</p> <p>◎副議長(砂田實君) 三案共原案通り可決確定致します。(拍手起る)</p> <p>◎副議長(砂田實君) それは引續き第五案に入ります</p>
---	---

<p>(108)</p> <p>◎中島理事(登壇) 一寸説明致します、此追加豫算は電氣の消費量が増加致しました、使用が多くして收入が足らなかつたやうな具合で昨年の電氣が増加した爲め十四年度の電力費が不足になつた爲め三千弗を追加したので一面收入の方で増加して居ります、之を十五年度に継越して居ります、御協賛を願ひます。(讀會省略と呼ぶ者あり)</p> <p>◎副議長(砂田實君) 是は極く簡単であります、讀會省略原案に賛成を願ひます</p> <p>(賛成の聲起る)</p> <p>◎議長(黒澤兼三郎君) 次は第六、第七、第八を一括して議題と致します</p> <p>◎副議長(砂田實君) 読會省略可決確定致しました</p> <p>(此時黒澤議長、副議長に代はる)</p> <p>◎議長(黒澤兼三郎君) 次は第六、第七、第八を一括して議題と致します</p> <p>◎副議長(砂田實君) 読會省略可決確定致しました</p> <p>(此時黒澤議長、副議長に代はる)</p> <p>◎議長(黒澤兼三郎君) 次は第六、第七、第八を一括して議題と致します</p> <p>◎副議長(砂田實君) 読會省略可決確定致しました</p> <p>(此時黒澤議長、副議長に代はる)</p>	<p>日程第五 大正十四年度特別會計電氣歲入出追加豫算案</p> <p>◎中島理事(登壇) 一寸説明致します、此追加豫算は電氣の消費量が増加致しました、使用が多くして收入が足らなかつたやうな具合で昨年の電氣が増加した爲め十四年度の電力費が不足になつた爲め三千弗を追加したので一面收入の方で増加して居ります、之を十五年度に継越して居ります、御協賛を願ひます。(讀會省略と呼ぶ者あり)</p> <p>◎副議長(砂田實君) 三案共原案通り可決確定致します。(拍手起る)</p> <p>◎副議長(砂田實君) それは引續き第五案に入ります</p> <p>◎議長(黒澤兼三郎君) 次は第六、第七、第八を一括して議題と致します</p> <p>◎副議長(砂田實君) 読會省略可決確定致しました</p> <p>(此時黒澤議長、副議長に代はる)</p> <p>◎議長(黒澤兼三郎君) 次は第六、第七、第八を一括して議題と致します</p> <p>◎副議長(砂田實君) 読會省略可決確定致しました</p> <p>(此時黒澤議長、副議長に代はる)</p>
---	--

(109)

(110)

ちに増税して税金を殖やして收入を圖ることは出来ない、併し一両租界の發展の狀態が幸ひにも非常な勢を以て發展しつゝある、此點は誠に御同慶に堪へぬ、喜ぶべき現象であります、從つて行政費は膨脹して行くのであります、一面に於て行政費の自然膨脹と相殺されて行きます、民團が最も有力と思ふ財源は電氣事業の開港から得る収益に外なりません、之を力にして居ると云ふのが今日の財政状態であります、此點に於て餘談になりますが昨年から租界にドン建築される新家屋の電燈料の增收といふ財源は今日に於ては却々輕視が出来ないと思ひます、さうして一面に於て若し土木事業を可成早く完成したいと云ふやうな民衆の希望であります、それが民團の爲めに必要であると云ふことになれば土木事業の爲めに更に開港を起さなければならぬと云ふ結論になるのかも知れないであります、今日配布した表に就て簡単に申上ます此表を一應御覽を願ひます、第一表は民團の歳入出の大正四年から十三年度迄の決算の終りました九年間分の比較を示したのであります、大正四年は十二萬弗の總額になつて居りますが、十三年には六十萬と云ふ倍の激増を爲して此ります、それより御注意を得て置きたいのは、剩餘金の項目に於て十三年には五萬八千弗、十二年は七萬九千弗、十一年度に於て九萬六千弗と云ふ剩餘金の現はれて居る點であります、此剩餘金を多數に出すことの善惡は暫く置いて、決算の結果斯う云ふ剩餘金を残して居ると云ふことを御承知願ひたい、第二の表は電氣事業を始めてから十一年、十二年、十三年の決算の結果を示しております、右の項にある利益の項目であります、即ち十二年に於て十五萬五千五百弗の利益、十三年に於て二十二萬六千弗の利益を電氣事業が上げて居ると云ふことを御記憶願ひたいのであります、第三の表は既に経過した

三ヶ年の成績は斯うなつて居るが、將來は何うなるかと云ふことを概算表に示したのであります、十五年度は十八萬弗、十六年度は二十四萬弗と段々殖へて行き、三十年に於て四十五万と云ふものが電氣事業に依りて民團が受益する事が出来ると云ふのであります、此概算表の主なる根據は何んの風であるかと云ふことは電氣の収益に重大なる關係があります、備考に、第二項に十四年度以後の買入電力増加率八%とするとある、毎年前年の八%殖へて行くと云ふ意味ではあります、十三年度の八%が毎年殖へて行くと云ふ意味であります、此説明の書方が不徹底であります、十三年の八%が殖へて行くなれば、翌年は其前年より幾ら殖へて行くかと云ふと七分、其翌年は六分と、其年の使用量が殖へて行くから其年の八%は段々減つて行く、是は素より豫算でありますから何の程度迄確實に實行されるかと云ふことは議論の多いことであります、それは片岡技師が廣く各地方の統計表を參照して徒らに夢のやうなもの書上けたものであります、可なり根據のある數字で、私も略々是に依つて行くことを確信するのであります、唯電燈料を安へしたいと云ふことであれば此數字は動いて行くのであります、第四の表は民團の現在有つて居る團債の償還年割表であります、此外に最近に出來た七十二萬弗は五年の期限であります、借換へのあります、之は未だ何年間に拂ふと云ふ約束になつて居らねから之は後に別の表に示しまして現に約束になつて居るもの丈は何んの風に拂はなければならぬかと云ふことを表に示したものであります

十六年度以後順次に數字が殖へて居ります、二十三年には償還額三十三萬一千三百十一弗と云ふやうな償還をしなければならぬ状態になつて居ります、其以後に於ては大分減りますが、二

(111)

(112)

十三年迄は大きな團債を償還しなければならぬ、此外に七十二萬弗の團債があるのであります第五の表は現在百十餘萬と云ふ巨額の費用を投じつゝある埠頭製造事業は出來上つて幾ら收入があるかと云ふ豫算表であります、是は前年政府に請願の際作つた表でありますが、現在の英租界の稅率を標準として日本租界に一年間に三百艘船が着くと云ふ豫算表であります、三百と云ふは埠頭の全體の長さに一拵着いて居ると云ふよりはゞゝ内輪に見た表であります、一ヶ年八萬六千七百弗收入があると云ふ豫算であります、第六の表は七十二萬弗の第二埠頭團債を斯な風に割付ければ拂へる豫算したものであります、六年から十九年迄は今の借りは利息だけ上げてあります、假りに之を借換をして、アト七年で拂ふ、年賦の償還に直すと、一番下から三番目の償還元金の項にあります、二萬、三萬、四萬、五萬、十八萬、二十萬と云ふ風に拂切れると云ふ豫算であります

之等の表を示した終局の目的は第七の表を作る爲めに堵へたのであります、第七表は向ふ十五ヶ年の歳入出を豫算した表である、此歲入の一一番上の方が第三表の電氣事業の収益を示したものであります、其次の歲入剩餘金の所に毎年六萬弗づつ、あります、假りに六萬弗宛あるものと豫想して示したのであります、第三番目に埠頭が出來上つてそれから入るものと示してあります、それは大正十五年の五月には工事が終るのであります、收入としては十七年から見積り致しまして其見積も一ヶ年壹萬幾らの金で、初の年は二割を見込み、十八年には三割、其翌年が六割となつて居る、要するに竣工して五年目から三百艘が着き得られると云ふ、謂はば内輪に豫算をしたのであります、之か一般會計の歳入から引離して特別の収入として上げたのであ

か殖へて居ない、教育費・警備費の如き四倍乃至五倍あります、開墾の償還と云ふことは十倍に殖へて居ります、此點を御注意願いたいのでありますて、此結果は衛生設備が一番劣つて居るやうに考へられる、土木費が四倍にも増せば相當立派なものが出来さうじやないかと云ふ聲は當然起るが、是は主として下水の爲めに使はれて居ります、大正四年頃に私が此問題に就て計画的の話をした時に………日本租界の下水道は何故に設計が出来て居らぬと云ふことを話した時に、或人は租界の下水を完全にするのは何十萬ドルの金が要る、甚だ殘念であるが到底出来ないと云ふことを聞いたことがあります、民團財政の膨脹状態は前述の如くあるが、今後四年位かかると思はれた下水工事は來年完了するのであります、土木費がそれに依つて増額されて居るのであります、衛生設備費は後廻になつて居る狀態であります、仍て以上の民團の財政の過去に於ける狀態將來の狀態を一方に指いて、十五年の豫算の編成は何うなつて居るかと申すと、豫算編成の際に何人も考へることは、出来る丈だけ居留民の負擔を輕くしたいと云ふことを當然考へるのであります、唯負擔の輕減と云ふこととあります、直接に税金を安くすることも一方法であります、又此土木や衛生の施設を改善して、間接に居留民の負担を輕くすることも一方法であります、土木の施設を完全にして馬車賃も安くすると云ふことは理窟から居留民の負擔を輕くすると言へるのとあります、要するに消極的の輕減を圖るか積極的の輕減を圖るかと云ふのであります、此兩者の中庸を得た豫算が理想でなければならぬのであります、少くも吾々は十五年度の豫算是此間の中庸を得るやうに考へて提案したのであります、豫算の内容に就ての説明も大略のことを申上げたいのであります、御質問の際に譲り今は省きます、尚本年度の豫算に上ぼすことの出來ない事であつて行政委員會に於て考慮されたことを二三御報告して置きたいと思います、それは衛生設備の改善と云ふこととあります、本年二月就任された田村君は其道の人でありまして避病院の改善及衛生組合の設置、汚物の處分方法を解決すると云ふ三つの提案があつたのであります、行政委員會は豫算作成迄に時間無く、是等の提案は懸案として此議案に現はれて居りませぬ、之は今年の行政委員會に於て、研究を遂げて臨時民會の開催があれば、それ迄に提案したいと考へて居ります、唯汚物の處置と云ふことを考へる際に、第一に考へることは下水の問題であります、大小便を一部は下水流して居る所もあるが、之を車で汲取つて運ぶことは誠に好ましくない事であります、出来得れば年限を極めて其年限の間に、便所を水洗式に改めることが理想であります、是は富の程度と生活の程度を考へて慎重考慮しなければならぬ、唯今後新築の家屋は水洗式に作ることが必要であらうが、警察監督官の意見も伺つて何等かの成案を得たいと考へて居ります、次は水道問題であります、先夜来川島議員から今度の契約期限を十ヶ年と極めたことは何うかと云ふことでありました、私共前川村會長の意見を忖度する譯に行きませぬが、行政委員會に委任したものとして遺つたのであります、併し最近に英租界に於て掘抜井戸を造つて成績が良いと云ふことであります、日本租界もさう云ふことが出来れば現在の如く毎年五六萬ドルも水代を拂ふことが馬鹿ノヽしいこととあります、是は當然考へられるのであります、出来れば現在の契約を變更するこ^トに就て會社と充分交渉して一方何んな風にすれば掘抜井戸が出来るか、何れだけの費用が要るかと云ふことは研究して見たいと思つて居ります、最後は國庫補助問題であ

(115) (116)

ります、教育費の國庫補助をモット殖やして貰はなければならぬと云ふことは外務省に請願書が提出してあります、監督官廳も相當考慮して下さるだらうと思ひます、次に民會迄には結果が現れて來ること、存じます、次に警備費の國庫補助であります、是は外務省に出て居りませぬ所が巡捕の能率が好くないと云ふことは行政委員の一致した意見であります、警察署長も同意して居られます誠に能率が我が知らない、是に對して好い案も今日までは出來て居りませぬが、行政委員は此能率を上げること、同時に費用の幾分を國庫で持つて貰ひたいと云ふ意見を持つて居ります、是に對しては請願なり何かの方法を遣りたいと思ひます、以上は豫算編成に際して委員會が有つた希望の主なるものであります、同時に豫算編成に對する方針であります充分御審議を願ふと共に、吾々の意思のある取を御諒解下さいまして本案に御協賛をお願ひする次第であります。（拍手起立）

◎行政委員（大澤大之助君）（登壇）

大正十五年度特別會計電氣の豫算に就て私より説明申します。此豫算の説明をする前に電氣の現在に於ける狀況、吾々行政委員として考へて居る事態と云ふやうなことに就て簡単に申上げたいと思ひます、御承知の通り此電氣の團營と云ふことは既に一定した當民團の決案であります、是に就てそれか二ツに分れて居る、一は電氣を購求して供給する案と、一は發電所を自營するとの云ふ案であります、斯う云ふことは更に申さずとも御承知のこととあります、何うもは往々忘却されるやうなことがあつて種々の諸願書が提出されたり、當居留地の居留民の中に寄り（ノ）種々の計劃を爲さる方があり、一此事は記録に留めるやうに繰返して申すのであります。

ます、電力購入の方面から申すと十四年の四月から本年の二月に至る間に民團が佛蘭西電燈會社から受電致しました電力は二百五萬七千二百八十五キロであります、此數字は以前に比較すると可なり増額して居る狀況であります、現に佛蘭西電燈會社と契約した五ヶ年の三年は經過して大正十六年に至りては十一月三十日を以て期限が切れる、此六ヶ月前に契約を繼續するか否かを申込まなければならぬ、此件に就て民團は非公式に電氣技師を遣つて、先方から何う云ふ考を有つて居るかと云ふことに就て談じました處が、オツと來たと云ふやうな調子で長文の手紙を民團に寄越して居ります、それは追々日本租界の電力が増加するに就て、それから算盤を以て行けば佛蘭西電燈會社の電力では日本租界に供給する電力が足らない、それで三千キロの發電機を据へて掛らなければならぬ、故に現在の五年の契約満了後は更に五ヶ年位の契約をして貰はんければ苦しいと云ふやうな手紙が來て居るのであります、唯今白井會長から種々將來の電氣收入に就て示されて居ますが、ア、云ふやうな風に民團の方針は種々財政の考慮からして何うも佛蘭西電燈會社との契約は延期して締結しなければならぬ狀況に存ると考へるのであります、來年度で電氣團債は償還されるやうになつて居りますが、此後收入は殖へるが種々の方面に使つて行かなければならぬ必要があるから、發電所自營は可なり難い問題の如く考へられるのであります、發電所自營問題から申すと佛蘭西電燈會社の契約の期限満了と云ふ意味から考へ、若しも民團が自營する考なれば最早昨今に計劃しなければならぬ時期に當つて居る、此時機を失すると發電所の設立は出來ないのであります、それに就て民團は駄目だから繼續しやうと云ふ考でなく、唯今の處では三井、三菱、シーメンスに就て機械の見積を徵して居りま

す、兎に角此時期を失しないやうに發電所自營の計劃は一應は立て、見る積りであります、さう云ふことを考慮して民團は將來に處する考を決定しやうと云ふ考案であります、それから豫算の内容に入つて皆簡單な説明が加へてありますから御讀み下さる所解りますが、歲出經營部の所に營繕費と云ふ所があつて、五千百二十八弗を要求して居る、それは説明の通り持に本年電工を收容する宿舍を造る計劃であります、御承知の通り度々起る故障の時分に職工が散宿して居ると必要な場合職工を得られないと困るから、今少し澤山の職工を收容する計劃であつたが、行政委員會は削減して、支那流の宿舍を造つて收容する案を立てたのであります、それから臨時部に入りまして、第三歛增設費とあります、是は下に説明もありますが、之を少し詳しく申せば變電所を新しく設けるのであります、何故かと申すと昨今の状況では八%の増加に殖へて居るのであります、變電所が少い爲め背負切れない、此新設の所は北旭街關帝廟の附近共立病院の附近、小學校の近邊、此邊に新しく設けた、埠頭を造るに就る松島街と山口街の所にある變電所を取除けるのであります、受電所から宮島街を經て共立病院に行く線、芙蓉街松島街の線と學校の附近にある線それから旭街より關帝廟迄の線とを附けるのであります、斯う云ふ其合にすると松島街壽街線が一つと宮島街線が二つとそれから福島街の線と三に分れた幹線が出来るのであります、宮島街の處にあります民團の送電線は北と南に分れることになる、さうすると二つの線で背負つて居ることになつて故障が少くなるのであります、此邊のことを御承知下さいまして御協賛を願ひます、尙御質問に依りお答致します、一番儲かる電氣の豫算でありますから御協賛を得たいと思ひます

(117)

(118)

◎永安平吉君 此豫算に就て取得課金と營業課金に就て白井會長の説明もありましたが、日本人と支那人の間の均衡に付て課金調査會或は行政委員會は最善の方法を講ずるお積でありますとか
◎行政委員會長(白井忠三君) 稅制整理案の際に申上げたやうに唯今行政委員會に提案とはなつて居りませぬが、一種の腹案と致しましては、兩方共日本人と支那人とは別種の課税をしては何うかと云ふ議論は起つて居ります、さうして双方の間に異つて課金を掛けることになれば同一商賣の如きは同じ名前で課金より形が良くなると考へるのであります、但支那人の課金を日本人の課金より減やす、同じ商賣で同じ程度のものを殖やすと云ふやうなことは今行政委員會では考へて居らぬ、支那人に幾分か恩典を與へる方が宜からうと考へて居ります

◎永安平吉君 日本人と支那人の課金が不權衡であると云ふことは、現在租界に住んで居る日本人は五千に足らず、支那人は二萬五千居る、それから比較して課金が反對になる、支那人に將來稅金を少くお掛けになる、さうすると本年度から此取得營業課金の機械を保つやうにして行く方が宜からうと云ふ考であります
◎行政委員會長(白井忠三君) 御尤であります、取得課金に就ては數年前より納稅者が少くなつて居ると云ふやうな狀態であります、課稅を取扱ふ當局者としては取得課金と云ふ名の下に之を課する上に困難を感じて居るのであります、今言はれる通り支那人の方の課金の制度が遅れるなれば、取得課金を負擔せしめたいのですか、他に適當な案が制定されたならば其上で支那人に廣く課金することにして、現在の取得課金条例は實施したくないと思つて居り

◎行政委員員長(大澤大之助君) 今説明を落して居つたから申上げて置きたいと思ひます、それから臨時部に計上された設備が完全すると電燈の光は唯今より明るくなる、同時に料金が一割位増すかも知れませぬ、それは電流の都合でメートルが餘計廻轉して一割位高くなるかも知れませぬから此點を御注意御報告申上て置きます

◎太田利三郎君 課金と手數料の徵收のことについて就て御願ねしたいのであります、水道料の如きも電氣と同様取立て貰ふ方が便利であると思ひますが、さう云ふ御考案がありますか

◎官木書記 本年度集金人の豫算を計上して居りますから豫算が通れば集金致します

◎鷙垣恭興君 私は臨時部公園の中の掘抜井戸新設費と云ふことを御尋ねします、亦唯今お話をあつた英國租界の掘抜井戸は用立つて居ると云ふことであります、英租界の掘抜井戸の工事費水量が判れば御一緒に御説明願ひたい

◎行政委員會長(白井忠三君) 公園の中に掘る井戸は……從来井戸は日本租界にも所々ありますか、先ず三百尺乃至四百尺位、鐵管の太ナニ二吋位のものであります、公園の中に掘る噴水の水が多額のものを使つて居りますから追つて見たいと思ふのであります、水道に代はるものには詳しきことは手許に持つて居りませんが、僅か六吋の鐵管を五百尺位卸して居ります、水量も十五萬ガロンを得て居ります、尚ほ水は天津の地層は沖積層の海の中に長く擴つたものでありますから此下にある地下水を取つて居ります、公園の中に掘る程度のものでは出来ないのであります、水道の代りの掘抜井戸は何萬兩の費用かかるのであります、之を試験的に造るこ

(119)

(120)

◎千葉初藏君 三百尺では駄目です、英租界は四百三十五尺、二時では駄目です、何うしても四時以上あります

◎阿部技師 公園の井戸は三百尺乃至五百尺と云ふ豫定であります、豫算があれば是以上行きたいと思ひます、或は將來の試験になるかも知れませぬ

◎永安平吉君 全體の豫算が膨脹して居ることは已むを得ないことであると思ふが、臨時の歳入を限定し之を積立て、發電所に入れるやうな御考はないのですか

◎行政委員會長(白井忠三君) 一の御意見としては何へることであります、實際に於て歲出を制限して歲入を制限する程に餘つて居らぬので、先刻申すやうに満足で無いのであるから、餘裕があればモツと好い道にしたいのであります、而して電燈の利益を一定の限度しか一般會計に繰入れぬとすれば今より道が悪くなることになるのであります、實際上出來無いことあります

◎森川照太君 先刻白井會長より民團の財政の將來に亘つて説明を與へられたことは参考になります、私共は民團財政の切盛を得たこと、感謝の意を表したいと思ひます、私の希望は永安議員のやうな意でない、モツと積極の方針を取つて豫算の數字に驚かず

<p>(122)</p> <p>◎行政委員會長(白井忠三君) 森川君にお答へ致します、先刻私は申上げた通り、民團の目下の状態には發電所自營は難かしからうと存じます、今調査して居りますけれども一應考慮して見るに止つて、之を基礎として佛國電燈會社に掛合する一の材料にてもなるやうなことはないかと思ふのであります、何うも自營と云ふことは困難だらうと思ふ、料金はさう云ふ場合には小切つて安くさせやうと考へて居ります。</p> <p>◎西村 博君 私も其道路のことに就て少しお尋ねしたい、租界の道路中で、常盤街の如き民會で決議を經て六年の間其儘になつて居る道路がある、それは常盤街で、其以後北常盤街との間を貫通する云ふ了解を得て居りますが、其間に介在して居るのは共立病院であります、</p> <p>◎行政委員 大澤大之助君 森川君にお答へ致します、先刻私は申上げた通り、民團の目下の状態には發電所自營は難かしからうと存じます、今調査して居りますけれども一應考慮して見るに止つて、之を基礎として佛國電燈會社に掛合する一の材料にてもなるやうなことはないかと思ふのであります、何うも自營と云ふことは困難だらうと思ふ、料金はさう云ふ場合には小切つて安くさせやうと考へて居ります。</p> <p>◎西村 博君 私も其道路のことに就て少しお尋ねしたい、租界の道路中で、常盤街の如き民會で決議を經て六年の間其儘になつて居る道路がある、それは常盤街で、其以後北常盤街との間を貫通する云ふ了解を得て居りますが、其間に介在して居るのは共立病院であります、</p>	<p>(121)</p> <p>◎行政委員會長(白井忠三君) 是等のことにしては今年度の行政委員會は國庫補助を今少し勉強して取るやうにして頂きたいことをお願ひして置きます、今迄のことは希望であります、一つ大澤委員に伺つて置きます、発電所の自營は有利であると云ふことであるが何う云ふ方法でやるのか何うかをお願ひ致します。</p> <p>◎行政委員 大澤大之助君 森川君にお答へ致します、先刻私は申上げた通り、民團の目下の状態には發電所自營は難かしからうと存じます、今調査して居りますけれども一應考慮して見るに止つて、之を基礎として佛國電燈會社に掛合する一の材料にてもなるやうなことはないかと思ふのであります、何うも自營と云ふことは困難だらうと思ふ、料金はさう云ふ場合には小切つて安くさせやうと考へて居ります。</p> <p>◎西村 博君 私も其道路のことに就て少しお尋ねしたい、租界の道路中で、常盤街の如き民會で決議を經て六年の間其儘になつて居る道路がある、それは常盤街で、其以後北常盤街との間を貫通する云ふ了解を得て居りますが、其間に介在して居るのは共立病院であります、</p> <p>◎行政委員會長(白井忠三君) 其點も少し御考慮ひではないかと思ふ、新しく計画を進める道路の改修費を地主に負担させない精神であつて、昔は壽術の改修費を召喚させた例もありますが、今の常盤街の開通に必要な費用は民團の負担で、之を附近の地主に負担せしむることは出来ないのであります。</p> <p>◎西村 博君 土地を買収して開通する時は利益が多くなる、微収する利益を差引けば大したものでないと思ひますが</p>
--	---

<p>(124)</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) 永安議員の質問に對するお答は</p> <p>◎行政委員會長(白井忠三君) 實は此義勇隊の設置と云ふことは是は報告の中には一ヶ所缺いて居りまして言及しなかつたが、民團で義勇隊を必要とする議論に兩面あります、昨年の事實であります、ア、云ふ風に危險の狀態が起つて、さうして急に監督官廳、駐屯軍の希望で義勇隊設置と云ふことを極めて、之が漢口邊の駐屯軍の無い所であると二千弗位では足らぬのであります、其點に於て御心配の如く完全な義勇隊を設置することは充分考慮しなければならぬと考へるのであります、本國政府の天津地方に軍隊派遣の意図は御承知の通り國際關係もあるが、甚だ消極であります、此場合に於て事實危險の場合に頻した時には此義勇隊の力に待つ外ない、駐屯軍の増派を請求すると云ふことは間に合はぬ、一年一回の練習に此位の費用を茲に組んだのであります、段々之が殖えて行くことであれば第と内容を具して次の民會にお詫しおればならぬのであります、それが唯一の演習位を計上したのであります</p> <p>◎永安平吉君 民會の決議を以て軍隊の増派を願ふと云ふやうなお考は</p> <p>◎行政委員會長(白井忠三君) 行政委員會自らは提案の意思はございませぬが、民會が案を出すことには反対の意見はございませぬ</p> <p>◎山川 真君 是は射撃と云ふことであるが、在郷軍人の補助を民團が負担することは何う云ふ關係でありますか</p> <p>◎行政委員會長(白井忠三君) 在郷軍人の補助費は鐵砲の掃除の補助であります、現にお願して取寄せてある鐵砲の手入費を要求したのであります</p>	<p>(123)</p> <p>◎行政委員會長(白井忠三君) 土地買收條例と云ふものがありますけれども、それは民團の公益の爲めに必要な土地を賣らないと云ふ時に買收するのが精神で、時價の一萬弗のものを五千弗で買ふと云ふことは出来ないのであります、買收の場合に時價を標準としなければならぬ、今阿部技師からお簽しのたは時價であります</p> <p>◎西村 博君 土地を買收して開通する時は利益が多くなる、微収する利益を差引けば大したものでないと思ひますが</p> <p>◎行政委員會長(白井忠三君) 其點も少し御考慮ひではないかと思ふ、新しく計画を進める道路の改修費を地主に負担させない精神であつて、昔は壽術の改修費を召喚させた例もありますが、今の常盤街の開通に必要な費用は民團の負担で、之を附近の地主に負担せしむることは出来ないのであります。</p> <p>◎西村 博君 土地を買収して開通する時は利益が多くなる、微収する利益を差引けば大したものでないと思ひますが</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) 他に御質問ありますか (無しと呼ぶ者あり)</p> <p>◎永安平吉君 此義勇隊の二千弗とあるは</p> <p>◎官木書記 是は軍事教練の爲め射撃を行ふ爲めであります</p> <p>◎永安平吉君 義勇隊の練習の爲めであると云ふことであるがそれは効力が餘程あるものでありますか、寧ろ遣らなければならぬれば、幸ひ民會開會中に決議して派遣兵の人員を願つた方が宜からうと思ひます、さう云ふことをすると豫算が膨脹するのみであると思ふ</p> <p>◎森川照太君 御意見も無いやうですか、審査委員十五名を選んで附託することにしたいと思ひます</p>
--	--

<p>(126)</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) 大分質問も済んだやうであります、唯今森川議員の提案された如く、本案は委員十五名を選んで、附托しては如何かと云ふことであります (賛成と呼ぶ者あり)</p> <p>動議の賛成者は正規の數がありますから成立致しました、採決致します、モ一つ委員は選舉に依りますか、他の方法に依りますか</p> <p>◎森川照太君 議長指名</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) 本案は十五名の委員に附托すると云ふ動議であります、其委員は議長指名と云ふことに賛成の方起立願ひます (拍手起立)</p> <p>本案は十五名の委員に附托することに決定致します、議長に於て委員を指名致します</p>	<p>(125)</p> <table border="0"> <tr><td>砂田 實君</td><td>森川 照太君</td><td>永安 平吉君</td></tr> <tr><td>佐々木敏丸君</td><td>太田利三郎君</td><td>郡 茂行君</td></tr> <tr><td>相原 俊夫君</td><td>遠藤 盛彌君</td><td>西村 博君</td></tr> <tr><td>平井 久一君</td><td>榎垣 恭興君</td><td>濱田邦太郎君</td></tr> <tr><td>川島 範吉君</td><td>池田三男也君</td><td>富成 一二君</td></tr> </table> <p>以上十五名であります、森川君から御辭退がありましたが、今迄議長より指名された委員で、辭退された方はありますぬ、御迷惑でも御承諾願ひます、それから尙会期は尚二日間であります、何う云ふ處に鬱が入つて議論が出るか判らぬ、故に委員會は明日午前九時からお寄りを</p>	砂田 實君	森川 照太君	永安 平吉君	佐々木敏丸君	太田利三郎君	郡 茂行君	相原 俊夫君	遠藤 盛彌君	西村 博君	平井 久一君	榎垣 恭興君	濱田邦太郎君	川島 範吉君	池田三男也君	富成 一二君
砂田 實君	森川 照太君	永安 平吉君														
佐々木敏丸君	太田利三郎君	郡 茂行君														
相原 俊夫君	遠藤 盛彌君	西村 博君														
平井 久一君	榎垣 恭興君	濱田邦太郎君														
川島 範吉君	池田三男也君	富成 一二君														

<p>(128)</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) それで十時から審査會を開いて四時迄、本會議は五時から開く、如何ですか (宣しいと呼ぶ者あり)</p> <p>午後十一時十五分散會</p> <p>願つて、本會議は午後四時から開きたいと思ひます (九時が早いと呼ぶ者あり)</p> <p>それでは十時から審査會を開いて四時迄、本會議は五時から開く、如何ですか (宣しいと呼ぶ者あり)</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) それでは委員の方は明日午前十時お集りを願ひます、本日は是で散會致します</p> <p>午後六時二十五分振鈴</p> <p>午後六時二十五分振鈴</p> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) 唯今迄の出席四十二名、法規の數に達して居りますから是から會議を開きます、本日は午後五時と申して置きましたが、審査委員會に於て慎重論議された結果、豫定の時刻に開會することに到らなかつたのであります、是より昨日の議題の續き、豫算案三案一讀會の續きであります</p> <p>◎審査委員長(富成 一二君) 私は是から審査委員會の經過を御報告致します、吾々は本日の十時から五時半迄歲入出豫算其他二案を審議致しましたが、其間各款項目に亘り審議致しまして種々質問もあり行政委員會よりも充分なる説明をして頂き、大體に於て本年の豫算は妥當と認めました、二三修正したことがありますから、それを御報告致します、民團の歲入出豫算經常部に於て、昨日決定致しました雜種課金の三業組合の百分の五を百分の三、五に致しました結果一万三千五百七十二弔が一千五百弔四十仙になり、其下の増の所が一千九百八弔四十八仙と變はり、それから第七款の水道メートル賃費代が引込線を本管からメートル迄總一鉛管で遣ることになりましたから需要者の負担も重くなりまして、メートル料を牛領にして補ふと云ふことにして、六項の三千弔を一千五百弔削り、其結果此處にありますやうな風に變りました</p> <p>歳出の方に於きましては第十四款二千弔を千弔に致しまして、雜支出の下の接待費一千弔を二千弔に訂正した結果、經常部に於ては實際に於て差引違が無いのであります、それは御手許に</p>	<p>(127)</p> <p>第一、大正十五年度居留民團歲入出豫算案(第一讀會の續き) 第二、大正十五年度特別會計電氣歲入出豫算案(第一讀會の續き) 第三、大正十五年度特別會計電氣歲入出豫算案(第一讀會の續き)</p> <p>第四、民團會計検査員選舉</p> <p>◎出席議員 四十三名</p> <table border="0"> <tr><td>黒澤兼次郎</td><td>白井 忠三</td><td>小林陽之助</td><td>遠山 猛雄</td><td>牧 尚一</td></tr> <tr><td>吉田房次郎</td><td>上野 謙</td><td>大澤大之助</td><td>利根川 久</td><td>田村 優次</td></tr> <tr><td>川本 吾一</td><td>砂田 實</td><td>森川 照太</td><td>永安 平吉</td><td>佐々木敏丸</td></tr> <tr><td>郡 茂行</td><td>相原 俊夫</td><td>遠藤 盛彌</td><td>西村 博</td><td>平井 久一</td></tr> <tr><td>榎垣 恭興</td><td>有留 重利</td><td>川島 範吉</td><td>太田利三郎</td><td>富成 一二</td></tr> <tr><td>勝田 重直</td><td>小谷方治郎</td><td>山川 真</td><td>天田 朝義</td><td>宮崎 勇雄</td></tr> <tr><td>眞藤 栗生</td><td>橋本國三郎</td><td>矢澤千太郎</td><td>古田治四郎</td><td>池田三男也</td></tr> <tr><td>岡本 久雄</td><td>清水幸三郎</td><td>千葉 初藏</td><td>金山喜八郎</td><td>長野 勤</td></tr> <tr><td>中村常三郎</td><td>野崎 誠近</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>◎出席行政委員 (十名)</p> <table border="0"> <tr><td>利根川 久</td><td>吉田房次郎</td><td>大澤大之助</td><td>川本 吾一</td><td>小林陽之助</td></tr> <tr><td>牧 尚一</td><td>上野 謙</td><td>田村 俊次</td><td>遠山 猛雄</td><td></td></tr> <tr><td>白井 忠三</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>◎議長(黒澤兼次郎君) 唯今迄の出席四十二名、法規の數に達して居りますから是から會議を開きます、本日は午後五時と申して置きましたが、審査委員會に於て慎重論議された結果、豫定の時刻に開會することに到らなかつたのであります、是より昨日の議題の續き、豫算案三案一讀會の續きであります</p> <p>◎審査委員長(富成 一二君) 私は是から審査委員會の經過を御報告致します、吾々は本日の十時から五時半迄歲入出豫算其他二案を審議致しましたが、其間各款項目に亘り審議致しまして種々質問もあり行政委員會よりも充分なる説明をして頂き、大體に於て本年の豫算は妥當と認めました、二三修正したことがありますから、それを御報告致します、民團の歲入出豫算經常部に於て、昨日決定致しました雜種課金の三業組合の百分の五を百分の三、五に致しました結果一万三千五百七十二弔が一千五百弔四十仙になり、其下の増の所が一千九百八弔四十八仙と變はり、それから第七款の水道メートル賃費代が引込線を本管からメートル迄總一鉛管で遣ることになりましたから需要者の負担も重くなりまして、メートル料を牛領にして補ふと云ふことにして、六項の三千弔を一千五百弔削り、其結果此處にありますやうな風に變りました</p> <p>歳出の方に於きましては第十四款二千弔を千弔に致しまして、雜支出の下の接待費一千弔を二千弔に訂正した結果、經常部に於ては實際に於て差引違が無いのであります、それは御手許に</p>	黒澤兼次郎	白井 忠三	小林陽之助	遠山 猛雄	牧 尚一	吉田房次郎	上野 謙	大澤大之助	利根川 久	田村 優次	川本 吾一	砂田 實	森川 照太	永安 平吉	佐々木敏丸	郡 茂行	相原 俊夫	遠藤 盛彌	西村 博	平井 久一	榎垣 恭興	有留 重利	川島 範吉	太田利三郎	富成 一二	勝田 重直	小谷方治郎	山川 真	天田 朝義	宮崎 勇雄	眞藤 栗生	橋本國三郎	矢澤千太郎	古田治四郎	池田三男也	岡本 久雄	清水幸三郎	千葉 初藏	金山喜八郎	長野 勤	中村常三郎	野崎 誠近				利根川 久	吉田房次郎	大澤大之助	川本 吾一	小林陽之助	牧 尚一	上野 謙	田村 俊次	遠山 猛雄		白井 忠三				
黒澤兼次郎	白井 忠三	小林陽之助	遠山 猛雄	牧 尚一																																																									
吉田房次郎	上野 謙	大澤大之助	利根川 久	田村 優次																																																									
川本 吾一	砂田 實	森川 照太	永安 平吉	佐々木敏丸																																																									
郡 茂行	相原 俊夫	遠藤 盛彌	西村 博	平井 久一																																																									
榎垣 恭興	有留 重利	川島 範吉	太田利三郎	富成 一二																																																									
勝田 重直	小谷方治郎	山川 真	天田 朝義	宮崎 勇雄																																																									
眞藤 栗生	橋本國三郎	矢澤千太郎	古田治四郎	池田三男也																																																									
岡本 久雄	清水幸三郎	千葉 初藏	金山喜八郎	長野 勤																																																									
中村常三郎	野崎 誠近																																																												
利根川 久	吉田房次郎	大澤大之助	川本 吾一	小林陽之助																																																									
牧 尚一	上野 謙	田村 俊次	遠山 猛雄																																																										
白井 忠三																																																													

差出してあると思ひます、さうして此希望條件がありましたので少し御報告致します、経常部費

入の所に於て此取得課金營業課金を日支人共公平に賦課して貢ひたいと云ふことであります、又土木費の所に行きましたので昨日の常盤街の貫通のこととあります、是は共立病院の都合もあり、今直ちに之を取壊はず譯にも行きませぬから、建物の壽命を調査して次の民會に結果を報告すると云ふこととあります、それから道路のこととありますか、是は臨時經常部を合して豫算の一割二分しか無いのでありますから良い道路が出来ないと云ふこととあります、將來積極の方針を以て進んで貢ひたいと云ふこととあります、行政委員會に於ても相當考慮して居ると云ふこととあります、教育費の項に於ては此旅行費とあります、學校の子供を修學旅行させると云ふことは善いこととあります、民間から補佐して可成見學をさせて見たいと思ひます、それから公園の中の子供の遊場に支那人が入つて日本の子供の遊を邪魔すると云ふこととありますから、之を取締つて貢ひたい、それから第十四款の義勇隊のこととありますが、是が組織に就ては充分調査して貢ひたいと云ふ希望を述べました、大體そう云ふ次第であります、それから十五年度特別會計の官有地拂下準備金、特別會計電氣歲入出豫算是修正も無く此通りであります、勿論私は賛成致しましたやうなこととあります、私の報告した通りに御賛成を願ひたいと思ひます。(拍手起立)

(130) (129)

◎議長(黒澤兼次郎君) 本案はこれより二讀會に移りまして只今審査委員長より報告されたる修正案を議題と致します。

◎小谷方治郎君 聞く處に依れば水道引込線が大部分腐蝕したと云ふこととあります、英國租界に於ては鉄管は不可なりとの事なるが阿部技師の説明を願ひます。

◎阿部技師 昨年來此租界の引込線の模様を調査致しました、五六十個所に就て調査した所が其三割程傷んで居りました、大部分は腐蝕して居り或は曲つて居る所があり、其處から漏水して居る所が大分ありました、これが何年間経つて居ると云ふことは記憶もなく、引込んだ家に就て聞いて見た所が借家人で判らぬが、十年二十年の處もあります、十年以上になれば殆んど形を爲して居らぬ位孔の開いた所がある、其他は五年以上と思ひますが、此瓦斯管の壽命は、天津租界のみならず、各地皆全様であります、神戸に就て取調べた所が、瓦斯管は三年経てばかりに、瓦斯管には縫目がある、其縫目は縫に合しただけで、其處がかかると云ふことが明かになつたので、全然鉄管を用ひることにした、さう云ふ譯で内地に於ても溝州に於ても瓦斯管を用ひて居らぬ、翌日にになると赤い水が出ることがあります、さう云ふ點で瓦斯管は損と見て鉄管にするのであります、鉄管が土地に適するや否やと云ふことは一概には云へない、或種の土地に依つては腐蝕することもありますが、其作用は極く鈍いもので、それは數あるに足らぬと思つて居ります、此理由を以て鉄管にした次第であります。

◎議長(黒澤兼次郎君) 他に御意見ありませぬか

◎清水幸三郎君 唯今のお話であります、在來の瓦斯管に於ては漏水は免れぬと云ふことであります、在來のものは租界でお取換下さるのですか

◎阿部技師 本管からメートル迄の間は租界局に關係して居りますが、之を改めるに就て在來の管が腐蝕して居りましたならば鉄管の費用は租界局で持ち瓦斯管代金に相當する費用だけを

使用者で負担して貢ふ、若し其管が全部完全であれば租界局で全部負担することとあります

◎清水幸三郎君 メートルから内部は使用者の負担になるとすれば、使用に差支ないもので漏水して居るものはない

◎阿部技師 メートル迄は租界局で取扱ひますが内部は關係致しません

◎議長(黒澤兼次郎君) 他に御意見ありませぬか、——大體質問も意見も無いやうであります

是より逐條審議に移りますが、或は諸君が審査委員會の報告したる改正案と原案とに就て採決致しますか一寸お察り致します。(採決と呼ぶ者あり)

(賛成の聲起る)

採決に御異議が無いやうでありますから採決致します。(修正案可決と呼ぶ者あり)

◎議長(黒澤兼次郎君) 審査委員會の修正された修正案に對して賛成の方起立

(溝場起立)

◎議長(黒澤兼次郎君) 審査委員會の修正された修正案に對して賛成の方起立

(賛成の聲起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) 然ばに修正案は溝場一致を以て可決確定致しました

◎平井久一君 茲に動議を提出したいのであります、それは昨日の天津土地建物會社の請願に就て斯ふ云ふ決議を願ひたと思ひます

決議文

(132) (131)

天津土地建物會社よりの請願の趣旨に基き土地殘金を支拂ふか又は買收土地の一部を解除を爲すことを行政委員會に一任す

◎議長(黒澤兼次郎君) 多數でありますから議題と致します、平井君其理由をお述べ下さい

◎平井久一君 天津土地建物會社がまだ此全部の支拂を受けない、民團の空地の殆どを持つて居る土地建物會社から全部買收となると其間に種々の支拂の人もあり、土地の所有權が確定しないと起訴事件など起る感があり、先づ二割位のものを民團で持つた方が穩當で安全でないかと云ふことで保留されたと考へて居ります、それと同時に會社の社長に對して此地所は自分の地所であると云ふ訴訟を起した、それは土地會社のものでないと云ふ、それは相當の資本家であつて若し間違つた所で差支ない資產家である、さうしてその訴訟の經過は原告の張と云ふ人が先づ理由がないと決定を受けて居ります、土地會社はそれから後何うなつたかと申すところど自分の生業とする土地の殆どを民團に賣却したから目的を徹底してから解散しやうと云ふことで今清算事務に當つて居る、土地建物會社は主として天津の永住者に依つて維持された會社でありますから、其殘餘金が渡るか清算事務が終るか否かは直ちに天津の土着人には影響があると思ふ、例へて申せば、此株を有つて居つた人が、銀行から融通を受けて居つて會社の方は解散するにも拘らず、賣却代金の全部入らぬ爲め、借入金の全部が返済出来ない、土地會社の方は銀行に對して相當の利子を拂はなければならぬ、自分の預金がありながら、其預金に

(134)

(133)

對して利子を負擔して行かなければならぬ、と云ふことは氣の毒なことであると云ふことになつて居ります、其當時講願書が出たが、民會に容れられなかつた、考ふるに民團に保留してある此代金はさう云ふ系統に係つて居る、土地は民團が買收する必要が無いと云ふことにして契約の一部解除と云ふことを御一任して建物會社との間に契約を結ぶと云ふことを行政委員會に一任して決定して貰ひたいと云ふことが目的で提案した譯であります、何卒皆様此理由に依り土地の者が少しでも緩かに自分の仕事に發展出来ることに考へられまして御賛同を願ひたいと思ひます

◎勝田重直君 唯今のお説は甚だ御尤であります、契約解除のことがありました、契約の解除でなく不履行でないかと思ひますが（是より勝田平井兩議員の間に質問應答あり）

◎中村常三郎君 土地の買收など能く説明を願ひたいのであります、何の邊と云ふことも判りませぬか

◎富成一二君 今中村君の質問は神戸館の所の水溜の土地であります

◎森川照太君 全體に買收して總面積は四萬坪——三萬幾千坪、此他に海光寺で返して吳れと云ふ土地が六千坪即ち五分の二に當る、之を假りに賣戻すとして、それから彼の運動場を作る土地が一萬坪ある、そうすると一萬五千坪程しか残らぬ、と云ふ計算になる、彼の土地を買収した理由は、支那人に持たさないと云ふことから起つたのであります、民團當局者は此残りの土地を以て經營されると云ふことを内地の資本家に交渉される上に於て確實なる面積を有つて居るか否か

◎行政委員會長白井忠三君 お答致します、森川君の質問の要旨は買收の土地を内地の資本家に交渉する場合の面積は充分であるかと云ふことであります、此邊はお答に困ります、二萬坪では足らぬとか、三萬坪無ければならぬと云ふことは御返事に困る、それよりも彼の土地の狀態は富成君の説明の如く、民團の受電所が建つて居るから萬一土地會社が無くなつても民團として買取らなければ困る土地になつて居ります

◎富成一二君 唯今の昨日出しました講願の趣意は、十二年十二月に假契約をしたそれは何等拘束を受けなかつたのであります、狼物を買つて貰ふことは困ると云ふことであります、全部要ると云ふことであります、斯ふ云ふ問題の起るべきもので無いから自分達も全部と云ふことを話した所が、後になつて支那人同士の喧嘩で何うすることも出来ない、狂犬に噛み付かれたやうなものであると、云ふことであります、但日片が付くか判らぬ、今では民團を相手にして訴訟して居ると云ふやうなことであります、吾々は早く、土地を解決するより、金の問題を解決して貰ひたい、と云ふのが、第一であります、若し出来れば品物を返して貰つても可いと云ふことであります、此土地に就ては如何なることがあつても責任を負ふと云ふことになつて居ります、元の原價は非常に安いものであります、加工料が取れる、それが爲めに餘る土地は返して貰へば何うか、行政委員會の方で早く處置を付けて貰ひたいと云ふのが、吾々の希望であります

◎行政委員會長白井忠三君 此決議案は行政委員會に一任されるのであります、行政委員會も重大なる責任を感じるものでありますから、後日に誤解の起らぬやうに明確にして置くこ

(136)

(135)

とを希望致します、決議案の文が不明確の點もあります、只今富成議員の希望の點は萬一殘金を支拂はなければ土地を返して呉れと云ふことであります、此決議案も判然として此體裁も正式に後で直して貰ひたいと思ふのであります、假りに此代金を支拂つてやらうと云ふことであれば、行政委員會としても皆さんの了解を得て居る所の契約の條項を説明して御注意を喚起して置きたいと思ひます、それから正式の契約になつたのは十二月二十七日付、年限は十二年であります、此契約の第三條の「前條ノ土地總坪數ノ内孫仲山ノ舊所有地坪數六千坪百四拾參坪參合壹勾ニ該當スル代金銀拾參萬五千壹百五拾貳弔八拾貳仙也ハ該土地ニ關スル種善堂對孫仲山ノ爭議ノ解決スルト同時ニ甲ヨリ乙ニ支拂フモノトス、前項土地ノ内住吉街官島街角民團ボンブ所々在地壹千六拾九坪ノ埋立費銀九千貳百五拾壹弔貳拾仙也ハ右支拂ノ際乙ヨリ甲ニ交付スルモノトス」是は民團が此一部の埋立てを支拂つて居る爲め、其土地の埋立て費を民團に返して貰ふことになつて居ります、此訴訟事件の解決を待つて支拂することになります、此訴訟事件が長くなつて居る爲め、土地會社の諸君の御迷惑の少からぬことは承知して居ますが、此契約がある以上行政委員會は之に拘束されなければならぬので此決議案の趣意を今少し明かにして貰つた方が、好くは無いかと思ひますが、提案者の御趣意をモ一應伺ひたい

◎平井久一君 明かと申すと

◎森川照太君 さうすると行政委員會に一任すると極めても其處にある契約で何うとも出来ないと云ふことになりますが

◎行政委員會長白井忠三君 何うも決議案の趣旨が充分研究されない爲め、何方かにして呉れと云ふことになつて居るけれども、契約が斯う云ふ風にある爲め、斯うして呉れと云ふ決議案でないと困る、何とかモ一段判然することが、正式の順序でありますかと思ひます

◎平井久一君 それは民團との契約に争議の解決すると全時に支拂と云ふことがあるか、其前に行政委員會が、一部を買はない或は一部を支拂つて貰ふと云ふことに願ひたいと思ひます

◎勝田重直君 行政委員會に一任すると云ふことは、此儘にして置て、土地會社と民團との間に締結された何年何月の契約は第三條に依りて支那人の争議の解決を待つて支拂ふと云ふ契約を設けてあるけれども其時期を待たずして支拂ふことを得ると云ふ條項を設けて貰ふことが一つと……の免除と云ふことが一つと、此契約の一部解除と申すのは殘金に相當する土地の一部を返還して貰ひたいと云ふ選擇的の講願であるからそれに基いて行政委員會に一任して、行政委員會の決議を待つて此件を解決して頂きたいと思ひます、平井議員に異存なければ私の申すことは甚だ長い文句でありますけれども正確にすれば何うしてもさう云ふことにしなければならぬと思ひますが、一應平井議員の贊否を伺ひたい

◎森川照太君 残額に相當する地面と申すと

◎議長(栗澤寅次郎君) 今より七分間休憩致します
午後七時二十分休憩

◎行政委員會長白井忠三君 是より引き會議を開きます、大分時間も経過しまして空腹を覚えましたアト選舉もありますから簡単に願ひます

<p>(138)</p> <p>◎平井久一君 私は唯今提出致しました決議案は民團に關する種々の研究事項もございませんから今は撤回することに致します。（拍手起る）</p> <p>◎議長（里澤兼次郎君） 唯今平井議員から動議を撤回されると云ふことてあります、本案に賛成の方は御異議ありませぬか。（異議なしの聲起る）</p> <p>◎議長（里澤兼次郎君） それでは本案は撤回されました、食事を済ましてから選舉を行ふ積であります、選舉を終つてから飯を食ふことに致します。（賛成と呼ぶ者あり）</p> <p>◎議長（里澤兼次郎君） 之より會計検査委員の選舉を行ひます、是は一ヶ月で任期が満るのであります、是より選舉用紙を配布致します。</p> <p>◎民團會計検査委員選舉</p>	<p>(137)</p> <p>◎森川照太君 選舉に關して御相談致します、私は適當の検査委員と思ひますから、從來の人には再任して貰ひたいと思ひます。</p> <p>◎議長（里澤兼次郎君） 選舉の方法は無記名で連記投票であります。（選舉用紙を配布す）</p> <p>◎岡本副領事 選舉立會人として平井君、砂田君を指名致します。（兩人立會投票を行ふ）</p> <p>◎議長（里澤兼次郎君） 名刺の數と各紙數と合つてあります、是より開票致します。</p> <p>平井議員、砂田議員立會す</p> <p>午後八時十分休憩</p> <p>◎議長（里澤兼次郎君） 開票に先立ち御詫び致します、今回の民會は七日間であります、只今の選舉を終れば議了すべき總ての議案は、なくなりまして六日間となります、今監督官のお話に依るゝと議事が終了しても七日間何うしても開かなければならぬと云ふことてあります！</p> <p>一寸此儘五分間許り休憩致します</p> <p>◎午後八時二十分再開</p> <p>◎議長（里澤兼次郎君） 引續き會議を開きます、唯今より繼續中の検査委員の投票を探點致します。（立會人立會探點を行ふ）</p> <p>◎議長（里澤兼次郎君） 開票の結果を報告致します</p> <p>二十九點 池田三男也君 二十九點 濱田邦太郎君</p> <p>二十四點 郡 茂行君</p> <p>以上三君は大多數を以て當選されました</p> <p>當民會に上程された議案は全部議了されました、會期は先程申上げた通り一週間であります議案が無い爲め、今日を以て閉會と云ふことになりました從つて領事館の告示も六日間に訂正されました、是より會議の成績を報告致します</p> <p>◎議長（里澤兼次郎君） 是より民會の成績を御報告致しました</p> <p>（書記助讀）（拍手起る）</p> <p>◎岡本副領事 私は總領事に代りまして一言閉會の辭を述べたいと思ひます、本日を以て第十九回通常民會を終了致しました、去る廿五日以來六日間諸君は御多用の折りながら、日々御出席になりましたが、其日數を六日間とするに致しました</p>
---	--

<p>(140)</p> <p>◎西村 捷君 私は激越であります、前例に倣ひ、閉會に臨み關係諸君に御挨拶申上げます</p> <p>第十九回民會も爰に閉會を告げ、民團法改正以來第二回の會議であります、此民會に於ては可なり膨大なる歳入出豫算を上程されて重要な議案が澤山上程され、居ましたが、是に對して行政委員各位は盡夜熱心を以て此案に對して御盡力下されたことに對して民會議員は深く感謝する所であります、監督官廳から連日御臨下されまして、此民會に對し非常な厚意を以てお臨み下さいましたことをお禮申上げる次第であります、それから議長副議長に於ては連日隨分混雜する案もありましたが、能く此議場を御整理下さいましたことは私共の感謝して描かない所であります、茲に衷心より御禮を申上げます、終りに一言申たいことは民團が新たに好理事を得たことであります、中島君は深遠の學才を以て其局に當られたことは今後事務を擧げることに於て好き效果を擧げられることを期待して居る次第であります、充分手腕をお振ひ下さいまし、民團に對して及ぶだけ成績をお擧げにならんことを願つて置きます、その他の租界局員に對しても御禮を申上げて置きます。（拍手起る）</p> <p>◎行政委員會長（白井忠三君） 行政委員會を代表して、通常民會の閉會に際して一言御挨拶を申上げます、議案は相當多數であります、但し、議定の會期を一日剩す程に進行し、而かも提出案の大半は僅かの修正を以て御協議を得たことは行政委員會の欣快とする所であります、之れに民團行政に對する進歩であり、同時に局に當る吾々の意見の闊闊なる協調を示す次第であります、是に依つて委託の輕からざることを感じます、顧みれば民團の事務は益多端今後吾々は之と解快すべく努力致しますが、民會議員諸君の深甚なる御尽力と御同情を願つて置きます、同時に民會が圓滿に進行したことは監督官廳の御監督は因より、議長副議長の充分なる御手腕が此議事の進行を助けたものであります、此點に於て民團議長副議長及監督官にもお禮を申上げたいのであります。（拍手起る）</p> <p>◎議長（里澤兼次郎君） 閉會に臨み一言御挨拶致します、私共正副議長は連日諸君と議事に拂つて居ましたが、議場不馴れにも不拘、大なる過なく順序好く總ての議案を議了したことは偏に監督官の賜ものは勿論、議員各位が衷心より援助して下された結果であります、過去一ヶ月の行政委員の御努力は甚大なるものであります、行政委員會を開くこと四十二回、議了された議案は三百一件であります、就中天津多年の宿望たる埠頭の築造問題も解決して、十月一日工事を開始され、又支那の動亂は十月に起り、我租界は正に戰禍の巣とならんとしたが行政委員會は義勇隊を組織され、是が危地より脱せしめられた骨折に對しては深く感謝する所であります、唯今白井會長、西村議員から過分の御禮を申され之に應する言葉が無いのであります、亦一面議員諸君の深甚なる御援助に依つて正副議長が全く任務を盡したこと感謝致します、之を以て御挨拶と致します。（拍手起る）</p> <p>◎中島理事 唯今民會議員を代表して私に迄過當なる御挨拶を賜はり恐縮に存じます、民團吏員を代表して御挨拶申上げますが、私は個人としては淺學であります、幸ひにも監督官廳始め</p>	<p>(139)</p> <p>堪へない次第であります、此點に於て民會議長、行政委員及議員諸君の勞に對して深甚なる敬意を表したいと思ひます、行政委員諸君に於ては、此豫算の運用に意を注がれ民團發展に御盡力あらんことを希望する次第であります。（拍手起る）</p> <p>◎西村 捷君 私は激越であります、前例に倣ひ、閉會に臨み關係諸君に御挨拶申上げます</p> <p>第十九回民會も爰に閉會を告げ、民團法改正以來第二回の會議であります、此民會に於ては可なり膨大なる歳入出豫算を上程されて重要な議案が澤山上程され、居ましたが、是に對して行政委員各位は盡夜熱心を以て此案に對して御盡力下されたことに對して民會議員は深く感謝する所であります、監督官廳から連日御臨下されまして、此民會に對し非常な厚意を以てお臨み下さいましたことをお禮申上げる次第であります、それから議長副議長に於ては連日隨分混雜する案もありましたが、能く此議場を御整理下さいましたことは私共の感謝して描かない所であります、茲に衷心より御禮を申上げます、終りに一言申たいことは民團が新たに好理事を得たことであります、中島君は深遠の學才を以て其局に當られたことは今後事務を擧げることに於て好き效果を擧げられることを期待して居る次第であります、充分手腕をお振ひ下さいまし、民團に對して及ぶだけ成績をお擧げにならんことを願つて置きます、その他の租界局員に對しても御禮を申上げて置きます。（拍手起る）</p> <p>◎行政委員會長（白井忠三君） 行政委員會を代表して、通常民會の閉會に際して一言御挨拶を申上げます、議案は相當多數であります、但し、議定の會期を一日剩す程に進行し、而かも提出案の大半は僅かの修正を以て御協議を得たことは行政委員會の欣快とする所であります、之れに民團行政に對する進歩であり、同時に局に當る吾々の意見の闊闊なる協調を示す次第であります、是に依つて委託の輕からざることを感じます、顧みれば民團の事務は益多端今後吾々は之と解快すべく努力致しますが、民會議員諸君の深甚なる御尽力と御同情を願つて置きます、同時に民會が圓滿に進行したことは監督官廳の御監督は因より、議長副議長の充分なる御手腕が此議事の進行を助けたものであります、此點に於て民團議長副議長及監督官にもお禮を申上げたいのであります。（拍手起る）</p> <p>◎議長（里澤兼次郎君） 閉會に臨み一言御挨拶致します、私共正副議長は連日諸君と議事に拂つて居ましたが、議場不馴れにも不拘、大なる過なく順序好く總ての議案を議了したことは偏に監督官の賜ものは勿論、議員各位が衷心より援助して下された結果であります、過去一ヶ月の行政委員の御努力は甚大なるものであります、行政委員會を開くこと四十二回、議了された議案は三百一件であります、就中天津多年の宿望たる埠頭の築造問題も解決して、十月一日工事を開始され、又支那の動亂は十月に起り、我租界は正に戰禍の巣とならんとしたが行政委員會は義勇隊を組織され、是が危地より脱せしめられた骨折に對しては深く感謝する所であります、唯今白井會長、西村議員から過分の御禮を申され之に應する言葉が無いのであります、亦一面議員諸君の深甚なる御援助に依つて正副議長が全く任務を盡したこと感謝致します、之を以て御挨拶と致します。（拍手起る）</p> <p>◎中島理事 唯今民會議員を代表して私に迄過當なる御挨拶を賜はり恐縮に存じます、民團吏員を代表して御挨拶申上げますが、私は個人としては淺學であります、幸ひにも監督官廳始め</p>
--	---

<p>(142)</p> <p>行政委員の方の御援助に依りまして、特に就任日も浅く長年野武士的の性分が時々現はれて、今回の民會には私自身としても、議員諸君に對しても恐縮致しました、今後少し事務にも馴れましたならば、諸君の御期待に副ふやうになるかと存じます、今後何回御援助御聲援あらんとして、私は只此位置に留つた許りであります、今後は熱誠に諸君の期待に背かぬことを期して居ります。(拍手起る)</p>
午後八時三十分閉會
◎議長(黒澤兼次郎君)　是て閉會致します、極めて簡単なる夕食の用意がしてありますからご競りと召し上り下さい。
(141)
<p>大正十五年度第十九次居留民會通常會成績 通常會の成績左の如し</p> <p>一、會 議</p> <p>二、選 舉</p> <p>三、決 議</p> <p>一、居留民會々議規則改正の件</p> <p>二、民會傍聴人取締規則改正の件</p> <p>三、大正十三年度居留民會入出決算</p> <p>四、大正十三年度特別會計電氣歲入出決算</p> <p>五、大正十三年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算</p> <p>六、橋立街開修工費徵收規則廢止の件</p> <p>七、橋立街開修工費特別會計條例廢止の件</p> <p>八、臨時財源調査會章程廢止の件</p> <p>九、課金法調査會條例廢止の件</p>
<p>可 可 可 可 承 承 承 承 可</p> <p>決 決 決 決 決 認 認 認 決 決</p>

<p>(146)</p> <p>大正十五年度天津居留民會通常會議事速記錄附錄</p> <p>大正十五年度天津居留民會通常會に於て議決したる諸事項及決算報告書並に大正十五年度居留民團成員出豫算左の如し</p> <p>(一) 土地家屋台帳及地籍圖ニ關スル手數料徵收條例制定ノ件報告 大正十四年五月二十五日總領事館令第二號天津帝國專管居留地土地建物届出規則發布セラレ當民團保管ノ土地家屋台帳及地籍圖ノ閱覽及贈本附ノ願出ヅルモノアリ依テ土地家屋台帳及地籍圖ニ關スル手數料徵收條例ヲ左ノ通り相定メ居留民團法施行規則第五十八條ニ依リ總領事ノ指揮ヲ受ケ大正十四年七月二十五日ヨリ施行セリ</p> <p>右報告候也</p>	<p>(145)</p> <p>大正十五年三月 日 行政委員會長 白井忠三</p> <p>土地家屋台帳及地籍圖ニ關スル手數料徵收條例</p> <p>土地家屋台帳ノ閱覽及贈本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ノ手數料ヲ活ヘ民團ニ申出ツヘシ</p> <p>一、土地家屋台帳及地籍圖ノ閱覽</p> <p>一、台帳ノ贈本</p> <p>一、地籍圖ノ贈本</p> <p>附 則</p> <p>本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス</p>
---	--

<p>(148)</p> <p>(二) 居留民會々議規則改正ノ件 (可決)</p> <p>居留民會々議規則左ノ通り改ム</p> <p>民會々議規則</p> <p>第一章 招集及會議</p> <p>第一條 民會議員會議ノ爲招集セラレタルトキハ開會定刻前議事堂ニ參集シ其都度名刺ヲ受付 ニ通スヘシ</p> <p>民會書記前項名刺ヲ受付ケタルトキハ之ヲ議員名簿ニ對照スヘシ</p> <p>第二條 會議ハ公開トス但議長又ハ議員十名以上ノ發議ニ依リ民會之ヲ可決シタルトキハ秘密會 議ト爲スコトヲ得</p> <p>第三條 會議ノ開始、延會、休憩、中止、散會ハ議長之ヲ宣告ス</p> <p>第四條 會議時間ハ議長ノ定ムル所ニ依ル</p> <p>第五條 議長ハ開會ノ始ニ議員ノ異動及諸般ノ報告ヲ爲スヘシ</p> <p>第六條 議長ハ議事日程ヲ定メ議場ニ報告ス</p> <p>第七條 議事日程變更ノ動議アルトキ又ハ議長自ラ必要ト認メタルトキハ之ヲ議場ニ詰リ討論ヲ用ヒシテ採決ス</p> <p>行政委員會長急遽ヲ要スル事項ノ附議ヲ請求シタルトキハ議長ハ之ヲ議事日程ニ追加スルコトヲ得</p>	<p>(147)</p> <p>第一讀會</p> <p>二、議長ハ第一讀會ニ於テ可決シタルトキハ讀會ヲ逐條審議ニ附シテ議條ス但議長ハ議場ニ詰リ討論ヲ用ヒシテ逐次審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ一括シ又ハ一條ヲ分割シテ討論ニ附スルコトヲ得</p> <p>二、議案ニ對スル修正ノ動議アリテ之ヲ可決シタルトキハ其報告ヲ俟ナ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ採決ス</p> <p>三、議長質問終了ト認メタルトキハ議案ノ全體ニ付キ討論セシム</p> <p>四、討論終決ト認メタルトキハ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ採決ス</p> <p>五、委員附託ノ動議アリテ之ヲ可決シタルトキハ其報告ヲ俟ナ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ採決ス</p> <p>六、第二讀會ヲ開クヘカラスト決シタルトキハ其議案ヲ廢棄シタルモノトス</p> <p>七、議案ヲ審査委員ニ附託スヘキ動議ハ本讀會ニ於テ之ヲ提出スヘシ</p> <p>第三章 讀會</p> <p>第十二條 議案ハ三讀會ヲ經テ確定議トス但民會ノ同意アルトキハ讀會ヲ省略スルコトヲ得</p> <p>第八條 議員議案ヲ提出セントスルトキハ其理由ヲ具シ五名以上ノ賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ但簡單ナルモノハ口頭ヲ以テ民會ニ報告ス</p> <p>第九條 動議ハ一名以上ノ賛成者アルニ非セレハ議題ト爲スコトヲ得ス但算數ノ正誤字句ノ更正ニ在ラル修正ノ動議及懲罰ニ關スル動議ハ五名以上ノ賛成者アルコトヲ要ス</p> <p>第十條 既ニ成立シタル修正案又ハ建議案ヲ發案者自ラ撤回シ他ノ議員之ヲ繼續セントスルトキハ更ニ規定ノ賛成者アルコトヲ要ス</p> <p>第十一條 一日否決シタル議案ハ其會期中再ヒ提出スルコトヲ得ス</p>
---	--

<p>(150)</p> <p>ヘシ 第十四條 発言ヲ求ムル者二人以上アルトキハ議長ハ先起立者ヲ呼ヒ發言セシム同时ニ起立シタルトキハ議長ノ定ムル所ニ依ル</p> <p>第十五條 議題ノ範囲外ニ涉リ發言ヲ爲スコトヲ得ス</p> <p>第十六條 一事項未決定・サル間ハ他ノ事項ニ付キ發言スルコトヲ得ス</p> <p>第十七條 議長議案ニ付キ質問ヲ爲シ又ハ意見ヲ述ヘントストキハ副議長ニ副議長故障アルトキハ假議長ニ譲リ議員席ニ着クヘシ此場合ニ於テハ其議案ヲ議決スルマテ議長席ニ復スルコトヲ得ス</p> <p>第十八條 議長ハ緊急ノ事項アルニ當リ議員ノ發言ヲ止メ其陳述ヲ爲スコトヲ得</p>	<p>(149)</p> <p>第五章 採決 第十九條 討論未タ終ラサルモ議長ニ於テ論旨既ニ盡キタリト認ムルトキハ之ヲ議場ニ附リ直チニ採決スルコトヲ得</p> <p>第二十條 議長採決ヲ宣告シタル後ハ其議題ニ付キ發言スルコトヲ得ス</p> <p>第二十一條 出席議員ハ必ず可否ノ數ニ加ハルヘシ</p> <p>第二十二條 可否ハ過半數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル若シ有効説數減ニ分レ孰レモ過半數ニ滿タサルトキハ委員ヲ設ケテ之ヲ調査シ其意見ヲ民會ニ報告セシメ然ル後之ヲ決スヘシ</p> <p>第二十三條 採決ノ順序ハ廢案ヲ先ニシ修正案ヲ次トシ原案ヲ後トス若シ修正案數多アルトキハ其ノ趣意ノ最モ原案ニ遠キモノヨリ順次採決ス</p>
---	--

<p>(152)</p> <p>委員長故障アルトキハ他ノ委員代テ報告スヘシ 第三十三條 委員會ニ於テ少數ニテ廢棄セラレタル意見ハ其同意者委員會ノ三分ノ一以上ニ及ブトキハ委員會ノ報告ト共ニ之ヲ議場ニ報告スルコトヲ得</p> <p>第三十四條 委員會ハ委員半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス可否ノ採決ハ過半數ニ依ル</p>	<p>(151)</p> <p>第七章 秩序 第三十五条 議員議場ニ入ルトキハ異様ノ服装ヲ爲スヘカラス 第三十六条 會議中無禮ノ語ヲ用ヒ又ハ他人ノ身上ニ涉リ言論シ若クハ規則ニ違反シ其他議事ノ進行ヲ妨ダ秩序ヲ亂ス議員アルトキハ議長之ヲ警告シ又ハ制止シ若クハ發言ヲ取消サシメ命ニ從ハサルトキハ一時之ニ退場ヲ命スルコトヲ得</p> <p>第三十七条 議長ハ以上ノ外議事ヲ整理シ議場ノ秩序ヲ保持ス</p> <p>第八章 懲罰 第三十八條 民會議員ニシテ左ノ行爲アリタルトキハ民會ノ決議ヲ以テ懲罰ニ附セラルコトヲ得ルヘシ 一、秘密會ノ議事ヲ漏洩シタル者 二、第七章第三十六條ニ該當スル者 三、一定期間中出席ヲ停止ス</p> <p>第三十九條 議長必要ト認メタルトキ若クハ懲罰ノ動議成立シタルトキハ討論ヲ用ヒスシテ懲罰委員ニ附託スルヤ否ヤヲ採決ス 委員ニ附託スルヤ否ヤヲ採決ス</p> <p>第四十条 懲罰委員ハ十名トス其選定方法ハ民會ニ於テ之ヲ決ス</p> <p>第四十一条 懲罰委員ハ公開シタル議場ニ於テ講責ス</p>
--	---

第六章 委員
第二十七條 議案ノ調査又ハ修正・民團事務ノ検査若クハ文案ノ起草其他會議ニ於テ必要ト認メテ以テ採決スルコトヲ得

第二十五條 議題ニ對シ發言者ナキトキハ議長ハ讀會ヲ省略シ全會一致ヲ以テ可決シタルモノト認メ其旨ヲ宣告スルコトヲ得

第二十六條 議事ノ手續ニ關シ異議ナ生シタルトキハ先ツ其ノ問題ニ就キ議決スルモノトス
コトヲ得

委員決定シタルトキハ議長ハ委員會ヲ招集ス

第二十七條 議案ノ調査又ハ修正・民團事務ノ検査若クハ文案ノ起草其他會議ニ於テ必要ト認メタル事件ニ關シ民會ノ決議ニ依リ委員ヲ設ケ附託スルコトヲ得

第二十八條 委員ハ無記名連記投票ニ依リ之ヲ選舉ス但議員多數ノ意見ニ依リ議長之ヲ指名スルコトヲ得

委員決定シタルトキハ議長ハ委員會ヲ招集ス

第二十九條 委員會ハ委員長ヲ互選ス委員長定マルマテ八年長者ヲ以テ假委員長ト爲ス
委員長ハ委員會ヲ招集シ其議長トナル委員長故障アルトキハ臨時ニ議長ヲ互選ス

第三十條 委員會ノ調查又ハ修正・民團事務ノ附託シタル事件外ニ涉ルコトヲ得

第三十一條 発案者・委員選ハレサルトキト雖モ委員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得但表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第三十二條 委員會ノ審査終リタルトキハ委員長ハ其結果ヲ議場ニ報告スヘシ

第十一章 議事錄
第四十七條 議長ハ書記ヲシテ會議ノ議事錄ヲ作ラシメ議長及當日出席シタル二名以上ノ議員之

<p style="text-align: right;">二 署名スヘシ</p> <p>第四十八條 議事録ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、民會ノ成立、開會、閉會ニ關スル事項及年月日 二、開會、散會、延會、中止ノ年月日時 三、出席議員ノ氏名 四、議長、會計検査委員及委員ノ報告要旨 五、會議ニ附シタル議案ノ題目及提出者ノ氏名 六、議題トナリタル動議及動議提出者ノ氏名 七、會議ニ於ケル辯論ノ要旨 <p>八、決議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 九、表決及可否ノ數ヲ計算シタルトキハ其數 十、其他會議ニ於テ必要ト認メタル事項 <p>附則</p> <p>第五十條 議事録ノ速記録ヲ作リタルトキハ議長ハ之ヲ監督官廳行政委員會及各議員ニ送付スヘシ</p> <p>第四十九條 議長ハ民會終了ノ翌日ヨリ七日以内ニ議事録ノ謄本ヲ監督官廳行政委員會及各議員ニ送付スヘシ</p> <p>明治四十一年三月十六日發布ノ居留民會々議規則ハ之ヲ廢止ス</p> <p>本規則ハ發布ノ日ヨリ施行ス</p> <p>附則</p> <p>(一) 民會傍聴人取締規則改正ノ件 (可決)</p> <p>第一條 天津ニ於テ居留民團法ノ適用又ハ準用ヲ受クヘキ日本人並ニ外國人ハ居留民會々議ヲ傍聴スルコトヲ得</p> <p>第二條 左記各號ニニ該當スル者ハ傍聴スルコトヲ不得</p> <p>前項以外ノ者ト雖モ議員ノ紹介アルトキハ傍聴ヲ爲スコトヲ得</p> <p>一、戎器ヲ攜帶スルモノ</p> <p>二、瘋癲、白痴者及酩酊者</p> <p>三、異様ノ服装ヲ爲シタル者</p> <p>第三條 傍聴人ハ議場係員ノ指図ニ從ヒ傍聴席ニ着キ靜肅ヲ守リ私語喧騒ニ涉ルヘカラズ</p> <p>第四條 傍聴人ハ議場ノ言論又ハ採決ニ對シ可否ノ批評ヲ爲スヘカラズ</p> <p>第五條 傍聴席ニ於テ飲食又ハ喫煙スヘカラズ</p> <p>第六條 傍聴人ハ議員席ニ入ルコトヲ得ス</p> <p>第七條 本則ニ背キ制止ヲ肯セサル者ハ退場セシム</p> <p>本規則ハ發布ノ日ヨリ施行ス</p> <p>附則</p> <p>明治四十一年三月十六日發布ノ民會傍聴人取締規則ハ之ヲ廢止ス</p>	<p style="text-align: right;">(154)</p> <p style="text-align: right;">(155)</p>
---	---

(三) 大正十三年度居留民團歲入出決算書		(承認)	
大正十三年度居留民團歲入出決算書		歲 入	
一銀四拾九萬六千八百七拾八弗七拾五仙	歲 出	經常部歲入高	臨時部歲入高
一銀八萬四千四百參拾壹弗參仙			
計銀五拾八萬壹千參百九弗七拾五仙			
差引銀五萬八千九百參拾壹弗六拾壹仙			
(四) 大正十三年度特別會計電氣歲入出決算書	(決 算 表 省 略)	大正十四年度へ繰越高	經常部歲出高
大正十三年度特別會計電氣歲入出決算	(承認)		
一銀參拾九萬參百參拾壹弗五拾參仙	歲 入	經常部歲入高	臨時部歲出高
計銀參拾九萬參百參拾壹弗五拾參仙	歲 出	經常部歲入高	臨時部歲出高
一銀參拾九萬七千五百參拾九弗壹仙			
計銀參拾九萬七千五百參拾九弗壹仙			
差引銀八萬貳千七百九拾四弗五拾貳仙			
(五) 大正十三年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算書	(決 算 表 省 略)	大正十四年度へ繰越高	經常部歲出高
大正十三年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算	(承認)		
一金七萬七千五拾壹圓四拾錢也	歲 入	經常部歲出高	臨時部歲出高
計金七萬七千五拾壹圓四拾錢也	決 算 高		
一金七萬七千五拾壹圓四拾錢也	歲 出		
計金七萬七千五拾壹圓四拾錢也	決 算 高		
(六) 橋立街開修工費徵收規則廢止ノ件	(可決)		
本條例ハ大正十五年四月一日限り之ヲ廢止ス			
(七) 橋立街開修工費特別會計條例廢止ノ件	(可決)		
本條例ハ大正十五年四月一日限り之ヲ廢止ス			

<p>(158) 民團公告</p> <p>第一條 本民團條例及公告ハ本民團事務所門前ニ掲示シ若クハ當地發行ノ邦字新聞ニ登載スルヲ以テ公告式トす但新聞ノ種類ハ別ニ之ヲ指定ス</p> <p>第二條 本民團ノ條例及公告ハ日本文ヲ以テス</p> <p>第三條 本民團ノ條例及公告ニシテ施行期日ヲ定メサルモノハ發布ノ日ヨリ起算シ五日ヲ經テ施行ス</p> <p>第四條 本民團條例及公告ハ凡テ發布ノ年月日ヲ記入シ行政委員會長ニ署名ス</p> <p>附 則</p> <p>明治四十年九月十日發布ノ日ヨリ施行ス</p> <p>本條例ハ發布ノ日ヨリ改ム</p> <p>(一四) 課金調査委員會條例改正ノ件 (可決)</p> <p>課金調査委員會條例</p> <p>課金調査委員會</p> <p>第一條 本民團ニ課金調査委員會ヲ設ク</p> <p>第二條 本會ノ目的左ノ如シ</p> <p>一、土地課金及土地使用料ノ賦課決定ニ關シ必要ナル査定ヲ爲スコト</p> <p>二、取得課金及營業課金ノ賦課決定ニ關シ取得高、營業高及課金負擔等級ノ査定若クハ認定ヲ爲スコト</p> <p>三、課金、使用料、手數料ニ關スル規定及徵收狀態ノ適否ニ付キ調査ヲ爲スコト</p> <p>四、行政委員會ノ諮問ニ應シ土地及建物價格ノ調査ヲ爲スコト</p> <p>第三條 課金調査委員ハ十五名トシ民會議員選舉有權者中ヨリ行政委員會之ヲ嘱託ス但必要ニ應シ増員スルコトヲ得</p> <p>第四条 委員ハ名譽職トス</p> <p>第五條 本會ニ正副委員長各一名ヲ置キ委員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム</p>	<p>(157) 土地課金條例</p> <p>第六條 委員ノ任期ハ一ヶ年トス但定數ニ缺員ヲ生シ補缺ヲ爲シタルトキハ其者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス</p> <p>第七條 本會ニ於テ査定又ハ調査シタル事項ハ之ヲ行政委員會ニ報告ス</p> <p>第八條 本會ハ其代表者ヲ行政委員會ニ出席セシメ意見ヲ陳述スルコトヲ得</p> <p>第九條 本會ニ書記名ヲ置キ民團書記ヲシテ兼掌セシム</p> <p>第十條 本會ノ必要ナル經費ハ居留民團ニ於テ支辦ス</p> <p>附 則</p> <p>本條例ハ大正十五年四月一日ヨリ施行ス</p> <p>(一五) 土地課金條例改正ノ件 (可決)</p> <p>本件ハ大正十五年四月一日限リ之ヲ廢止ス</p> <p>(一六) 事業資金調達ノ爲メ國庫補助請願委員會設置ノ件廢止ノ件 (可決)</p> <p>本件ハ大正十五年四月一日限リ之ヲ廢止ス</p> <p>(一七) 事業資金調達ノ爲メ國庫補助請願委員會設置ノ件廢止ノ件 (可決)</p> <p>本件ハ大正十五年四月一日限リ之ヲ廢止ス</p> <p>(一八) 臨時財源調査會章程廢止ノ件 (可決)</p>
--	---

<p>(160) 家屋課金條例</p> <p>第一條 行政委員會ノ對象者ニ對シ異議ヲ申立テタル爲メ所定ノ期限内ニ納入セサリシ者ハ異議ニ對スル決定アリシ日ヨリ一週間内ニ納入スヘシ</p> <p>(一六) 家屋課金條例改正ノ件 (可決)</p> <p>家屋課金條例</p> <p>第一條 天津日本專管居留地ノ地域内ニ於テ家屋ヲ所有スル者ハ本條例ニ依リ家屋課金ヲ納ムル</p>	<p>(159) 家屋課金條例</p> <p>第六條 委員ノ任期ハ一ヶ年トス但定數ニ缺員ヲ生シ補缺ヲ爲シタルトキハ其者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス</p> <p>第七條 本會ニ於テ査定又ハ調査シタル事項ハ之ヲ行政委員會ニ報告ス</p> <p>第八條 本會ハ其代表者ヲ行政委員會ニ出席セシメ意見ヲ陳述スルコトヲ得</p> <p>第九條 本會ニ書記名ヲ置キ民團書記ヲシテ兼掌セシム</p> <p>第十條 本會ノ必要ナル經費ハ居留民團ニ於テ支辦ス</p> <p>附 則</p> <p>本條例ハ大正十五年四月一日ヨリ施行ス</p> <p>大正五年十二月二十日發布土地課金條例ハ之ヲ廢止ス</p> <p>(一六) 家屋課金條例改正ノ件 (可決)</p> <p>家屋課金條例</p> <p>第一條 行政委員會ノ對象者ニ對シ異議ヲ申立テタル爲メ所定ノ期限内ニ納入セサリシ者ハ異議ニ對スル決定アリシ日ヨリ一週間内ニ納入スヘシ</p> <p>(一六) 家屋課金條例改正ノ件 (可決)</p> <p>家屋課金條例</p> <p>第一條 天津日本專管居留地ノ地域内ニ於テ家屋ヲ所有スル者ハ本條例ニ依リ家屋課金ヲ納ムル</p>
---	---

		(162)	(161)
全	五千弗以上	附 則	義務ヲ負フ
全	四千弗以上	本條例ハ大正十五年四月一日ヨリ施行ス	本課金ハ毎年家屋賃貸價格年額ノ百分ノ三ヲ賦課ス
全	三千五百弗以上	大正五年十二月二十二日發布家屋課金條例ハ之ヲ廢止ス	第三條 前條ノ賃貸價格ハ課金調査委員會ノ査定ヲ經テ行政委員會之ヲ決定ス
全	二千五百弗以上	(一七) 取得課金條例改正ノ件 (可決)	第四條 領事官又ハ行政委員會ニ於テ公認シタル公益ノ爲メニ使用スル家屋ニ對シテハ課金ヲ減免スルコトヲ得
全	一千五百弗以上	取得課金條例ヲ左ノ通り改ム	第五條 現ニ使用收益セサル家屋ハ所有者ノ届出ニ依リ行政委員會ノ決議ヲ經テ課金ヲ半減スル
全	一千五百弗以上	本課金ハ毎年一度左ノ四期ニ分チ毎期納入期日一週間前ニ納入告知書ヲ發シ之ヲ徵收ス	第六條 行政委員會ニ於テ課金負担額ヲ決定シタルトキハ之ヲ各負担義務者ニ告知ス
全	一千五百弗以上	至一月三十日限り	第七條 本課金ハ毎年一度左ノ四期ニ分チ毎期納入期日一週間前ニ納入告知書ヲ發シ之ヲ徵收ス
全	一千五百弗以上	至二月三十日限り	コトヲ得
全	一千五百弗以上	至三月三十日限り	第八條 行政委員會ノ決定ニ對シ異議ヲ申立テタル爲メ所定ノ期限内ニ納入セサリシ者ハ異議ニ對スル決定アリシ日ヨリ一週間に内ニ納入スヘシ
全	一千五百弗以上	至四月三十日限り	第一條 本民團ノ地區内ニ住居シ一戸ヲ構ヘ若クハ獨立ノ生計ヲ營ム帝國臣民ハ本條例ニ從セ取
全	一千五百弗以上	至五月三十日限り	得課金ヲ納ムル義務ヲ負フ
全	一千五百弗以上	至六月三十日限り	本民團ノ別ニ定ムル營業課金、雜種課金ヲ負担スル者ニハ其ノ課金ノ基本タル營業又ハ業務ヨリ生スル取得ニ對シ本條例ヲ適用セス
全	一千五百弗以上	至七月三十日限り	第二條 本課金ハ毎年左ノ率ニ依リ賦課ス
全	一千五百弗以上	至八月三十日限り	年取得高 千五百弗以上 全 千分ノ四
全	一千五百弗以上	至九月三十日限り	全 千分ノ六
全	一千五百弗以上	至十月三十日限り	全 千分ノ八
全	一千五百弗以上	至十一月三十日限り	全 千分ノ十
全	一千五百弗以上	至十二月三十日限り	全 千分ノ十二
全	一千五百弗以上	至一月三十日限り	全 千分ノ十五
全	一千五百弗以上	至二月三十日限り	全 千分ノ十八

全 金 額 年 取 得 高 度 萬 弗 以 上	七千弗以上	全 金 額 千分ノ二十二 八十八
但年取得高壹萬弗以上壹千弗ヲ増ス每ニ千分ノ五ヲ加フ		
第三條 本課金負担義務者ハ毎年十一月三十日迄ニ一ヶ年取得収算高ヲ申告スヘシ但新ニ負擔義務ヲ生シタル者若クハ取得高ニ著シキ變更アリタル者ハ一週間内ニヲ申告スヘシ		
前項ノ取得高トハ一定ノ俸給ヲ受クル者ニ付テハ本俸及在外手當ヲ通算シタル額トシ其他ニ在リテハ總收入額ヨリ必要ナル經費ヲ控除シタルモノトス		
申告ヲ爲サル者ノ取得高ハ課金調査委員會之ヲ認定ス		
第四條 前條ノ取得高ハ課金調査委員會ノ査定若クハ認定ヲ經テ行政委員會之ヲ決定ス		
第五條 本課金負擔者本民團地盤内ヨリ住居ニ他ニ轉スルトキハ其旨届出ツヘシ		
第六條 行政委員會ニ於テ本課金負擔額ヲ決定シタルトキハ之ヲ各負擔義務者ニ告知ス		
第七條 本課金ハ每一年度ヲ左ノ四期ニ分チ毎期納入期日一週間前ニ納入告知書ヲ發シ之ヲ徵收ス		
第一期 自一月至六月 四月三十日限り		
第二期 自七月至九月 七月三十日限り		
第三期 自十月至十二月 十月三十日限り		
第四期 自一月至三月 一月三十日限り		
第八條 行政委員會ノ決定ニ對シ異議ヲ申立テタル爲メ所定ノ期限内ニ納入セサリシ者ハ異議ニ 對スル決定アリシ日ヨリ一週間に内ニ納入スヘシ		
第九條 本條例ハ居民團法施行規則第七條ニ該當スル外國人ニ之ヲ準用ス		
附 則		
第一條 本民團ノ地區内ニ店舗又ハ事務所ヲ構ヘ營業ヲ營ム帝國臣民並ニ帝國營利法人ハ本條例 ニ從ヒ營業課金ヲ納ムル義務ヲ負フ		
獨立ノ店舗又ハ事務所ヲ有セスト雖モ民團ノ地區内ニ滯在又ハ住居シ營業ヲ營ム者亦同シ本民 團ノ別ニ定ムル雜種課金ヲ負担スル者ニハ其課金ノ基本タル營業ニ對シ本條例ヲ適用セス		
第二條 本課金ハ毎年左ノ等級ニリ賦課ス		
第一級 年課金 銀四 第二級 全 銀八 第三級 弗		

<p>(168)</p> <p>第三條 本課金負担義務者ハ毎年十一月三十日迄ニ自己ノ次年度課金負担等級ヲ申告スヘシ 二負担義務ヲ生シタル者ハ一週間内ニ之ヲ申告スヘシ 申告ヲ爲サル者等級ハ課金調査委員會之ヲ認定ス</p> <p>第四條 本課金負担義務者ハ課金調査委員會ノ査定若クハ認定ヲ經テ行政委員會之ヲ決定ス</p> <p>第五條 本課金負担義務者本民團地區内ヨリ住居ヲ他ニ轉スルトキハ其旨届出ツヘシ</p> <p>第六條 行政委員會ニ於テ本課金負担額ヲ決定シタルトキハ之ヲ各負担義務者ニ告知ス</p> <p>第七條 本課金ハ每一年度ヲ左ノ四期ニ分チ毎期納入明日一週間前ニ納入告知書ヲ發シ之ヲ徵收ス</p>
<p>第一期 自六月四日至六月四月三十日限リ</p>
<p>第二期 自七月一日至七月三十日限リ</p>
<p>第三期 自十月一日至十月三十日限リ</p>
<p>第四期 自一月一日至一月三十日限リ</p>
<p>附 則</p>
<p>第九條 本條例ハ居留民團法施行規則第七條ニ該當スル外國人並ニ外國營利法人ニ之ヲ準用ス</p> <p>本條例ハ大正十五年四月一日ヨリ施行ス</p> <p>第八條 行政委員會ノ決定ニ對シ異議ヲ申立テタル爲メ所定ノ期限内ニ納入セサリシ者ハ異議ニ對スル決定アリシ日ヨリ一週間内ニ納入スヘシ</p> <p>(一九) 雜種課金條例改正ノ件 (修正可決)</p> <p>雜種課金條例ヲ左ノ通り改ム</p> <p>第一條 天津日本總管居留地ノ地域内ニ於テ左ノ營業又ハ業務ヲ營ム者ハ本條例ニ依リ雜種課金ヲ納ム。義務ヲ負フ。</p> <p>一、遊 戲 場</p> <p>一、常 設 興 行</p> <p>一、臨 時 典 行</p> <p>一、貸 座 敷</p> <p>一、常 設 興 行</p> <p>第二條 本課金ハ左ノ區別ニ依リ賦課ス</p>

(170)		(169)	
特 一等	月 額	銀 三 百 弗	賣上花代總收入高百分ノ五但行政委員會ノ決議ニ依リ百分ノ三・五迄低減スルコトヲ得
全 二等	同	銀 百 弗	支 同
全 三等	同	銀 五 拾 弗	一 等
一 等	同	銀 五 弗	二 等
二 等	同	銀 三 弗	三 業 組 合
三 等	同	銀 三 弗	藝 妓
酌 婦	同	銀 三 弗	抱妓一名ニ付キ月額銀壹弗
一 等	常 設	銀 三 拾 弗	一 等
二 等	月 額	銀 六 拾 弗	月 額
三 等	同	銀 五 拾 弗	銀 三 弗
四 等	同	銀 四 拾 弗	銀 五 拾 仙
五 等	同	銀 三 拾 弗	銀 貳 拾 五 弗
六 等	同	銀 六 拾 弗	銀 貳 拾 五 弗
七 等	同	銀 五 拾 弗	銀 貳 拾 五 弗
興行日數ニ依リ一日ニ二弗以上二十弗迄	臨 時 興 行	銀 五 拾 弗	銀 貳 拾 五 弗
第三條 本課金ノ等級ハ行政委員會之ヲ決定ス			
第四條 本課金ハ毎月十日迄ニ其月分ヲ納入スヘシ但臨時興行ニ在リテハ興行許可日數ニ應シ之ヲ前納スヘシ			
一、銀六千貳百參拾弗	(二〇) 天津日本青年會補助金ノ件 (可決)		
天津日本青年會附屬事業タル青年補習夜學校經費不足ノ爲メ補助請願アリタルヲ以テ前記ノ金額補助ヲ至當ナリト認メタルニ由ル	理由	右提出ス	附則

	(172)	(171)
（參 考）		
大正十二年度銀五千弗 大正十三年度銀四千弗	天津日本少年義勇團經費不足ノ爲メ補助請願アリタルヲ以テ前記ノ金額補助ヲ至當ナリト認メ 右提出ス	天津日本少年義勇團補助金ノ件 （可決）
一、銀參百五拾弗	天津日本少年義勇團大正十五年度補助額	大正十四年度銀五千五百弗
二、銀ニ山ル		大正十二年度銀五百弗
三、銀七千弗	私立天津高等女學校大正十五年度補助額	大正十三年度銀參百五拾弗
四、タルニ山ル	右提出ス	大正十四年度銀五百弗
（參 考）		（參 考）
理 由		（參 考）
私立天津高等女學校經費不足ノ爲メ補助請願アリタルヲ以テ前記ノ金額補助ヲ至當ナリト認メ タルニ山ル		私立天津高等女學校輔助金ノ件 （可決）
大正十二年度銀參千弗 大正十三年度銀四千弗		大正十四年度銀七千弗
大正十四年度銀七千弗		大正十四年度特別會計電氣歲入出追加豫算案 （可決）
（二三）大正十四年度特別會計電氣歲入出追加豫算案 （可決）		大正十四年度銀七千弗
歲 入		歲 出
歲 出		歲 入
追 加 豫 算 額		追 加 豫 算 額
（參 考）		（參 考）
一銀參千弗也		一銀參千弗也
一歲 出		一歲 入
計銀參千弗也		計銀參千弗也
歲 出		歲 入
歲 入		歲 出
追 加 豫 算 額		追 加 豫 算 額
（參 考）		（參 考）
（豫 算 表 省 略）		（豫 算 表 省 略）

(174)		(173)	
歲	出	歲	出
一銀四拾參萬五千六百貳弗五拾仙也		經常部 豫算高	經常部 豫算高
一銀參萬四千貳百四拾四弗也		臨時部 豫算高	臨時部 豫算高
計銀四拾六萬九千八百四拾六弗五拾仙也		(豫算表省略)	(豫算表省略)
歲	入	歲	入
一金貳萬五千六百八拾參圓八拾錢		經常部 豫算高	經常部 豫算高
計金貳萬五千六百八拾參圓八拾錢		(豫算表省略)	(豫算表省略)
一金貳萬五千六百八拾參圓八拾錢		歲	入
計金貳萬五千六百八拾參圓八拾錢		歲	出
		歲	出
		歲	豫算高
		歲	豫算高

一、議員	二、會場期	三、會員	大正十五年度通常民會要錄
五十八名	大正十五年三月二十五日ヨリ同三十日迄六日間	公會堂	
(省略す)			
記	副議長	書記	大正十五年度通常民會要錄
北河鈴平今宮中砂黒澤兼次	大正十五年三月二十五日ヨリ同三十日迄六日間	大正十五年三月二十五日ヨリ同三十日迄六日間	大正十五年三月二十五日ヨリ同三十日迄六日間
森島美喜久重政德太太	公會堂	公會堂	公會堂
信成郎郎胤央次實郎	(省略す)	(省略す)	(省略す)